

資料編

平成 24 年 10 月改定
平成 27 年 3 月一部見直し
平成 31 年 3 月一部見直し
令和 3 年 3 月一部見直し
令和 5 年 6 月一部見直し
令和 5 年 12 月一部見直し
令和 7 年 5 月一部見直し
令和 8 年 5 月改定
小松市防災会議

資料編 目次

内 容	頁
1 防災関係規則・条例	
(1) 小松市防災会議条例	規則条例 1
(2) 小松市防災会議委員	規則条例 3
(3) 小松市災害対策本部条例	規則条例 4
(4) 小松市災害対策本部要綱	規則条例 5
(5) 小松市災害弔慰金の支給等に関する条例	規則条例 6
(6) 小松市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	規則条例 10
(7) 小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱	規則条例 14
(8) 小松市自主防災組織防災訓練補助金交付要綱	規則条例 18
(9) 小松市防災行政無線施設条例	規則条例 19
(10) 小松市防災行政無線施設条例施行規則	規則条例 21
(11) 小松市いのちを守る防災・減災推進条例	規則条例 29
(12) 健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例	規則条例 31
2 防災関係法規等一覧	関係法規 1
3 関係機関等の連絡先	
(1) 県、市町	連絡先 1
(2) 県関連部局	連絡先 2
(3) 警察署・消防署（小松市関連分）	連絡先 3
(4) 関係指定地方行政機関	連絡先 4
(5) 関係自衛隊の部隊等	連絡先 4
(6) 関係指定公共機関等（近隣支部、支所等）	連絡先 5
(7) 関係指定地方公共機関等（関連事業者も含む）	連絡先 6
4 応援協定等の状況	
(1) 市町関係協定	協定 1
(2) 災害復旧・調査協定	協定 2
(3) 放送協定	協定 2
(4) 救急救護協定	協定 3
(5) 物資供給・輸送等協定	協定 3
(6) 指定福祉避難所・福祉避難所協定	協定 4
(7) 指定緊急避難場所使用に関する協定等	協定 5
(8) 消防関係協定	協定 6
(9) その他の協定	協定 7
5 応援協定等の細部	
(1) 市町関係協定	協定 9
(2) 災害復旧・調査協定	協定 24
(3) 放送協定	協定 36
(4) 救急救護協定	協定 39
(5) 物資供給・輸送等協定	協定 41
(6) 指定福祉避難所・福祉避難所協定	協定 56
(7) 指定緊急避難場所使用に関する協定等	協定 60
(8) その他の協定	協定 68

内 容	頁
6 防災上注意すべき市域の自然条件、危険箇所等の状況	
(1) 土砂災害警戒区域	危険箇所 1
(2) ため池一覧	危険箇所 9
(3) 水防注意箇所	危険箇所 1 2
(4) 雪崩発生危険箇所	危険箇所 1 6
(5) 異常気象時における道路通行規制	危険箇所 1 9
(6) 山地災害危険箇所	危険箇所 2 1
7 要配慮者利用施設一覧表	
(1) 浸水想定区域内	避難計画 1
(2) 土砂災害（特別）警戒区域内	避難計画 1 2
8 避難所等	
(1) 指定避難所	避難所等 1
(2) 指定緊急避難場所	避難所等 3
(3) 指定福祉避難所	避難所等 4
(4) 福祉避難所	避難所等 4
(5) 自主避難所	避難所等 5
(6) 予備避難所	避難所等 5
9 各種様式	
(1) 被災調査個票	様式 1
(2) 義援金（品）領収（受領）書	様式 2
(3) 災害協力応援要請書	様式 3
(4) 自衛隊災害派遣要請	様式 4
(5) 自衛隊撤収依頼書	様式 5
(6) 速報及び被害状況等の報告様式	様式 6
(7) 要請情報	様式 1 1
(8) 発信用紙／受信用紙	様式 1 2
(9) 車両・船艇・航空機調達請求書	様式 1 4
(10) 防災ヘリコプター緊急運行要請書	様式 1 5
(11) 医療救護班医療衛生材料使用簿	様式 1 6
(12) 医療品衛生材料受払簿	様式 1 7
(13) 病院診療所医療実施状況	様式 1 8
(14) 助産台帳	様式 1 9
(15) 行方不明者等受付簿	様式 2 0
(16) 遺体調書関係	様式 2 1
(17) 遺留品処理票	様式 2 3
(18) 緊急通行車両確認証明書	様式 2 4
(19) 物品受払簿	様式 2 6
(20) 応援活動結果様式	様式 2 7
(21) 輸送記録簿	様式 2 8
(22) 避難者カード	様式 2 9
(23) 避難者名簿	様式 3 0
10 その他（道路整備・臨時ヘリポート）	
(1) 緊急輸送道路等の防災道路網	その他 1
(2) 緊急輸送道路等の防災道路網図	その他 3
(3) 消雪装置設置状況	その他 4
(4) 臨時ヘリポート（離着陸場）一覧表	その他 9

1 防災関係規則・条例

(1) 小松市防災会議条例

小松市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小松市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小松市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は25人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 航空自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 石川県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 石川県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。但し、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、石川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めたもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年条例第19号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第23号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第9号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の小松市防災会議条例第3条第5項第9号の規定に基づき市長が当初に委嘱する委員の任期については、同条第6項の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の小松市防災会議条例第3条第5項第8号の規定に基づき市長が委嘱した委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

(2) 小松市防災会議委員

会長 小松市長

区分(*)	機 関 等 名 称
第 1 号委員	農林水産省北陸農政局石川県拠点
	国土交通省大阪航空局小松空港事務所
	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所
	金沢地方気象台
第 2 号委員	航空自衛隊小松基地第 6 航空団司令部
第 3 号委員	石川県南加賀土木総合事務所
	石川県南加賀保健福祉センター
第 4 号委員	石川県小松警察署
第 5 号委員	小松市副市長
	小松市こども家庭部長
	小松市健康福祉部長
	小松市民病院管理局長
第 6 号委員	小松市教育長
第 7 号委員	小松市消防長
	小松市消防団長
第 8 号委員	西日本旅客鉄道株式会社小松駅
	N T T 西日本株式会社北陸支店
	北陸電力株式会社小松支店
	佐川急便株式会社北陸支店加賀営業所
	小松ガス株式会社
	I R いしかわ鉄道株式会社小松駅
第 9 号委員	特定非営利活動法人 プウプ
	小松市医師会
	小松市社会福祉協議会
	小松市校下女性協議会

委員合計 25 人

* 第 1 号～第 9 号（委員） 小松市防災会議条例第 3 条 5 項の各号を示す。

（３）小松市災害対策本部条例

小松市災害対策本部条例

（目的）

第１条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、小松市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２ 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３ 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２ 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

３ 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４ 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２ 現地災害対策本部は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条 前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年条例第23号)抄

（施行期日）

１ この条例は、昭和58年10月１日から施行する。

附 則（平成８年条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第35号）抄

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

（４）小松市災害対策本部要綱

小松市災害対策本部要綱

（目的）

第１条 この要綱は、小松市災害対策本部条例（昭和37年条例第47号）第４条の規定に基づき、小松市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

（対策本部）

第２条 本部は、小松市役所におく。

（組織）

第３条 本部長は小松市長がこれに当たり、副本部長は、副市長のうち本部長が事前に指名する者をもって充てる。

２ 本部内に、本部事務局をおき、事務局長は危機管理・防災担当部長をもって充てる。

３ 本部に、次の対策部をおく。

市長公室対策部、総合政策対策部、行政管理対策部、こども家庭対策部、健康福祉対策部、交流推進対策部、経済環境対策部、都市創造対策部、上下水道対策部、医療対策部、消防対策部、教育対策部

４ 本部長は、特別重要事項を審議するため、本部付をおくことができる。

５ 各対策部長は、次席責任者及び本部連絡員を指名しなければならない。

（非常執務態勢）

第４条 勤務時間外等、非常執務体制に係る災害への対応要領等の細部は、小松市地域防災計画に定めるところによる。

（事務分掌）

第５条 本部事務局及び各対策部の事務分掌は小松市地域防災計画に定めるところによる。

（訓練）

第６条 災害対策本部の運用能力の向上等に必要な訓練については、小松市地域防災計画に基づき行う。

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

（５）小松市災害弔慰金の支給等に関する条例

小松市災害弔慰金の支給等に関する条例

第１章 総 則

（目的）

第１条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第２章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条 市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者より生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくし、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２ 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３ 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４ 前３項の場所において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」とい

う。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和50年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害弔慰金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年条例第42号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日（以下「適用日」という。）以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行日までの間において、この条例の改正前の条例の規定に基づいて支払われた金額はこれに相当する改正後の条例の規定に基づく金額の内払とみなす。

附 則（昭和57年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の小松市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年条例第30号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和4年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、令和4年8月4日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

「参考」：経費負担

国：1／2

県：1／4

市：1／4

（６）小松市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

小松市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第１章 総 則

（趣 旨）

第１条 この規則は、小松市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小松市条例第40号、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条 市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２ 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条 市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２ 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申し込み）

第６条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第２号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付を受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

- (3) 貸付を受けようとする理由及び資金の使途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市区町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市区町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その期限後においても、これを提出することができる。
- （保証人を立てない場合の利率）

第6条の2 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項において調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときには、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払の猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認申請書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときには、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときには、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときには、災害援護資金免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときには、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を記載した氏名等変更届（様式第16号）を、市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときには、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年条例第27号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和58年規則第41号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和58年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 6 条の 2 の規定は、令和 4 年 8 月 4 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(7) 小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱

小松市自主防災組織の設置及び育成に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小松市内の町内会等で組織する自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）を設置し、育成することにより、住民の隣保共同の精神をかん養し、もって地震等による災害対策組織の末端における防災活動の円滑な実施を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 この要綱における「自主防災組織」とは、災害から地域社会を守るため、町内会が母体となって住民が自発的に結成し運営する組織をいう。

(活動事項)

第3条 自主防災組織は、災害による被害を防止し、又は軽減するため、既存の各種防災組織（消防団、地域自衛消防隊及び防犯協会並びに防犯交通推進隊等々）との緊密な連携のもと、次に掲げる防災活動を行うものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 地域避難場所の設置と維持管理
- イ 防災知識の普及
- ウ 防災訓練の実施（出火防止、初期消火及び救出救護訓練等）
- エ 地域の安全点検（通学路及び避難路におけるブロック塀等の把握）

(2) 災害時の活動

- ア 地域住民に対する情報の伝達及び広報
- イ 避難誘導
- ウ その他、災害に関する応急活動

(育成指導)

第4条 小松市、市消防本部、及びその他の防災関係機関は、協力して自主防災組織の運営及び活動が円滑に行われるよう育成指導しなければならない。

(登録の届出)

第5条 組織を結成したときは、当該組織の代表者は、自主防災組織登録届出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出すること。

(1) 役員名簿

- ア 代表者名
- イ 地域避難所の管理責任者名
- ウ 防災訓練の実質責任者名
- エ 情報の伝達及び広報責任者名
- オ 避難誘導班の責任者名

(2) 組織図及び地域避難場所の位置現況図

(3) 各種防災組織の責任者名と町内に係るその他の防災組織に関する事項

(登録)

第6条 市長は、前条の規定に基づき登録の届出をした組織の内容を確認し、適当と認めた時は名簿に登録し、速やかに小松市消防本部、小松警察署及びその他の防災関係機関に通知する。

(活動計画書等の提出)

第7条 市長は、登録された自主防災組織のその目的を達成するために、毎年第3条に規定する活動事項に関する計画書（様式第2号）の提出を求めることが出来ることとする。

(自主防災組織の変更の届出)

第8条 前条の規定により登録された自主防災組織において、届出内容に変更を生じたときは、当該組織の代表者は、自主防災組織変更届（様式第3号）を市長に届出すること。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所
組織名
代表者名

自主防災組織登録届出書

今般、自主防災組織を結成したので届出します。

組 織 の 名 称		
母体となる町内会名		
対 象 世 帯 数 等		（世帯数 世帯） （人数 人）
結 成 年 月 日		年 月 日
代 表 者	住 民	
	氏 名	
	電話番号	

添付書類

- ① 役員名簿（イ～オに記載する者）とその組織図
- ② 地域避難場所の位置現況図
- ③ 各種防災組織の責任者名とその連絡責任者名

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所
組織名
代表者名

年間活動事項等に関する計画書

今般、 町における 年度活動計画を決定したので、計画書を提出します。

項 目	内 容（実施予定年月日等）
地 域 避 難 場 所 の 維 持 管 理	
防 火 知 識 の 普 及 及 び 防 災 訓 練 の 実 施	
地 域 の 安 全 点 検	
災 害 時 の 活 動（訓練）	
避 難 誘 導 路 の 設 置	
情 報 の 伝 達	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）小松市長

住 所
組織名
代表者名

自主防災組織変更届

今般、自主防災組織について下記のとおり変更したので届出します。

記

1 変更する事項

2 変更後の内容

（８）小松市自主防災組織防災訓練補助金交付要綱

小松市自主防災組織防災訓練補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、各町内会への自主防災組織の組織化を推進し、住民相互の防災意識の高揚等を図るために、予算の範囲内で小松市自主防災組織防災訓練補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象等）

第2条 補助金の交付対象者は、地域の防災活動を行う組織として1つ又は複数の町内会を単位として組織され、市長へ結成の届出をした団体（以下「組織」という。）とする。

2 補助金の交付対象となる経費は、組織が行う防災訓練の実施に要する経費とする。

（交付回数等）

第3条 補助金を交付する回数は、1つの組織につき、1会計年度において1回限りとする。

2 複数の組織が合同で防災訓練を行う場合の補助金の交付申請は、当該合同で防災訓練を行う組織の中の代表となるべき組織が行うものとする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、防災訓練を行うために必要な経費の2分の1の額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、別表第1に定める額を限度とする。

2 複数の組織で防災訓練を行う場合の補助金の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により算定した額に別表第2に掲げる額を加算した額（当該加算した額が防災訓練に要した額を超えるときは、当該防災訓練に要した額）とする。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

組織の規模（世帯数）	補助金の限度額
1,000世帯未満の組織	20,000円
1,000世帯以上の組織	40,000円

備考

1 初めて行う防災訓練に限り、補助金の限度額は、この表に規定する額の2倍とする。

2 複数又は校下単位で防災訓練を行う場合、組織毎の補助金の限度額の合計額を当該訓練の補助金の限度額とする。

別表第2（第4条関係）

参加する組織数	補助金の加算額
2組織～3組織	10,000円
4組織～9組織	30,000円
10組織以上	50,000円

(9) 小松市防災行政無線施設条例

小松市防災行政無線施設条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、防災情報及び行政情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系 親局から中継局、再送信子局、屋外拡声子局及び同報系受信機に情報を伝達する無線設備の総称をいう。
- (3) 移動系 基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間の通信を行う無線設備の総称をいう。
- (4) 簡易無線 簡易無線受信機に情報を伝達するための無線設備の総称をいう。
- (5) 親局 同報系の通信の運用を総合的に管理、統制するために設置する無線局をいう。
- (6) 基地局 陸上移動局との通信を行うために設置する移動しない無線局をいう。
- (7) 中継局 電波を市内に自動中継する無線設備をいう。
- (8) 屋外拡声子局 同報系の無線送受信施設で、親局と送受信し、又は親局若しくは中継局からの電波を受信し拡声装置により情報を伝達するため、屋外に設置する無線設備をいう。
- (9) 同報系受信機 同報系の無線受信設備で屋内に設置する無線設備をいう。
- (10) 遠隔制御局 有線回路により親局を操作する制御設備をいう。
- (11) 簡易無線中継局 同報系無線の電波を受信して簡易無線の電波を自動発信し、又は電話回線を通じて登録された町内コミュニティ放送を予約発信する無線設備をいう。
- (12) 簡易無線受信機 簡易無線の無線受信設備で屋内に設置する無線設備をいう。

(名称及び設置場所)

第3条 無線施設の名称は、小松市防災行政無線とする。

2 同報系無線施設の設置場所は、次のとおりとする。

種別	設置場所
親局	小松市小馬出町91番地 小松市役所
中継局	小松市尾小屋町岩底谷164番地 大倉岳高原スキー場
屋外拡声子局	市長が必要と認める場所
同報系受信機	市長が必要と認める公民館等、戸建住宅及び集合住宅
遠隔制御局	小松市園町ホ110番地1 小松市消防本部

3 移動系無線施設の設置場所は、次のとおりとする。

種別	設置場所
基地局	小松市小馬出町91番地 小松市役所
中継局	小松市尾小屋町岩底谷164番地 大倉岳高原スキー場

4 簡易無線施設の設置場所は、次のとおりとする。

種別	設置場所
簡易無線中継局	市長が必要と認める場所
簡易無線受信機	市長が必要と認める戸建住宅及び集合住宅

(業務内容)

第4条 無線施設による業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他緊急事項の伝達及び通信
- (2) 市の広報事項の伝達
- (3) 国、県その他の公共機関からの連絡事項の伝達
- (4) 町内コミュニティ情報の伝達
- (5) その他市長が必要と認める伝達及び通信

(業務区域)

第5条 前条の業務を行う区域は、小松市全域とする。

(同報系受信機の貸与)

第6条 同報系受信機は、市長が設置を必要と認めた公民館等の設置者若しくは管理者（以下「公民館等管理者」という。）又は戸建住宅及び集合住宅の所有者若しくは世帯主（以下「住宅所有者等」という。）に貸与するものとする。この場合において、公民館等管理者への貸与は無償とする。

(簡易無線受信機の貸与)

第7条 簡易無線受信機は、市長が設置を必要と認めた住宅所有者等に貸与するものとする。

(受信機の貸与の活用)

第8条 市民は、防災情報及び行政情報並びに町内コミュニティ情報の入手の必要性に鑑み、同報系受信機又は簡易無線受信機の貸与を積極的に活用するものとする。

(無線施設の管理)

第9条 市長は、無線施設の善良な管理に努めなければならない。

2 第6条の規定により貸与を受けた同報系受信機又は第7条の規定により貸与を受けた簡易無線受信機（以下「受信機」という。）の借受者（以下「借受者」という。）は、当該受信機の善良な管理に努め、異常を発見したときは、直ちに市長にその状況を届け出なければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 借受者は、受信機を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償)

第11条 借受者が、故意又は重大な過失によって受信機を亡失し、又は損傷したときは、市長は、当該借受者にその損害を賠償させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(10) 小松市防災行政無線施設条例施行規則

小松市防災行政無線施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小松市防災行政無線施設条例（平成24年小松市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線施設の設置場所)

第2条 条例第3条第2項に規定する屋外拡声子局及び同報系受信機の設置場所は、別表のとおりとする。

(保管証書の提出)

第3条 条例第6条の規定より同報系受信機の貸与を受けた公民館等管理者は、同報系受信機等保管証書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 条例第6条の規定より同報系受信機の貸与を受けた住宅所有者等及び条例第7条の規定により簡易無線受信機の貸与を受けた住宅所有者等は、戸別受信機等保管証書（様式第2号）を提出しなければならない。

(貸与台帳の整備)

第4条 市長は、第3条第1項に規定する貸与の状況を明らかにするため、同報系受信機等貸与台帳（様式第3号）を整備しなければならない。

2 市長は、第3条第2項に規定する貸与の状況を明らかにするため、戸別受信機等貸与台帳（様式第4号）を整備しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、無線局の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別	設置場所
屋外拡声子局	小松市小馬出町91番地 小松市役所
	小松市小寺町甲27番地 丸の内中学校
	小松市西町25番地 芦城小学校
	小松市安宅町安宅林5番地 安宅小学校
	小松市犬丸町甲61番地 犬丸小学校
	小松市荒屋町ほ1番地 荒屋小学校
	小松市白江町ハ73番地1 第一小学校
	小松市能美町ソ51 能美小学校
	小松市北浅井町ヌ16番地1 苗代小学校
	小松市蓮代寺町ハ丙16番地 蓮代寺小学校
	小松市向本折町寅188番地 向本折小学校
	小松市今江町六丁目167番地 今江小学校
	小松市串町乙1番地1 串小学校
	小松市日末町ニ52番地 日末小学校
	小松市小野町己152番地2 国府中学校
	小松市西軽海町一丁目41番地 東陵小学校
	小松市中海町山林ニ8番地1 中海小学校
	小松市江指町丙30番地 松東中学校
	小松市観音下町ロ48番地 西尾小学校
	小松市波佐谷町子27番地 波佐谷小学校
	小松市符津町ハ100番地 符津小学校
	小松市木場町わ1番地 木場小学校
	小松市井口町チ24番地1 栗津小学校
	小松市那谷町コ54番地1 那谷小学校
	小松市下栗津町ク101番地1 矢田野小学校
	小松市月津町コ113番地 月津小学校
	小松市大島町丙42番地3 小松市民センター
	小松市安宅町ル1番地7 安宅コミュニティセンター
	小松市浮柳町ハ2番地1 浮柳会館
	小松市安宅新町丙92番地 石川県立航空プラザ
	小松市日末町ま87番地6 西南体育館
	小松市日末町46番地1 日末会館
	小松市末広町72番地 末広野球場
	小松市土居原町740番地 小松駅西駐車場
	小松市日の出町一丁目120番地 小松日の出合同庁舎
	小松市園町ハ108番地1 石川県小松合同庁舎
	小松市符津町念仏ケ2番地7 小松サン・アビリティーズ
	小松市島町ヌ43番地 南部中学校

種別	設置場所
	小松市林町ほ5番地 こまつドーム
	小松市村松町50番地 御幸中学校
	小松市下牧町9番地1 城南テニスコート
	小松市佐美町ニ33番地 佐美町公民館
	小松市長崎町ホ555番地1 長崎会館
	小松市園町ヌ48番地 石川県南加賀保健福祉センター
	小松市平面町ヘ72番地 石川県立小松明峰高等学校
	小松市青路町130番地 石川県立小松産業技術専門校
	小松市大領町イ103番地 松陽中学校
	小松市吉竹町カ72番地 吉竹ふれあい会館
	小松市八幡己203番地1 八幡会館
	小松市今江町一丁目542番地1 今江ふれあい公園
	小松市園町ホ110番地1 小松市消防本部
	小松市原町116番地2 原町会館

種別	設置場所
同報系受信機	泉町、浮城町、梅田町、大川町一丁目、大川町二丁目、大川町三丁目、御宮町、上小松町、京町、古城町、小寺町、小馬出町、細工町、材木町、新町、新鍛冶町、園町、鷹匠町、地子町、茶屋町、天神町、殿町一丁目、殿町二丁目、中町、浜田町、松任町、丸の内町、丸の内公園町、美原町、芦田町、相生町、旭町、有明町、育成町、上寺町、上本折町、幸町、栄町、桜木町、清水町、城南町、末広町、大文字町、寺町、土居原町、西町、錦町、西本折町、白山町、東町、日の出町、日吉町、福乃宮町、古河町、本町、本鍛冶町、本大工町、三日市町、本折町、大和町、八幡町、八日市町、龍助町、安宅町、木曾町、義仲町、安宅新町、浮柳町、上牧町、草野町、小島町、下牧町、鶴ヶ島町、長崎町、坊丸町、浜佐美本町、前川町、犬丸町、大島町、御館町、梯町、島田町、城北町、蛭川町、東蛭川町、松梨町、あけぼの町、荒屋町、高堂町、長田町、野田町、問屋町、川辺町、千代町、能美町、一針町、平面町、糸町、打越町、漆町、沖町、佐々木町、鹿町、白江町、白松町、八幡、若杉町、扇町、北浅井町、清六町、千木野町、大領町、不動島町、南浅井町、吉竹町、三谷町、東山町、本江町、蓮代寺町、須天町、大領中町、向本折町、今江町、青路町、串町、串茶屋町、村松町、佐美町、拓栄町、浜佐美町、日末町、松崎町、鶴川町、小野町、上八里町、河田館町、古府町、里川町、下八里町、埴田町、本河田町、河田谷内町、遊泉寺町、八里台、立明寺町、荒木田町、岩渕町、桂町、上麦口町、軽海町、正蓮寺町、中海町、原町、みどり町、麦口町、希望丘、光陽町、西軽海町一丁目、西軽海町二丁目、西軽海町三丁目、西軽海町四丁目、雇用促進西軽海、麻畠町、江指町、大野町、金平町、金野町、五国寺町、花坂町、池城町、岩上町、尾小屋町、尾小屋町長原、観音下町、沢町、塩原町、西俣町、西俣町茗ヶ谷、布橋町、波佐羅町、松岡町、上り江町、打木町、下大杉町、瀬領町、長谷町、波佐谷町、春日町、島町、符津町、松生町、蓑輪町、矢崎町、木場町、木場台、栗津町、井口町、おびし町、小山田町、白山田町、津波倉町、戸津町、南陽町、西原町、馬場町、日用町、牧口町、湯上町、滝ヶ原町、那谷町、菩提町、上荒屋町、下栗津町、林町、二ツ梨町、矢沢町、矢田野町、扇原町、四丁町、月津町、月美丘、額見町、矢田町及び矢田新町

様式第 1 号（第 3 条関係）

同報系受信機等保管証書	
設置場所の名称	
設置場所の住所	
個別番号	
製造番号	
小松市管理番号	
アンテナ種類	
留意事項	1．この同報系受信機等は、市から無償で貸与されたものです。 2．同報系受信機等の取り扱いについては、十分注意し、常に正常な状態に保つよう適正な維持管理を心がけます。 3．市からの要請があったときは、直ちに同報系受信機等を市へ返却します。 4．同報系受信機等を第三者に対して譲渡し、又は売却しません。 5．故意又は過失により同報系受信機等を破損したときは、その実費を賠償します。 6．疑義が生じた場合は、市へ報告します。
上記事項を承知し、確かに受領した証として本書を提出します。 年 月 日 (借受者) 町内会長 住 所 氏 名 (あて先) 小松市長	

様式第2号（第3条関係）

戸別受信機等保管証書	
設置場所	石川県小松市
個別番号	
製造番号	
受信機種別	デジタル簡易無線 ・ 同報系
アンテナ種別	ダイポール ・ 八木 ・ なし
留意事項	1. この戸別受信機等は、市から貸与されたものです。 2. 戸別受信機等の取り扱いについては、十分注意し、常に正常な状態に保つよう適正な維持管理を心がけます。 3. 戸別受信機等を第三者に対して譲渡し、又は売却しません。 4. 故意又は過失により戸別受信機等を破損したときは、その実費を賠償します。 5. 疑義が生じた場合は、市へ報告します。
上記事項を承知し、確かに受領した証として本書を提出します。 年 月 日 （借受者） 住 所 氏 名 電話番号（ ） — （あて先）小松市長	

様式第3号（第4条関係）

同報系受信機等貸与台帳

[illegible]

様式第4号（第4条関係）

戸別受信機等貸与台帳

[illegible]

(11) 小松市いのちを守る防災・減災推進条例

小松市いのちを守る防災・減災推進条例

大規模な自然災害や広域的な複合災害の発生，未知のウイルスによる感染症のまん延等，災害リスクはこれまで経験したことのないほど高まっている。

これまで本市においては，「公助」による災害対応のほか，地縁的なつながりが持つ「地域力」によってそれぞれを思いやり助ける絆が災害の場面でも市民一人ひとりを救ってきたが，超高齢社会により高齢者や要支援者の自助には限界があり，市の区域を超えた広域的な災害に対しては広域的な連携が必要となっている。

今後更に増大していく災害リスクと地域資源の減少に対し，市，市民，事業者等が更に連携，協働して防災・減災対策に取り組むとともに，市町の境を超えた広域的な連携体制の構築や ICT 等の最先端の技術等，防災・減災のための実力を将来に向け高め，もって災害から市民のいのちと暮らしを守るため，この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は，防災・減災に関し基本理念を定め，市，市民，事業者等の防災・減災における役割を明らかにし，及び防災・減災に関し必要な事項を定めることにより，市民の生命，身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害のうち，暴風，豪雨，豪雪，洪水，高潮，地震，津波，噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等により生じる被害をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 1 項に規定する感染症をいう。
- (3) 防災・減災 災害を未然に防止し，災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ，及び被害を最小限にとどめ，並びに災害の復旧を図ることをいう。
- (4) 市民 本市の区域内に居住し，又は滞在する個人をいう。
- (5) 事業者 本市の区域内において事業を営む法人その他の団体をいう。
- (6) 自主防災組織 法第 2 条の 2 第 2 号の自主防災組織をいう。
- (7) 防災関係機関等 警察，消防，自衛隊，法第 2 条第 3 号の指定行政機関，法第 2 条第 5 号の指定公共機関，法第 2 条第 6 号の指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。

(基本理念)

第3条 災害への対応は，市が災害対応を行う「公助」を基本としつつ，自分や自分の家族の命を自分で守る「自助」，近隣市民及び事業者が助け合って近所を守る「近助」，市民及び事業者が助け合って地域を守る「共助」の順に「公助」を補完し行われるものであることを認識し，市民，事業者及び市がそれぞれの責務及び役割を果たすとともに，相互に連携し，協働して，新たな感染症への対策を講じながら，防災・減災対策に取り組むことをこの条例の基本理念とする。

(地域防災計画への反映)

第4条 小松市防災会議（法第 16 条第 1 項により市に設置された防災会議をいう。）は，法第 42 条第 1 項の規定により小松市地域防災計画を策定し，又は修正するときは，前条の基本理念を尊重するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は，その役割として次の事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 自己及び家族の安全を確保するため，自ら災害に備えるとともに，災害の発生時には自己及び家族の安全を守るために主体的に行動すること。

- (2) 相互に協力して防災・減災対策に取り組むことができるよう、近隣住民同士が互いに協力し合える良好な関係を形成するとともに、災害の発生時においては「近助」として高齢者、要支援者等の安全を守るよう行動すること。
- (3) 市及び防災関係機関等が実施する防災・減災対策及び地域において実施される自主防災組織、事業者等による防災・減災対策に協力するとともに、災害の発生時には、市防災関係機関、自主防災組織、事業者等による災害対応に積極的に協力すること。
(事業者の役割)

第6条 事業者は、その役割として次の事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 従業員、事業所への来所者及び周辺地域の住民の安全を確保し、生命を守るため、施設及び設備の安全管理を行うとともに、災害の発生時には、これらの者に対する安全確保のため必要な対策を行うこと。
- (2) 事業所防災計画及び事業継続計画を策定し、災害発生時において、事業活動を継続し、又は再開できる体制を整備すること。
- (3) 市及び防災関係機関等が実施する防災・減災対策及び地域において実施される自主防災組織等による防災・減災のための活動に協力するとともに、災害の発生時には当該予防活動を実践すること。
- (4) 社会貢献として、市へ防災・減災に関する最新の技術支援や防災製品の提供を行うとともに、市との間で災害発生時を想定した応援協定を締結すること。
(市の責務)

第7条 市は、その責務として次の事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 防災・減災対策を確実に実施するため、長期的視点に立った必要な体制の整備及び強化を図ること。
- (2) 市民、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と連携した防災・減災対策を推進すること。
- (3) 災害時に迅速な応急対策を実施するため、事業者、団体及び他の地方公共団体等と平素の交流を図るとともに災害の発生時に相互の支援が可能となる体制の構築を図ること。
- (4) 防災・減災対策を円滑に実施するため、必要なデータの整備及び保全並びにバックアップ体制の整備を推進すること。
- (5) 防災・減災対策に資するための最新技術の調査研究を行い、その技術を導入すること。
(他の地方公共団体への支援等)

第8条 市は、次の事項につき、規則で定めるところによりあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

- (1) 他の地方公共団体において大規模な災害が発生した場合の支援に関する事項
- (2) 災害時の協力に関する迅速かつ円滑な要請に関する事項
- (3) 甚大な被害を受けた被災地及び被災者に対する支援に関する事項
(市の措置)

第9条 市は、これまでに経験のない災害及び複合災害等により、重大な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、議会と協議し、又は国、県及び防災関係機関等と連携し、必要な措置を講じるものとする。

(市民防災の日)

第10条 市は、本市の観測史上、過去最高雨量を記録したが、市民一丸で重大被害を回避できたことを顕彰するとともに、本市で発生した災害の体験と教訓を風化させることなく将来にわたって継承するため、7月29日を市民防災の日と定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(12) 健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例

健康なところとからだ・健全な地域社会を育む条例

「ところとからだ」がともに健康であることは、全ての人にとって幸せに生活を送る上で最も重要な基盤です。

そして、「ところとからだ」の健康のためには、一人ひとりの日々の取組みはもちろん、家族や職場、地域において人とひととのつながりである絆の維持・強化も同じくらい大切なものです。しかしながら、超高齢社会の進展、近年の予期せぬ自然災害の発生、感染症の流行等、社会を取り巻く状況が大きく変化し、不安感の高まりによる他者への中傷の発生等、絆の弱まりも懸念される情勢にあります。

この情勢の下、改めて公衆衛生の重要性についてそれぞれが認識を共有し、協働してその取組みを実践するとともに、人とひととのつながりである絆の価値を確認することにより、誰一人取り残すことのない地域の全ての人々が健幸である地域社会を育み、もって一人ひとりが「ところとからだ」の健康を追求できるひとづくり・まちづくりを目指すため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、健康なところとからだ・健全な地域社会を育むための基本理念を定め、ステークホルダーの責務及び役割を明らかにすることにより、公衆衛生の力を高め、健康なところとからだ・健全な地域社会を育むことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体
- (2) 地域で活動する団体 市内の町内会その他の地域を基盤に形成された団体や生活する地域を活動の場とする団体
- (3) 健康づくり関係者 市内で保健、医療、福祉、教育その他の健康づくりに携わる個人及び団体

(基本理念)

第3条 この条例の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民一人ひとりが「ところとからだ」の健康の維持増進は自らの問題であることを意識し、「ところとからだ」の健康づくりに必要な正しい知識を持ち、その取組みを主体的、かつ、継続的に実施する。
- (2) 市民、事業者、地域で活動する団体、健康づくり関係者及び市は、「ところとからだ」の健康のために必要な取組みを協働して実践するとともに、人とひととのつながりである絆を尊重し、健全な地域社会の実現のために必要な取組みを行う。
- (3) 市民、事業者、地域で活動する団体、健康づくり関係者及び市は、それぞれの計画や方針を定めながら、戦略的に前項の取組みを実施する。
- (4) この条例によりそれぞれが果たす役割・責務及び実施する取組み等は、人類の英知を結集し、常に最新の知見に基づき見直される。

(市民の役割)

第4条 市民は、次の項目に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 一人ひとりの健康な「ところとからだ」を守る活動は、自らの実践なくして実現しないことに十分留意して行う必要な正しい知識の修得

- (2) 家族や地域社会の一員としてのそれぞれの置かれた状況等の理解及び家族や地域の人たちとの相互尊重を深めながら行う市民力の向上による健全な地域社会の育成
(事業者の役割)

第5条 事業者は、次の項目に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 働く人々の健康管理を経営的視点から捉え、戦略的に実践する「健康経営」を柱として行う組織的な衛生対策活動及び事業所に働く人々自身の健康づくりに取り組みやすい環境の整備
- (2) テレワークやオンライン会議システム等、最新の科学技術を活かした多様、かつ、柔軟な新しいスタイルの働き方を取り入れた働く人々及びその家族の健康づくりの推進
- (3) 働く人々への働きかけを通じて行う事業所内及び地域における人とひととの絆が保たれた健全な状態の維持増進
(地域で活動する団体の役割)

第6条 地域で活動する団体は、次の項目に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 主体的な衛生対策と健康づくりを取り入れた活動の実施
- (2) 自らの活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚して行う人とひととの絆が保たれた健全な地域社会の育成
(健康づくり関係者の役割)

第7条 健康づくり関係者は、次の項目に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 市民や事業所、地域で活動する団体が必要な情報と適切な保健福祉サービスを受けられるための積極的な関与及び「こころとからだ」の健康づくりに関する普及啓発
- (2) それぞれの分野における地域の公衆衛生の向上に資する研究等の実施及び健康づくりに資する情報の提供等
(市の責務)

第8条 市は、この条例の基本理念にのっとり、次の施策を推進する責務を有する。

- (1) 市民一人ひとりが自らの健康な「こころとからだ」を守る活動の実施のため、市民に対する公衆衛生に関する正しい情報の提供及び社会環境の変化に柔軟に対応した実践を可能にする働きかけの実施
- (2) 市民、事業者、地域で活動する団体及び健康づくり関係者が安心できる衛生環境及び健康な「こころとからだ」を守る活動に取り組むやすい環境の整備
- (3) ICTを活用した健康づくりのための施策や良好なコミュニケーションを促進する科学技術の導入
- (4) 安心して暮らし続けられる家庭及び健全で誰一人取り残さない共生の地域づくりの推進
(財政上の措置)

第9条 市は、この条例の基本理念に基づく施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

2 防災関係法規等一覧

○基本法（主なもの）

- ・災害対策基本法（昭36法223）（災対法）
- ・大規模地震対策特別措置法（昭53法73）
- ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平14法92）
- ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平16法27）
- ・原子力災害対策特別措置法（平11法156）
- ・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭45法136）（海洋汚染防止法）
- ・消防法（昭23法186）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114）

○組織法（主なもの）

- ・安全保障会議設置法（昭61法71）
- ・消防組織法（昭22法226）
- ・気象業務法（昭27法165）
- ・警察法（昭29法162）
- ・警察官職務執行法（昭23法136）
- ・自衛隊法（昭29法165）
- ・海上保安庁法（昭23法28）
- ・日本赤十字社法（昭27法305）

○災害予防（主なもの）

- ・国土総合開発法（昭25法205）
- ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭55法63）
- ・地震防災対策特別措置法（平7法111）
- ・津波対策の推進に関する法律（平23法77）
- ・津波防災地域づくりに関する法律（平23法123） ・活動火山対策特別措置法（昭48法61）
- ・台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭33法72）
- ・特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭27法96）
- ・豪雪地帯対策特別措置法（昭37法73）
- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律（平7法123）
- ・宅地造成等規制法（昭36法191）
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平9法49）
- ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭47法132）
- ・建築基準法（昭25法201）
- ・水防法（昭24法193）
- ・砂防法（明30法29）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭44法57）
- ・地すべり等防止法（昭33法30）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平12法57）（土砂災害防止法）
- ・河川法（昭39法167）
- ・工業用水法（昭31法146）
- ・特定都市河川浸水被害対策法（平15法77）
- ・海岸法（昭31法101）
- ・森林法（昭26法249）
- ・空港整備法（昭31法80）
- ・漁港漁場整備法（昭25法137）
- ・港湾法（昭25法218）
- ・道路法（昭27法180）

- ・道路交通法(昭 3 5 法 1 0 5)
- ・土地区画整理法 (昭 2 9 法 1 1 9)
- ・都市公園法 (昭 3 1 法 7 9)
- ・自然公園法 (昭 3 2 法 1 6 1)
- ・都市緑地法 (昭 8 法 7 2)
- ・学校教育法(昭 2 2 法 2 6)
- ・火薬類取締法(昭 2 5 法 1 4 9)

○災害応急対策 (主なもの)

- ・災害救助法 (昭 2 2 法 1 1 8)
- ・地方自治法(昭 2 2 法 6 7)
- ・電気通信事業法 (昭 5 5 法 8 6)
- ・ガス事業法 (昭 2 9 法 5 1)
- ・水道法 (昭 3 2 法 1 7 7)
- ・下水道法(昭 3 3 法 7 9)
- ・水難救護法 (明 3 2 法 9 5)
- ・航空法 (昭 2 7 法 2 3 1)
- ・国際緊急援助隊の派遣に関する法律 (昭 6 2 法 9 3)
- ・国有財産法 (昭 2 3 法 7 3)
- ・公営住宅法(昭 2 6 法 1 9 3)
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭 4 5 法 1 3 7)
- ・墓地、埋葬等に関する法律 (昭 2 3 法 4 8)
- ・救急救命士法 (平 3 法 3 6)
- ・放送法 (昭 2 5 法 1 3 2)
- ・激甚災害指定基準 (昭 3 7 中央防災会議決定)
- ・局地激甚災害指定基準 (昭 4 3 中央防災会議決定)

○災害復旧・復興 (主なもの)

- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (激甚法) (昭 3 7 法 1 5 0)
- ・大規模災害からの復興に関する法律(平 2 5 法 5 5)
- ・地方税法(昭 2 5 法 2 2 6)
- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭 2 6 法 9 7)
- ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭 2 8 法 2 4 7)
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭 2 5 法 1 6 9)
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭 3 0 法 1 3 6)
- ・災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭 4 8 法 8 2)
- ・被災者生活再建支援法 (平 1 0 法 6 6)
- ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(平 2 5 法 6 1)
- ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (平 8 法 8 5)
- ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 (昭 2 2 法 1 7 5)
- ・雇用保険法(昭 4 9 法 1 1 6)
- ・中小企業信用保険法(昭 2 5 法 2 6 4)
- ・地震保険に関する法律 (昭 1 法 7 3)
- ・農業保険法(昭 2 2 法 1 8 5)
- ・森林保険法(昭 1 2 法 2 5)
- ・被災市街地復興特別措置法 (平 7 法 1 4)
- ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 (平 7 法 4 7)
- ・株式会社日本政策金融公庫法(平 1 9 法 5 7)
- ・独立法人住宅金融支援機構法(平 1 7 法 8 2)
- ・土地収用法 (昭 2 6 法 2 1 9)
- ・都市計画法 (昭 4 3 法 1 0 0)
- ・阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律 (平 7 法 1 2)
- ・阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (平 7 法 1 1)
- ・阪神・淡路大震災の被災者に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平 7 法 1 1)

- ・国家公務員災害補償法（昭 2 6 法 1 9 1）

○手続法

- ・行政手続法（平 5 法 8 8）

○その他

- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平 1 5 法 7 9）（事態対処法）
- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平 1 6 法 1 1 2）（国民保護法）
- ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平 1 6 法 1 1 3）
- ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平 1 6 法 1 1 4）

3 関係機関等の連絡先

(1) 県、市町

	名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X	衛星電話 (注)
1	石川県	防災対策課 危機管理政策課	金沢市鞍月 1-1	076-225-1483 076-225-1482	076-225-1484	6-111-4280
2	加賀市	危機対策課	加賀市大聖寺南町ニ 41	0761-72-7891	0761-75-7388	6-206
3	能美市	危機管理課	能美市来丸町 1110	0761-58-2201	0761-51-5119	6-323
4	白山市	危機管理課	白山市倉光 2-1	076-274-9536	076-274-9554	6-208
5	金沢市	危機管理課	金沢市柿木島 1-1	076-220-2366	076-233-9999	6-201
6	七尾市	危機対策課	七尾市袖ヶ江町イ 25	0767-53-6880	0767-53-8411	6-202
7	輪島市	防災対策課	輪島市二ツ屋町 2 字 29	0768-23-1157	0768-22-9220	6-204
8	珠洲市	危機管理室	珠洲市上戸町北方 1-6-2	0768-82-7725	0768-82-5685	6-205
9	羽咋市	生活安全課 地域防災係	羽咋市旭町ア 200	0767-22-7176	0767-22-0240	6-207
10	かほく市	防災環境対策課	かほく市宇野気ニ 81	076-283-7124	076-283-1115	6-364
11	川北町	総務課	能美郡川北町壺ツ屋 174	076-277-1111	076-277-1748	6-324
12	野々市市	総務課	野々市市三納 1-1	076-227-6051	076-227-6255	6-344
13	津幡町	危機管理対策室	河北郡津幡町加賀爪ニ 3	076-288-2120	076-288-6358	6-361
14	内灘町	総務課	河北郡内灘町大学 1-2-1	076-286-6720	076-286-0617	6-365
15	志賀町	危機対策課	羽咋郡志賀町末吉千古 1-1	0767-32-9321	0767-32-3933	6-384
16	宝達志水町	環境安全課	羽咋郡宝達志水町子浦そ 18-1	0767-29-8140	0767-29-4623	6-383
17	中能登町	危機管理課	鹿島郡中能登町末坂 9-46	0767-74-1137	0767-74-1300	6-402
18	穴水町	危機対策室	鳳珠郡穴水町川島ウ 174	0768-52-3770	0768-52-3797	6-421
19	能登町	危機管理室	鳳珠郡能登町字宇出津ト 字 50 番地 1	0768-62-8533	0768-62-4506	6-423
20	福井県	危機管理課	福井市大手 3-17-1	0776-20-0308	0776-22-7617	6-018-111-61-2171
21	勝山市	総務課	福井県勝山市元町 1-1-1	0779-88-8125	0779-88-3855	6-018-305-2
22	あわら市	危機管理課	福井県あわら市市姫 3-1-1	0776-73-8040	0776-73-1350	6-018-314-2
23	越前市	防災危機管理課	越前市府中 1 丁目 13-7	0778-22-3081	0778-22-3458	6-018-302-2
24	高岡市	危機管理課	富山県高岡市広小路 7-50	0766-20-1229	0766-20-1549	6-016-202-308
25	高山市	危機管理課	岐阜県高山市花岡町 2 丁目 18 番地	0577-35-3345	0577-35-3174	6-021-571-2
26	島田市	危機管理課	静岡県島田市中心町 5-1	0547-36-7320	0547-35-6000	6-022-209-9999
27	牧之原市	危機管理課	静岡県牧之原市静波 447-1	0548-23-0056	0548-23-0049	6-022-422-2450

(注) 石川県防災行政無線衛星系（衛星電話のこと）：市内の電話から、「0 発信」ではなく「6 発信」で発信 例：6-452（消防指令センター）

(2) 県関連部局

部局名等		電 話	F A X	住 所	衛星電話 (注)
総務部	総務課	076-225-1231	076-225-1234	金沢市鞍月 1-1	6-111-3362
	管財課	076-225-1261	076-225-1264	〃	6-111-3471
危機管理部	危機管理政策課	076-225-1488	076-225-1484	〃	6-111-4281
	消防保安課	076-225-1481	076-225-1484	〃	6-111-4311
企画振興部	企画課	076-225-1311	076-225-1315	〃	6-111-3615
生活環境部	女性活躍・県民協働課	076-225-1361	076-225-1374	〃	6-111-3813
健康福祉部	厚生政策課	076-225-1411	076-225-1409	〃	6-111-4013
	地域医療政策課	076-225-1431	076-225-1434	〃	6-111-4101
商工労働部	産業政策課	076-225-1511	076-225-1514	〃	6-111-4411
文化観光スポーツ部	観光戦略課	076-225-1126	076-225-1129	〃	6-111-3912
農林水産部	農業経営戦略課	076-225-1611	076-225-1618	〃	6-111-4614
競馬事業局	競馬総務課	076-258-5761	076-258-4291	金沢市八田町西 1	
土木部	監理課	076-225-1711	076-225-1714	金沢市鞍月 1-1	6-111-5011
	道路整備課	076-225-1726	076-225-1728	〃	6-111-5071
	水道企業課	076-225-1576	076-225-1583	〃	6-111-5461
出納機関	出納室	076-225-1556	076-225-1561	〃	6-111-5411
議会事務局	総務課	076-225-1027	076-225-1037	〃	6-111-3111
教育委員会	教育政策課	076-225-1811	076-225-1814	〃	6-111-5511
監査委員	監査委員	076-225-1863	076-225-1864	〃	6-111-5711
人事委員会	人事委員会	076-225-1871	076-225-1872	〃	6-111-5741
労働委員会	労働委員会	076-225-1881	076-225-1882	〃	6-111-5762
警察本部	災害対策課	076-225-0110		〃	6-111-6230
出先機関	中能登総合事務所	0767-52-6111	0767-53-4244	七尾市小島町ニ 33	6-123-16
	奥能登総合事務所	0768-26-2300	0768-26-2305	輪島市三井町洲衛 10-11-1	6-124-10
	南加賀土木総合事務所	0761-21-3333	0761-21-7080	小松市白江町リ 61-1	6-132 (所長室)
	南加賀保健福祉センター	0761-22-0793	0761-22-0805	小松市園町ヌ 48	6-121-31
	南加賀農林総合事務所	0761-23-1707	0761-23-1207	小松市園町ハ 108-1	6-121-14

(注) 石川県防災行政無線衛星系(衛星電話のこと)：庁内の電話から、「0 発信」ではなく「6 発信」で発信 例：6-452(消防指令センター)

(3) 警察署・消防署（小松市関連分）

	名 称	所 在 地	電 話	F A X	衛星電話 (注)
1	石川県警察本部 警備部災害対策課	金沢市鞍月 1-1	076-225-0110		6-111-6230
2	小松警察署警備課	小松市上小松町乙 163-1	0761-22-0110	0761-24-0110	
3	小松駅前交番	小松市土居原町 181-1	0761-22-0049		
4	小馬出町交番	小松市小馬出町 10-1	0761-24-1932		
5	明峰交番	小松市平面町へ 40-4	0761-21-9181		
6	栗津温泉交番	小松市井口町ホ 63-2	0761-65-1019		
7	栗津駅前交番	小松市蓑輪町ロ 103-1	0761-44-2503		
8	小松空港警備 派出所	小松市浮柳町ヨ 50	0761-21-0068		
9	安宅駐在所	小松市長崎町 4-65	0761-21-9499		
10	本江駐在所	小松市本江町ヲ 129-1	0761-23-1449		
11	今江駐在所	小松市今江町 7-71	0761-21-9182		
12	八幡駐在所	小松市八幡甲 123-4	0761-47-0199		
13	河田駐在所	小松市河田町子 79-2	0761-47-2046		
14	日末駐在所	小松市日末町ウ 34-3	0761-43-0099		
15	中海駐在所	小松市中海町 8-92-2	0761-47-1034		
16	江指駐在所	小松市江指町 27-1	0761-41-1014		
17	大聖寺警察署	加賀市大聖寺東町 1-1	0761-72-0110		
18	能美警察署	能美市三道山町チ 28	0761-57-0110		
19	小松市消防本部	小松市園町ホ 110-1	0761-20-1119	0761-23-0119	6-452
20	同 警防課	同上	0761-20-2710	同上	
21	中消防署	同上	0761-20-2712	同上	
22	同 東出張所	小松市西軽海町 2-204-14	0761-47-3519	同左 切替	
23	同 西出張所	小松市長崎町 4-3	0761-21-9249	同左 切替	
24	南消防署	小松市蓑輪町ハ 84-2	0761-44-2591	0761-44-5586	
25	同 栗津温泉出張所	小松市井口町と 36	0761-65-1393	同左 切替	
26	加賀市消防本部	加賀市弓波町 257	0761-72-0119	0761-73-0382	6-453
27	加賀市消防署	同上	同上	同上	
28	能美市消防本部	能美市寺井ク 9-1	0761-58-6320	0761-58-6299	6-462
29	寺井消防署	同上	0761-58-6321	0761-58-6496	

(注) 石川県防災行政無線衛星系（衛星電話のこと）：庁内の電話から、「0 発信」ではなく「6 発信」で発信 例：6-452（消防本部消防指令センター）

(4) 関係指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話
近畿中部防衛局 小松防衛事務所	小松市浮柳町ヨ 21 小松空港庁舎 1 階	0761-24-1690
北陸総合通信局 総務課	金沢市広坂 2-2-60 合同庁舎	076-233-4412
大阪税関 金沢税関支署	金沢市湊 4-13 金沢港湾合同庁舎	076-267-4490
石川労働局 総務課	金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
北陸農政局 企画調整室	金沢市広坂 2-2-60 合同庁舎	076-232-4206
近畿中国森林管理局 石川森林管理署総務課	金沢市朝霧台 2-21	076-261-7191
北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所	金沢市大野町 4-2-1	076-267-2241
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	金沢市西念 4-23-5	076-264-8800
北陸信越運輸局 石川運輸支局	金沢市直江東 1 丁目 1 番	076-291-7854
大阪航空局 小松空港事務所	小松市浮柳町ヨ 21	0761-24-0828
東京管区气象台 金沢地方气象台 防災業務課	金沢市西念 3-4-1	076-260-1462
第九管区海上保安本部 金沢海上保安部	金沢市湊 4-13	076-266-6118
中部地方環境事務所	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2130
国土地理院 北陸地方測量部	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	076-441-0888

(5) 関係自衛隊の部隊等

名 称	所 在 地	電 話
航空自衛隊第 6 航空団司令部防衛部防衛班	小松市向本折町戊 267	0761-22-2101 Fax 0761-22-2101 内線 231
陸上自衛隊第 1 4 普通科連隊第 3 科	金沢市野田町 1-8	076-241-2171
海上自衛隊舞鶴地方総監部第 3 幕僚室	舞鶴市字余部下 1190	0773-62-2250
自衛隊石川地方協力本部総務課	金沢市新神田 4-3-10 合同庁舎 3 階	076-291-6250 Fax 076-291-6353
自衛隊石川地方協力本部小松地域事務所	小松市園町ニ 1 小松商工会議所内	0761-24-5180

(6) 関係指定公共機関等(近隣支部、支所等)

区 分		名 称	所 在 地	電 話
公共的機関		日本放送協会 金沢放送局	金沢市広岡3丁目2-10	076-264-7001
		日本放送協会 小松報道室	小松市大和町 90	0761-22-5417
		中日本高速道路株式会社 金沢支社	金沢市神野町東 170	076-240-4930
		日本赤十字社 石川県支部総務課	金沢市鞍月東 2-48	076-239-3880
通信事業者		N T T 西日本株式会社北陸支店	金沢市出羽町 4-1	076-220-4200
電気事業者		北陸電力株式会社 小松支店	小松市日の出町 1-100	0761-21-1983
運送事業者	トラック事業者	西濃運輸株式会社 加賀支店	加賀市分校町カ 180-1	0761-75-3131
		佐川急便株式会社 北陸支店 加賀営業所	加賀市梶井町 61-1	0570-01-0572
		日本通運株式会社 北陸支店	金沢市専光寺町ヨ 8	076-256-0520
	鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社 小松駅	小松市八日市町地方 イ 132	0570-00-2486
		I R いしかわ鉄道株式会社 小松駅	小松市土居原町 446	076-256-0560
		I R いしかわ鉄道株式会社 粟津駅	小松市符津町井 2-1-8	無人駅
		I R いしかわ鉄道株式会社 明峰駅	小松市松梨町甲 77	無人駅
	電気通信事業者		株式会社エヌ・ティ・ティドコモ 北陸支社	金沢市西都 1-5
郵便局		日本郵便株式会社 小松郵便局	小松市園町ハ 128-1	0570-943-848
流通事業者		イオンリテール株式会社 イオンスタイル新小松	小松市清六町 315	0761-20-8500
		イオンモール株式会社 イオンモール新小松	小松市清六町 315	0761-20-8530
		株式会社セブン-イレブン・ジャパン 金沢地区事務所	金沢市鞍月東 2-14	076-237-0615
		株式会社ローソン 石川支店	金沢市本多町 3-3-15	076-231-6300
		株式会社ファミリーマート 北陸ディストリクト金沢営業所	金沢市本町 1-5-2	076-233-9550

(7) 関係指定地方公共機関等（関連事業者も含む）

区 分		名 称	所 在 地	電 話
水防		石川県治水協会	金沢市鞍月 1-1 石川県土木部河川課内	076-225-1736
ガス事業者		一般社団法人石川県エルピーガス協会	金沢市鞍月 2-3 鉄工会館 3F	076-254-0634
		小松ガス株式会社	小松市沖町 125-1	0761-22-0515
運送事業者		公益社団法人石川県バス協会	金沢市直江東 1 丁目 2	076-225-7560
		一般社団法人石川県トラック協会	金沢市栗崎町 4-84-10	076-239-2511
		北陸鉄道株式会社	金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 1F	076-204-9600
医 療		公益社団法人石川県医師会	金沢市鞍月東 2-48	076-239-3800
		公益社団法人石川県看護協会	金沢市兼六元町 3-69	076-232-3573
		一般社団法人石川県歯科医師会	金沢市神宮寺 3-20-5	076-251-1010
		公益社団法人石川県薬剤師会	金沢市広岡町イ 25-10	076-231-6634
		公益社団法人石川県栄養士会	金沢市平和町 1-3-1	076-259-5061
放送事業者	テレビ・ラジオ	北陸放送株式会社	金沢市本多町 3-2-1	076-262-8111
	テレビ	石川テレビ放送株式会社	金沢市観音堂町チ 18	076-267-2141
		株式会社テレビ金沢	金沢市古府 2-136	076-240-3344
		北陸朝日放送株式会社	金沢市松島 1-32-2	076-269-8800
		株式会社テレビ小松	小松市京町 86 番地	0761-23-3911
	ラジオ	株式会社エフエム石川	金沢市香林坊 2 丁目 4-30 香林坊ラモーダ 5 階	076-262-8050
		株式会社ラジオこまつ	小松市園町ホ 91-1	0761-23-7660

4 応援協定等の状況

(1) 市町関係協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締 結 年 月 日
1	勝 山 市	勝山市・小松市災害時相互応援協定	平成 8 年 2 月 14 日
2	高 岡 市	小松市・高岡市災害時相互応援協定	平成 8 年 2 月 21 日 (市町村合併により 平成 17 年 12 月 1 日 再締結)
3	高 山 市	小松市・高山市災害時相互応援協定	平成 8 年 3 月 7 日
4	金沢市、七尾市、輪島市、 珠洲市、加賀市、羽咋市、 白山市、かほく市、能美 市、野々市市	石川県内市災害時相互応援協定	平成 7 年 9 月 6 日 (野々市市追加によ り平成 24 年 1 月 25 日再締結)
5	加賀市、能美市、川北町	南加賀 3 市 1 町災害時相互応援協 定	平成 17 年 11 月 1 日
6	加賀市、あわら市	近隣市防災協力体制協定	平成 17 年 11 月 1 日
7	石川県、県内 17 市町	日本水道協会石川県支部災害時相 互応援に関する協定	平成 22 年 5 月 14 日
8	島 田 市	島田市との災害時の応援に関する 協定	平成 23 年 11 月 27 日
9	牧 之 原 市	牧之原市との災害時の応援に関す る協定	平成 23 年 11 月 27 日
10	越 前 市	小松市・越前市災害時相互応援協定	平成 26 年 7 月 4 日
11	21 市町村	在日米軍再編に係る訓練移転先 6 基地関係自治体連絡協議会におけ る大規模災害等の相互応援に関す る協定	平成 27 年 3 月 31 日

(2) 災害復旧・調査協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	小松管工事協同組合	災害時における応急対策工事に関する基本協定	平成18年3月23日
2	一般社団法人小松能美建設業協会	災害時の応急対策工事に関する基本協定	平成18年11月17日
3	石川県電気工事工業組合	災害時における応急対策活動に関する協定	平成19年12月25日
4	一般財団法人北陸電気保安協会	災害時における応急対策活動に関する協定	平成20年4月18日
5	石川県瓦工事協同組合	災害応急対策のための活動に関する協定	平成22年3月26日
6	北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社	大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物の除去等に関する確認書	令和4年8月1日
7	加賀市、能美市、川北町、一般社団法人石川県建築士会小松能美支部、一般社団法人石川県建築士会加賀支部	災害時における住家被害認定調査に関する協定	令和4年11月14日
8	一般社団法人石川県建設コンサルタント協会、一般社団法人石川県測量設計業協会、一般社団法人石川県地質調査業協会	災害時における応急調査業務に関する協定	令和5年4月1日

(3) 放送協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	株式会社ラジオこまつ	災害緊急ラジオ放送設備の使用に関する協定	平成13年10月1日
2	株式会社テレビ小松	災害時における緊急放送の要請に関する協定	平成23年7月14日

(4) 救急救護協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	一般社団法人小松市医師会	災害時の医療救護に関する協定	平成11年8月10日

(5) 物資供給・輸送等協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における飲料水の供給に関する協定	平成23年8月12日
2	一般社団法人石川県エルピーガス協会小松支部	災害時における緊急用燃料の供給に関する協定	平成23年8月23日
3	石川県石油商業組合小松支部	災害時等における石油燃料等の供給に関する協定	平成23年10月11日
4	株式会社平和堂	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	平成24年2月9日
5	一般社団法人日本福祉用具供給協会	災害時における物資（福祉用具）の供給協力に関する協定	平成24年5月2日
6	生活協同組合コープいしかわ	災害時における支援協力に関する協定	平成24年11月12日
7	イオンリテール株式会社 中部カンパニー (旧 近畿・北陸カンパニー)	災害時における支援協力に関する協定	平成29年3月12日
8	イオンモール株式会社	小松市の地域防災に関する協定	平成29年3月12日
9	上田運輸株式会社	災害時における物資の輸送等に係る協力に関する協定	令和4年3月17日
10	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	令和4年12月16日

(6) 指定福祉避難所・福祉避難所協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	社会福祉法人松寿園	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
2	社会福祉法人自生園	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
3	社会福祉法人あさひ会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
4	社会福祉法人恵愛会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
5	社会福祉法人みゆき	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
6	社会福祉法人篤豊会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 23 年 1 月 19 日
7	社会福祉法人明峰会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
8	医療法人社団丹生会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
9	医療法人社団田谷会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
10	医療法人社団さくら会	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
11	社会福祉法人うめの木学園	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
12	社会福祉法人石川整肢学園	福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	平成 22 年 1 月 25 日
13	社会福祉法人共友会	災害時における指定福祉避難所の指定に関する協定	令和 4 年 6 月 15 日
14	社会福祉法人こまつ育成会	災害時における指定福祉避難所の指定に関する協定	令和 5 年 3 月 1 日
15	株式会社 sprout	災害時における指定福祉避難所の指定に関する協定	令和 6 年 4 月 1 日

(7) 指定緊急避難場所使用に関する協定等

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	社会福祉法人あさひ会 (特別養護老人ホーム あたかの郷)	津波時における建築物の一時使用に関する覚書	平成24年12月4日
2	北陸エアターミナルビル株式会社	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定	平成25年1月17日
3	ルートインジャパン株式会社	津波時における建築物の一時使用に関する覚書	平成24年12月4日
4	社会福祉法人あさひ会(ケアハウス ファミール)	津波時における建築物の一時使用に関する覚書	平成24年12月4日
5	建築住宅課長	津波時における緊急一時避難施設としての使用に関する確認書	平成24年12月4日
6	中日本高速道路株式会社 金沢支社 金沢保全・サービスセンター	津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定	平成26年12月24日
7	アル・プラザ小松	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	令和2年2月21日
8	イオン小松店	洪水時におけるイオン小松店屋上駐車場使用に係る協定	令和2年2月21日
9	こまつアズスクエア	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	令和2年2月21日
10	小松駅前立体駐車場	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	令和2年2月21日
11	学校法人北陸大谷学園	災害時における避難施設としての施設の使用等に関する協定	令和3年7月27日
12	イオンモール株式会社	災害時における避難施設等の使用に関する協定	令和5年3月22日
13	国土交通省 北陸地方整備局	洪水時における国土交通省小松除雪ステーション駐車場使用に係る協定	令和5年3月22日
14	株式会社小松電業所	洪水時における株式会社小松電業所屋外駐車場使用に係る協定	令和5年3月22日
15	名鉄協商株式会社	洪水時における名鉄協商パーキング小松駅西立体駐車場十八番使用に係る協定	令和5年3月22日

(8) 消防関係協定

No	協定等の締結先	締結者	応援協定等の名称	締結年月日
1	加賀市	小松市長	小松市、加賀市消防相互応援協定	平成24年7月1日
2	大阪航空局小松空港事務所	消防長	小松空港における航空機事故に対する消火救難活動に関する協定	昭和49年7月10日
3	金沢市、白山野々市事務組合、能美市、小松市、加賀市	小松市消防長	高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定	平成29年4月1日
4	能美市	小松市長	小松市、能美市消防相互応援協定	平成29年4月1日
5	航空自衛隊 小松基地	消防長	航空自衛隊小松基地及び近傍地域における消火活動の相互支援に関する覚書	平成7年12月19日
6	石川県、県内各市町及び事務組合	小松市長	石川県消防広域応援協定	平成3年8月1日
7	石川県	小松市長	石川県消防防災ヘリコプター応援協定	平成9年4月1日
8	石川県警小松警察署	消防長	警察消防共助協定	昭和30年5月1日

(9) その他の協定

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
1	国土交通省北陸地方整備局長	災害時の情報交換に関する協定	平成 23 年 3 月 1 日
2	特定非営利活動法人 石川県救助犬協会連合会	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	平成 25 年 7 月 10 日
3	公益社団法人 隊友会石川県隊友会	災害時における石川県隊友会の協力に関する協定	平成 25 年 11 月 29 日
4	千代田機電株式会社	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	平成 28 年 12 月 27 日
5	日産自動車株式会社 石川日産自動車販売株式会社	災害時等における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書	令和 2 年 3 月 18 日
6	特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク 小松マテーレ株式会社	災害時における間仕切りシステム等の供給に関する協定	令和 2 年 7 月 17 日
7	ユーエスカートン株式会社	災害時における支援協力に関する協定	令和 2 年 8 月 4 日
8	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	令和 3 年 3 月 8 日
9	一般財団法人リモート・センシング技術センター	人工衛星データ等の活用に向けた協力関係の構築に関する包括協定	令和 3 年 3 月 11 日
10	株式会社バカン	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	令和 3 年 6 月 14 日
11	損害保険ジャパン株式会社	小松市と損害保険ジャパン株式会社との防災力向上にかかる相互協力に関する協定	令和 4 年 2 月 9 日
11-1	損害保険ジャパン株式会社 J S A 中核会金沢支部	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び J S A 中核会金沢支部との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和 4 年 2 月 9 日
11-2	損害保険ジャパン株式会社 A I R オートクラブ石川支部	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び A I R オートクラブ石川支部との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和 4 年 2 月 9 日
11-3	損害保険ジャパン株式会社 石川日産自動車販売株式会社	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び石川日産自動車販売株式会社との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和 4 年 2 月 9 日
11-4	損害保険ジャパン株式会社 石川ダイハツ販売株式会社	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び石川ダイハツ販売株式会社との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和 4 年 4 月 20 日

No	協定等の締結先	応援協定等の名称	締結年月日
11-5	損害保険ジャパン株式会社 金沢三菱自動車販売株式会社	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び金沢三菱自動車販売株式会社との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和4年7月8日
11-6	損害保険ジャパン株式会社 株式会社ホンダ四輪販売北陸	小松市と損害保険ジャパン株式会社及び株式会社ホンダ四輪販売北陸との災害時支援ステーション設置に係る覚書	令和4年10月4日
12	日本郵便株式会社小松郵便局長	災害発生時における小松市と小松市内の郵便局の協力に関する協定	令和4年3月1日
13	株式会社ダイナム	災害時等における施設利用の協力に関する協定	令和4年3月29日
14	北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社	大規模災害時における相互連携に関する確認書	令和4年8月1日
15	三井住友海上火災保険株式会社金沢支店	小松市と三井住友海上火災保険株式会社との損害調査結果の提供及び利用に関する協定書	令和4年8月10日
16	株式会社石川トヨペットカローラ	災害時における電力供給等の協力に関する協定	令和4年10月26日
17	社会福祉法人小松市社会福祉協議会、小松ライオンズクラブ、小松中央ライオンズクラブ、小松青雲ライオンズクラブ	災害福祉活動に関する相互連携協定	令和4年12月19日
18	やまとグループ株式会社	災害時における指定避難所の設置運営に関する協定書	令和6年3月1日
19	株式会社イケガミ	災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書	令和7年8月1日
20	株式会社ホンダモビリティ中部	災害時における車両貸与等に関する協定書	令和7年8月1日
21	明祥株式会社	「小松市民の健康づくりと安心・安全なくらし」の実現に向けた包括連携協定	令和8年4月17日

5 応援協定等の細部

(1) 市町関係協定

ア 勝山市・小松市災害時相互応援協定（勝山市）

勝山市・小松市災害時相互応援協定

勝山市と小松市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

- 2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡担当部局を置く。

- (1) 勝山市総務部総務課
- (2) 小松市総務部総務課

（連絡事項）

第6条 応援の手續に関し、緊急の場合には次のとおりとする。

- (1) 勝山市より小松市への連絡方法
電話回線による方法
TEL (0761) 22-4111 FAX (0761) 21-3791
- (2) 小松市より勝山市への連絡方法
電話回線による方法
TEL (0779) 88-1111 FAX (0779) 88-1119

(体制の整備)

第7条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成8年2月14日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年2月14日

イ 小松市・高岡市災害時相互応援協定（高岡市）

小松市・高岡市災害時相互応援協定

小松市と高岡市は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生した場合において、両市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材の提供
- （3）消火及び救急救助活動に必要な消防隊の派遣
- （4）救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- （5）ボランティアのあっ旋
- （6）被災児童生徒の受入れ
- （7）被災者に対する住宅のあっ旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後積みやかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第3号及び第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援のために必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で応援の必要を認めたときは、要請を待たずに自主的に応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請した市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 第2条の応援要請に関する事項の連絡を確実かつ円滑に行うため、連絡担当部局及び連絡責任者を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（体制の整備）

第6条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、平成17年12月1日から効力を生ずるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両市記名押印のうえ、各市その1通を保有するものとする。

平成17年12月1日

ウ 小松市・高山市災害時相互応援協定（高山市）

小松市・高山市災害時相互応援協定

小松市と高山市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）被災児童生徒の受入れ
- （7）被災者に対する住宅の斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市から申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡担当部局を置く。

- （1）小松市総務部総務課
- （2）高山市企画調整部企画財政課

（体制の整備）

第6条 両市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成8年3月7日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成8年3月7日

エ 石川県内市災害時相互応援協定（金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市、野々市市）

石川県内市災害時相互応援協定

石川県内の各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- （1）市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- （2）食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- （3）清掃活動
- （4）水道、下水道等の応急復旧活動
- （5）被災児童生徒の受入れ
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）ボランティアのあっせん
- （8）その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

（応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、当該被災市以外の協定市に対して応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は全面的に応援活動を実施するものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、当該応援を要請した協定市に対し後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

（緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、当該被災市以外の協定市は相互に連絡調整するとともに、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 11 通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 24 年 1 月 25 日

オ 南加賀 3 市 1 町災害時相互応援協定（加賀市、能美市、川北町）

南加賀 3 市 1 町災害時相互応援協定

南加賀 3 市 1 町は、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧活動等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣並びにボランティアの斡旋
- （5）被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者に対する住宅の提供
- （6）被災児童生徒の受入
- （7）全各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 2 条 応援を受けようとする被災市町は、次の事項を明らかにして、まず口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被災の状況
- （2）前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）全各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された市町は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

2 応援を要請した市町が、前項に規定する費用を支弁することが困難であり、かつ、応援を要請した市町から申し出があった場合は、応援を要請された市町は、一時立て替え支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 第 2 条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各市町に次のとおり連絡担当部局を置く。

- | | | |
|--------|-------|-------|
| （1）小松市 | 総務企画部 | 総務課 |
| （2）加賀市 | 総 務 部 | 行財政課 |
| （3）能美市 | 環境安全部 | 環境生活課 |
| （4）川北町 | | 総務課 |

（応援の自主出動）

第 6 条 災害が発生し、被災市町との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めたときは、調査隊を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第 4 条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

（体制の整備）

第 7 条 市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第 8 条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度市町が協議して定めるものとする。

（適用）

第 9 条 この協定は、平成 17 年 11 月 1 日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書 4 通を作成し、記名の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 11 月 1 日

カ 近隣市防災協力体制協定（あわら市、加賀市）

近隣市防災協力体制協定

加賀市が防災行政無線を設置するにあたり、災害発生時における隣接市との連絡・連携を密にし、応急的救護・救助及び災害の拡大防止に努め、もって住民の生活安定に寄与するため、次の事項について相互に協力する。

記

非常災害における通信連絡事項

- （１）人命救助に関する応援連絡
- （２）医療・緊急応援連絡
- （３）防災に必要な情報連絡

平成１７年１１月１日

キ 日本水道協会石川県支部災害時相互応援に関する協定（石川県、県内 17 市町）

日本水道協会石川県支部災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第 1 条 この協定は、地震、異常渇水等による水道災害において、日本水道協会石川県支部（以下「県支部」という。）内の被災都市が速やかに給水能力を回復できるように会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 この協定における会員は県支部内の正会員で構成し、支部長である事業体はその事務を執り行う。

2 支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には、別表に掲げる順位により、該当する会員がこの協定における支部長の事務を代理するものとする。

（応援要請）

第 3 条 被災した会員（以下「被災会員」という。）は、速やかに被災状況を報告し、応援が必要と判断した場合は、必要とする応援内容等を明らかにした上で、支部長あて応援を要請する。

2 要請を受けた支部長は、県、協会本部その他関係機関と調整を図った上で、他の会員に対して応援を要請する。

3 支部長は、要請を受けた際、被災状況、地理的条件等から必要と認めたときは、日本水道協会中部地方支部長（以下、「中部地方支部長」という。）へ応援を要請するものとする。

4 支部長は、被災状況等から必要と認めたときは、応援要請の連絡を待たずに、会員に対し応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができるものとする。

（応援体制）

第 4 条 会員は、第 3 条に定める応援の要請の連絡を受けたときは、被災会員の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。

（応援内容）

第 5 条 応援活動は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援職員の受入）

第 6 条 応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、支部長は、被災会員と協議の上、応援活動に従事する会員（以下「応援会員」という。）の職員及び工事業者の宿泊施設、応援車両の集合場所等を指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合については、応援会員に対し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

（費用負担）

第 7 条 この協定に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもののほか、原則として被災会員が負担するものとする。

（他支部等への応援）

第 8 条 中部地方支部長より応援活動の協力要請があったときは、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」及び「同実施要領」に基づき、全面的に協力するものとする。

2 県等の行政機関より応援活動の協力要請があったときは、会員以外の水道事業体に対しても、この協定における応援活動の例により全面的に協力するものとする。

（その他）

第 9 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要な事項については、支部長及び県支部会員が協議してこれを定める。

（適用）

第 10 条 この協定は平成 22 年 5 月 14 日から適用する。

この協定の締結の証として、本書 19 通を作成し、関係者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 5 月 14 日

協定締結 19 自治体

石川県・金沢市・加賀市・かほく市・小松市・珠洲市・七尾市・能美市・羽咋市・白山市・輪島市・穴水町・内灘町・野々市町・志賀町・津幡町・中能登町・能登町・宝達志水町

別表

代理順位	会員名
第 1 順位	小松市
第 2 順位	七尾市
第 3 順位	輪島市

ク 島田市との災害時の応援に関する協定（島田市）

石川県小松市（以下「甲」という。）と静岡県島田市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋
- （5）原子力災害等による避難民の受入れ施設の提供及び斡旋
- （6）被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- （7）被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- （8）消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （9）ボランティアの斡旋
- （10）被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- （11）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援の要請の手続）

第3条 甲及び乙は、応援の要請をするとき、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第5号及び第6号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第7号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- （5）前条第8号に掲げる職員の職種別人員
- （6）前条第9号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （7）応援を受ける場所及び期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う市が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（情報等の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（効力等）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年11月27日

ケ 牧之原市との災害時の応援に関する協定（牧之原市）

石川県小松市（以下「甲」という。）と静岡県牧之原市（以下「乙」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋
- （5）原子力災害等による避難民の受入れ施設の提供及び斡旋
- （6）被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- （7）被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- （8）消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （9）ボランティアの斡旋
- （10）被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- （11）前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援の要請の手続）

第3条 甲及び乙は、応援の要請をするとき、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第5号及び第6号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第7号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- （5）前条第8号に掲げる職員の職種別人員
- （6）前条第9号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （7）応援を受ける場所及び期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う市が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（情報等の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

（効力等）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年11月27日

コ 小松市・越前市災害時相互応援協定（越前市）

小松市・越前市災害時相互応援協定

小松市及び越前市（以下「協定市」という。）は、相互扶助の精神に基づき、協定市の区域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災者救護等の実施が十分できない場合において、当該被災者救護等を実施するための応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（連絡窓口）

第1条 協定市は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当課を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品その他の生活物資の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応援に必要な職員の派遣
- (4) 児童、生徒等被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん
- (5) ガソリン・灯油等及びガス・水道等ライフラインの復旧にかかる応援
- (6) 原子力災害にかかる県の避難計画等への協力
- (7) 災害救助ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった応援

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに速やかに文書により通知をするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条に掲げる物資等の品目、規格、数量等
- (3) 前条に掲げる職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか応援を必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認めるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

- 2 自主的な判断に基づいて行われた応援に係る経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、応援を行う市の負担とする。
- 3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員が、業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

- 2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市との往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(平常時における活動等)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、市民相互の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定による応援の実施について必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市長それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

平成26年7月4日

サ 在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定（21市町村）

在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定
（在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会）

（目的）

第1条 この協定は、在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会に加盟する市町村（以下「協定市町村」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被害を受けた協定市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等の対策が十分に実施できない大規模な災害である場合に、協定市町村間の相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類については、協定市町村が現に所有する物資等で応援可能な範囲に限るものとし、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）被災傷病者の受入れ
- （6）遺体を火葬するための施設の提供
- （7）救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第3条 被災市町村は、協定市町村に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の種類
- （3）応援の具体的な内容及び必要量
- （4）応援を希望する期間
- （5）応援場所及びその経路
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援を受けた被災市町村は、応援を実施した協定市町村に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた協定市町村は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村に連絡し、その後、直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 前条により応援に要した経費の負担区分は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

（1）第2条第1号から第6号に掲げる応援に要する経費については、原則として被災市町村の負担とする。

（2）第2条第7号に掲げる応援に要する経費については、応援市町村の負担とする。

（3）第2条第8号に掲げる応援に要する経費については、その都度協議する。

2 被災市町村において前項の規定による経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、被災市町村の要請により応援した協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定めるものとする。

（自主応援）

第6条 被災市町村の連絡がとれず、被災市町村から応援要請の依頼がない場合において、応援の必要があると認めたときは、被災市町村の情報収集活動を行い、自主的に応援を行うことができる。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする協定市町村の負担とする。

(災害補償等)

第7条 第2条第7号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された協定市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換等)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう物資等応援に必要な情報の交換を行うとともに、平常時から応援の受入体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までにいつれからも申出がないときは、更に1年間延長し、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書21通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

協定締結21市町村

千歳市・苫小牧市・三沢市・東北町・六ヶ所村・小美玉市・かすみがうら市・行方市・鉾田市・茨城町・小松市・加賀市・能美市・川北町・築上町・行橋市・みやこ町・宮崎市・西都市・新富町・高鍋町

（２）災害復旧・調査協定

ア 災害時における応急対策工事に関する基本協定（小松管工事協同組合）

災害時における応急対策工事に関する基本協定

小松市（以下「甲」という。）と小松市管工事協同組合（以下「乙」という。）との間で、甲が管理する上水道施設（以下「水道施設」という。）が自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合の水道施設の被災防止工事及び被災水道施設の応急復旧工事（以下「応急対策工事」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急工事の実施に関する基本事項を定めることにより災害時に対する水道施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において災害とは、豪雨、暴風、地震その他の異常自然現象又は緊急な対応を必要とする事故により生ずる被害で、甲が応急工事の実施が必要と認めたものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、広域的若しくは大規模な災害が発生した場合又はより技術的難度の高い応急工事を実施する必要が生じたときは、乙に対し当該工事の実施について協力を要請するものとする。

（細目協定）

第4条 応急対策工事を円滑に実施するため当該工事の実施の細目に関する協定を別に締結する。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により何らかの意思表示がなされないときは、期間満了の日から更に一年間更新されるものとし、その後の更新もまた同様とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年3月23日

災害時等における応急対策工事に関する細目協定

小松市（以下「甲」という。）と小松管工事協同組合（以下「乙」という。）とは平成18年3月23日に締結した「災害時における応急対策工事に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）第4条の規定により、関する上水道施設（以下「水道施設」という。）が自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は、被災するおそれがある場合の水道施設の被災防止工事及び被災水道施設の応急普及工事の実施に関し次のとおり細目に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は1、応急対策工事の実施に関する細目を定めることにより災害等（基本協定書第2条に規定する災害をいう。）に対する水道施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

(災害時応急対策工事協力者等)

第2条 この協定に賛同し、応急対策工事を実施できる乙の組合員を災害等応急対策工事協力者(以下「協力者」という。)という。

2 乙はこの協定の締結後、速やかに、協力者の名簿(以下「協力者名簿」という。)及び協力者が応急対策工事を実施するための「応急対策工事実施体制表」を甲に提出するものとする。

3 乙は応急対策工事体制表について、その内容に変更が生じたときは、又は甲から特に報告を求められたときは、速やかに甲に対し、当該事項について報告するものとする。

(地区統括責任者)

第3条 乙は、甲の意見を聞いて、あらかじめ、地区ごとに協力者の中から応急対策工事を実施する地区班長及び副班長を定めたとき、又はこれを変更したときは、速やかに甲に通知しなければならない。

(出動要請)

第4条 甲は、乙に対し出動要請を行う場合は書類により要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を受けたときは、出動応諾書を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

3 甲及び乙は、緊急の必要があるときは、全2項の規定にかかわらず、電話等の通信手段により、出動の要請及び出動応諾を交わすことができるものとする。

(工事の実施)

第5条 乙は、前条第1項による要請があったときは、甲の指示に従い速やかに応急対策工事に着手しなければならない。

2 乙は、応急対策工事の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。

3 乙は、応急対策工事の実施にあたっては、工事に従事する者が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第20号)の規定を受けるための必要な手続きをあらかじめ取らなければならない。

4 乙は、応急対策工事の実施期間中、随時、当該工事の進捗状況について、文書により当該工事の内容を明らかにする写真等の資料を添付し、甲に報告しなければならない。また、応急対策工事が完了したときも同様とする。

(請負契約の締結)

第6条 甲は、応急対策工事を乙に要請した場合は、速やかに施行業者と随意契約を締結するものとする。

(損害に対する事項)

第7条 応急対策工事の目的物に生じた損害及び当該工事により、打算者に与えた損害については、小松市建設工事標準請負契約約款(平成8年度小松市告示第78号)第28条から30条までの規定を準用する。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は基本協定書に定めた期間とする。

(疑義の決定)

第9条 この細目について、疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成18年3月23日

イ 災害時の応急対策工事に関する基本協定（一般社団法人小松能美建設業協会）

災害時の応急対策工事に関する基本協定

小松市（以下「甲」という。）と社団法人小松能美建設業協会（以下「乙」という。）とは、甲が所管する道路、河川、砂防、港湾施設等（以下「公共土木施設」という。）が自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合の被災公共土木施設の応急復旧工事（以下「応急対策工事」という。）及び公共土木施設の被災防止工事の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、応急対策工事の実施に関する基本事項を定めることにより、災害等に対する公共土木施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害等」とは、豪雨、暴風、地震その他の異常な自然現象又は緊急な対応を必要とする事故により生ずる被害で、甲が応急対策工事の実施を必要と認めたものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、広域的若しくは大規模な災害等が発生した場合又はより技術的難度の高い応急対策工事を実施する必要がある場合は、乙に対し、当該工事の実施について協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に協力するものとする。

（細目協定）

第4条 甲と乙は、応急対策工事を円滑に実施するため当該工事の実施の細目に関する協定を別に定める。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

平成18年11月17日

ウ 災害時における応急対策活動に関する協定（石川県電気工事工業組合）

石川県電気工事工業組合との災害時における応急対策活動に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と石川県電気工事工業組合（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が小松市内において発生した場合の電気保安とライフラインの確保について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に災害復旧を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、豪雨、暴風、地震その他の自然災害及び大規模な事故等によるもので、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の被害状況の調査及び電気工作物の復旧等の応急対策活動
- (2) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、文書をもって協力を要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) 応急対策活動に従事した所属会員名
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した経費は、甲が負担する。

（損害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施に当たっては、業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめとらなければならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年12月25日

エ 災害時における応急対策活動に関する協定（一般財団法人北陸電気保安協会）

小松市（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が小松市内において発生した場合の電気保安とライフラインの確保について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に災害復旧を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、豪雨、暴風、地震その他の自然災害及び大規模な事故等によるもので、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監理、監督、指導及び検査等
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、文書をもって協力を要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した経費は、甲が負担する。

（損害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施に当たっては、業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめとらなければならない。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年4月18日

オ 災害応急対策のための活動に関する協定（石川県瓦工事協同組合）

小松市(以下「甲」という。)と石川県瓦工事協同組合(以下「乙」という。)とは、小松市に大規模な風水害、雪害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に連携・協力して災害時における被災住宅を対象に災害応急対策のための活動(以下「活動」という。)を実施することについて、以下のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、大規模災害に際して、被災住宅を対象に災害応急対策のための活動が必要になったときは、次に掲げる活動を乙に対して要請することができるものとする。

- (1) 瓦屋根の破損箇所の把握及び応急対策
- (2) 障害物の除去等の応急対策
- (3) 雪害による屋根の雪下ろし
- (4) その他甲が必要と認める活動

(協力)

第2条 乙は、甲から活動の要請があったときは、優先的に前条各号に掲げる活動について協力するものとする。

(活動要請手続)

第3条 甲は、乙に対し活動への協力を要請するときは、日時、場所及び内容を指定して、文書により要請を行うものとする。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合にあっては、乙に対し口頭で活動への協力を要請し、事後、速やかに文書により要請を行うものとする。

(活動の実施)

第4条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、直ちに指定場所に活動要員を派遣し、甲の職員の指示に基づき活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、当該要請に従い自らの判断により活動を開始するものとする。

- 2 乙は指定場所に活動要員を派遣したときは、速やかに現場責任者、出動時間、活動に使用する器材等を甲に通報するものとする。
- 3 乙は、活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に通報するものとする。

(費用負担)

第5条 前条の活動により実施した活動に要した費用については、甲の負担とする。

- 2 甲は、乙の活動の終了後において、乙から当該費用の請求があった場合は、乙に対して当該費用に相当する額を支払うものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づき、乙が実施した活動に従事した者が、当該活動により負傷又は死亡した場合等の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

- 2 乙が実施した活動により第三者へ損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行わなければならない。

(連絡)

第7条 乙は、毎年1回、乙の組織図、連絡先及び緊急時の連絡窓口を記載した書面を甲に提出するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結日から効力を生じるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月26日

カ 大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施に支障となる障害物の除去等に関する確認書（北陸電力株式会社・北陸電力送配電株式会社）

小松市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、令和3年10月7日付けをもって締結した「小松市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括連携に関する協定書」の第2条第1項第3号に関し、大規模災害時における停電復旧に係る応急措置の実施（以下「停電復旧」という。）に支障となる障害物の除去等について、以下のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第64条第2項に基づく停電復旧に支障となる障害物の除去等を実施するため、3者が協力して円滑に作業に当たれるよう、3者間における基本的事項を定め、もって、停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本確認書は、災対法第64条第2項に基づく停電復旧に支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象区域は、停電復旧に必要な区域として、乙又は丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する区域を対象とする。

（連携体制の構築）

第4条 3者は、日頃より緊急輸送道路等の優先的に啓開すべき道路について情報を共有する等、大規模災害時に連携できるよう体制の構築を行うものとする。

（大規模災害時における相互連携に関する確認書第3条2項の連携内容）

第5条 丙は、大規模災害時には、優先的に啓開すべき道路の通行に支障となる電力設備等の除去を優先して実施するものとする。

2 甲は、丙の現場着手等が遅れ、優先的に啓開すべき道路の通行等に支障をきたすと判断した際は、丙による安全確認を実施した上で、丙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができるものとする。

3 前項の丙による安全確認を実施するため、甲は乙又は丙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、丙は直ちに技術員を派遣し電氣的安全措置等を実施することとする。

4 第2項の甲による電力設備等の除去にあたっては、丙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

（大規模災害時における相互連携に関する確認書第3条3項の取扱い）

第6条 甲は、乙又は丙から停電復旧に支障となる障害物等の除去の要請があった場合は、自己の緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

2 甲は、障害物が丙の設備に接触し、感電の恐れがある場合等、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙又は丙に対し、事前協議においてその理由を説明した上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。

3 前項において、緊急を要するときは、甲は乙又は丙に対し、口頭又は電話等で依頼することができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。

4 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、丙は甲の区域の指定及び協力依頼を待たず、除去作業を実施することができる。ただし、甲の区域の指定及び協力依頼を待たずに除去作業を実施した場合は、乙又は丙は除去作業の実施後、遅滞なく甲へ報告を行うものとし、また、甲は乙又は丙に対して第2項に基づき依頼手続きを行うものとする。

（障害物等の保管、処理、土地の一時使用）

第7条 丙が除去作業を行った障害物等は通行に支障とならない形で道脇に残置する。ただし、通行に支障が生じる場合、移動先は甲の指示に従うものとする。

2 甲は丙に対し、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を許可するものとする。

3 甲の指示に基づき、丙が除去作業を行った障害物等の保管及び処分は、甲が行うものとする。

(損失補償)

第 8 条 本確認書の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、3 者協議の上、処理解決に当たるものとする。

(費用負担)

第 9 条 この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙又は丙が行うべき作業に係る費用について、3 者協議の上、相手方に請求できるものとする。

(秘密保持)

第 10 条 3 者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第 11 条 この確認書の実施にあたっては、3 者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第 12 条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する日の 1 か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に 1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 13 条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、3 者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書 3 通を作成し、3 者それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 8 月 1 日

キ 災害時における住家被害認定調査に関する協定（加賀市、能美市、川北町、一般社団法人石川県建築士会小松能美支部、一般社団法人石川県建築士会加賀支部）

災害時における住家被害認定調査に関する協定書

小松市、加賀市、能美市及び川北町（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建築士会小松能美支部及び加賀支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 90 条の 2 第 1 項に規定する調査（以下「住家被害認定調査」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、甲の地域内で法第 2 条第 1 号に規定する災害（火災を除く。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する住家被害認定調査に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査の実施について協力を要請する。

2 前項の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第 3 条 乙は前条第 1 項の要請を受けた場合には、事業に支障のない範囲において、速やかに甲の要請に協力するものとし、甲の指定する場所に必要な資機材とともに乙の会員を派遣するものとする。

2 本協定における住家被害認定調査の内容（以下「住家被害認定調査業務」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 被害認定基準（災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当））の被害認定基準をいう。）、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 13 年内閣府）その他国が定める基準に基づき、住家被害認定調査を実施する。

(2) その他、甲が合理的に必要と認める業務

（派遣地域及び派遣人数）

第 4 条 第 2 条による要請があった場合は、住家被害認定調査業務を行う甲の地域及び当該地域へ派遣する乙の会員数の割り当てについては、当該災害による被害状況等を考慮し、甲乙双方協議のうえ、定めるものとする。

（連絡体制及び完了報告）

第 5 条 本協定に基づく住家被害認定調査業務を円滑に行うため、甲及び乙は、相互の連絡体制を別途定めるものとする。

2 乙は甲の要請に基づき協力したときは、別に定める様式により甲へ報告するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

(1) 住家被害認定調査業務に従事した調査員の派遣に係る交通費

(2) その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）

第 7 条 乙は、前条に定める費用を甲に請求する場合は、別に定める様式により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（研修会への参加）

第 8 条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（守秘義務）

第 9 条 乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲及び乙の双方が合意した事項に関しては、この限りではない。

（損害補償）

第 10 条 甲は、本協定に基づき住家被害認定調査業務に従事する乙の会員を対象として、住家被害認定調査業務に従事する前までに損害補償に関する保険等に加入するものとする。

2 損害補償に関する保険等への加入に要した費用については、甲が負担するものとする。

（実施細目）

第 11 条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに甲又は乙いずれからも書面による終了の申し出がないときは、本協定は更に 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

(協議)

第 13 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた事項については、その都度双方協議のうえ、定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書 6 通を作成し、代表者の署名のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 11 月 14 日

甲 石川県小松市小馬出町 91 番地
小松市長

石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地
加賀市長

石川県能美市来丸町 1110 番地
能美市長

石川県能美郡川北町字壺ツ屋 174 番地
川北町長

乙 石川県小松市今江町五丁目 573 番地
一般社団法人石川県建築士会
小松能美支部長

一般社団法人石川県建築士会
加賀支部長

ク 災害時における応急調査業務に関する協定（一般社団法人石川県建設コンサルタント協会、一般社団法人石川県測量設計業協会、一般社団法人石川県地質調査業協会）

災害時における応急調査業務に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）、一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人石川県地質調査協会（以下「丁」という。）とは、甲が所有若しくは管理する道路、河川、港湾、上下水道施設、農業林業施設等（以下「公共施設」という。）が、地震、風水害その他の自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における調査、測量、設計等の応急調査業務（以下「応急調査業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、公共施設の応急調査業務の実施に関する必要な事項を定めることにより、災害時における公共施設の被害の拡大、二次災害の防止並びに迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に際し必要と認めるときは、乙、丙及び丁に対して、応急調査業務の協力を要請できるものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応急調査業務協力者等）

第3条 この協定に賛同し、応急調査業務を実施できる乙、丙及び丁の協会員を災害時応急調査業務協力者（以下「協力者」という。）という。

2 乙、丙及び丁は、この協定の締結後、速やかに協力者の名簿（以下「協力者名簿」という。）を甲に提出するものとする。

3 乙、丙及び丁は、「協力者名簿」について、その内容に変更が生じたとき又は甲から特に報告を求められたときは、速やかに、甲に対し、当該事項について報告するものとする。

（連絡担当者の設置）

第4条 甲、乙、丙及び丁はあらかじめ、応急調査業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、連絡担当者を定めたとき、又は、これを変更したときは速やかにそれぞれの窓口で報告するものとする。

（応急調査業務の調査者）

第5条 甲は、応急調査業務が必要な箇所ごとに協力者の能力、体制等について、乙、丙及び丁の意見を聴いた上で、応急調査業務の調査者（以下「調査者」という。）を決定するものとする。

（応急調査業務の要請、応諾）

第6条 甲は、乙、丙及び丁に対し、応急調査業務要請書を交付することにより、調査者の出動を要請するものとする。

2 乙、丙及び丁は前項の規定による要請を受けたときは、応急調査業務応諾書を甲に送付することにより、調査者の出動を応諾するものとする。

3 甲及び乙、丙、丁は緊急の必要があるときは、前2項の規程にかかわらず、可能な通信手段を使用することにより、出動の要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲及び乙、丙、丁は遅滞なく、応急調査業務要請書及び応急調査業務応諾書を交わすものとする。

（応急調査業務の実施）

第7条 調査者は前条第1項の規程による要請があったときは、甲の指示に従い、速やかに、応急調査業務に着手するものとする。

2 前項の応急調査業務は、公共施設の機能の維持及び回復に係る必要最小限のものとする。

3 調査者は、応急調査業務の実施にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払わなければならない。

4 調査者は、応急調査業務を行ったときは、その内容等及び進捗状況を速やかに甲に報告しなければならない。

(応急調査業務の内容)

第8条 甲が乙、丙及び丁に対して協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被害の規模や内容を直ちに把握するために行う初期調査
 - ア 公共施設の被災状況の目視による点検
 - イ 公共施設の被災状況の調査及び写真撮影
 - ウ 公共施設の被災状況の概略図の作成
 - エ 費用負担を伴わない範囲での技術的助言
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が必要に応じて要請する緊急的な調査

(費用負担)

第9条 応急調査業務の実施に要する費用は、前条第1号に掲げる費用にあつては、乙、丙及び丁が負担するものとし、前条第2号に掲げる費用にあつては、甲の負担とし、積算基準等に基づき積算するものとする。

(委託契約の締結)

第10条 甲は、応急調査業務の調査期間中又は完成後、速やかに、調査者と当該業務に係る随意契約を締結するものとする。

(損害に関する事項)

第11条 応急調査業務の成果物に生じた損害及び当該業務により第三者に与えた損害については、小松市業務委託標準約款（令和5年4月1日）第27条から29条までの規定を準用する。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、締結した日から令和6年3月31日までとする。但し、期間終了の日の30日前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による何らの意思表示がなされないときは、引き続き同一内容で1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年 4月 1日

甲 小松市
小松市長 宮 橋 勝 栄

乙 一般社団法人石川県建設コンサルタント協会
会 長 新 家 久 司

丙 一般社団法人石川県測量設計業協会
会 長 新 家 久 司

丁 一般社団法人石川県地質調査業協会
会 長 矢 野 好 二

（３）放送協定

ア 災害緊急ラジオ放送設備の使用に関する協定（株式会社ラジオこまつ）

（ア）災害緊急ラジオ放送設備の使用に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と（株）ラジオこまつ（以下「乙」という。）は、災害緊急ラジオ放送（以下「災害放送」という。）設備の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定書は、小松市に於ける災害発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行い、もって市民の生命と財産を守ることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定に於ける用語は次のとおりとする。

- （１）「災害」とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動、その他非常の事態をいう。
- （２）「災害放送」とは、前条の目的を達成するために、甲の要請に基づき、乙が必要と認めたとき、乙が所有し、管理する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

第３条 災害放送の運用に当たっては、乙の放送局としての編成権を尊重し、次の各号に定める手順により、実施するものとする。

（１）放送局運用要員が多数在局している通常の時間帯

ア 甲はファクシミリにより、乙が運用するスタジオ宛に災害放送である旨を明示して放送原稿を送付する。

イ 乙は災害放送の原稿を受信したときは、その内容を甲に確認したうえで、直ちに他の放送に優先してこれを放送することとし、それ以降においても状況により必要とするときは、適宜繰り返して放送する。

（２）放送局運用要員が少人数又は特別の事情によりスタジオが無人となったとき

ア 甲は災害放送を必要とすると認めたときは、別表１に示す乙に所属するいずれかの者に災害放送の内容を説明し、その了解を得たうえで暗証番号を聞き出す。

イ 甲は災害放送設備に電話をかけ、別表２に定められた手順に従い、前記アの暗証番号等を入力したうえで放送中の番組に割り込み、災害放送を行う。

ウ 甲は災害放送を終了したときは、直ちに前記アの者にその旨を連絡する。

エ 甲は、災害放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告する。

（３）無線機による災害放送を行う場合

ア 災害現場や災害対策本部からの災害放送は、乙が実施する。

イ 演奏所－送信所の音声伝送ラインが不通になった場合は、乙が無線による回線確保を速やかに行う。

（災害放送の結果の責任）

第４条 災害放送を行った結果の社会に及ぼす影響については、甲がその責に任ずるものとする。

（費用の負担）

第５条 災害放送用機器の設置及び既設の放送装置への接続並びに調整に要する費用は甲の負担とする。

２ 乙は災害放送に要する費用を甲に請求しない。

３ 災害放送の実施により、同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙と当該広告主との間の交渉により、その解決を図るものとする。

（協議）

第６条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、甲、乙が誠意をもって協議し決定する。

（協定の改定）

第７条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ、改訂することができる。

(協定の期間)

第8条 この協定の効力は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。

2 協定の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から異議申し立てがない場合は、その期間を引き続く次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成13年10月1日

*締結者：小松市長／(株)ラジオこまつ代表取締役社長

別表1

「ラジオこまつ 連絡表」

(株)ラジオこまつ	TEL	0761-23-7660
	FAX	0761-23-7672 0761-23-7734
●災害用緊急ラジオ放送	TEL	0761-23-7632
●放送担当者		
※	自宅 携帯	※
※	自宅 携帯	※
北國新聞小松支店	TEL	0761-24-3111

別表2

「緊急電話放送運行マニュアル」 ※手順

※セキュリティ確保のため記載せず。

(イ) 災害緊急ラジオ放送設備の運用に関する覚書

災害緊急ラジオ放送設備の運用に関する覚書

小松市(以下「甲」という。)(株)ラジオこまつ(以下「乙」という。))との間で、災害緊急ラジオ放送設備使用に関する協定書に定めるもののほか次のとおり覚書を締結する。

(運用)

第1条 甲は標記協定書第3条(2)号アに定めるなど乙に所属する何れかの者と連絡が取れない場合は割り込みによる災害放送を随時行えるものとする。

(報告)

第2条 甲は前条に定める災害放送を行ったときは、実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。

(疑義等の決定)

第3条 本書に定めのない事項については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成13年10月1日

イ 災害時における緊急放送の要請に関する協定（株式会社テレビ小松）

小松市（以下「甲」という。）と（株）テレビ小松（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報（以下「災害情報」という。）の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全を確保するために、甲が乙に災害緊急放送を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送基準）

第2条 災害緊急放送は、次号のいずれかに該当するときに実施するものとする。

- （1）甲において災害警戒本部、災害対策本部等が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。
- （2）大規模な火災、事故その他重大な災害の発生により、市民に対し緊急に災害情報を伝達しなければ市内の被害が拡大し、市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

（放送）

第3条 乙は前条各号に規定する場合において、甲からの要請を受け、その趣旨に沿った放送形式、内容で、災害緊急放送を実施するものとする。

2 災害緊急放送は乙の所有する放送設備を使用し、乙の自主放送チャンネルにおいて放送するものとする。

（運用）

第4条 災害緊急放送の運用は、次の各号に定める手順により実施する。

- （1）甲は、文書をもって災害緊急放送の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする
- （2）乙は、災害緊急放送の要請を受けたときは、乙の自主チャンネルにおいて他の番組に優先してこれを放送し、それ以降においても状況に応じて適時 繰り返し放送を行う。

（費用負担）

第5条 災害緊急放送に係る費用は乙の負担とする。

2 災害緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告の放送ができなかったときは、乙と当該広告主との間で協議し解決を図るものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の期間は、締結の日から毎年度末までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年7月14日

（４）救急救護協定

小松市医師会との災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人小松市医師会）

災害時の医療救護に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と社団法人小松市医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、小松市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、災害救助法、他の関係法令が適用される災害時については、当該関係法令の定めるところによる。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、小松市地域防災計画に基づき、医療救護を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し、救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合は、自らの判断で救護班を派遣することができるものとする。

4 乙は、前項の規定により救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班に対する指揮）

第4条 医療救護の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する救護班に対する指揮は、乙の庁を通じて行う。ただし、緊急時における救護活動はこの限りでない。

（救護班の業務）

第5条 乙が派遣する救護班は、原則として甲が避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護を行う。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

（１）傷病者に対する応急処置及び医療

（２）傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）被災者の死亡の確認

（４）避難場所への巡回診療

（救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を執るものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するものの他、甲が供給するものとする。

（収容医療施設の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療施設を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲は、乙が医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の薬価基準等に定める実費
- (3) 救護班員が、医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 救護所における医療器具等の損傷に係る経費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

2 前項の定める費用弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

(防災訓練に係る費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が防災訓練に参加した場合の費用については、前条に準ずるものとする。

(協 議)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協議締結の日から平成12年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年8月10日

（５）物資供給・輸送等協定

ア 災害時における飲料水の供給に関する協定（北陸コカ・コーラボトリング株式会社）

小松市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング（株）（以下「乙」という。）とは、次の条項により、災害時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

（要請）

第１条 甲は、小松市に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、小松市災害対策本部が設置された場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときは、次に掲げる場合をいう。

- （１）災害による断水又は避難等により、被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。
- （２）その他、甲が必要と認めるとき。ただし、この場合において、甲は乙に対し、要請の前に協議を行うものとする。

（供給飲料水の範囲及び対価等）

第２条 乙が甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- （１）乙は、第４条に基づき設置したメッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）内の飲料水を甲に無償提供する。
- （２）乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給する。供給場所は、避難所等甲の指定する場所に納入するものとする。なお、供給される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

２ 甲は、住民への情報提供のため、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができる。

（要請の方法）

第３条 甲が乙に飲料水の供給の要請を行うときは、原則文書により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

２ 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は乙に対し要請を行うことなく、前条第１項第１号の飲料水を使用することができるものとする、ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行うものとする。

（地域貢献型自動販売機の設置及び撤去）

第４条 地域貢献型自動販売機の設置及び撤去については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

なお、設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

（緊急車両の指定）

第５条 甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（供給範囲の拡大）

第６条 甲及び乙は、第２条の機会の拡大を進め、市民の安心の向上に努めるものとする。

（有効期限）

第７条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成２４年３月３１日までとする。

２ 前項の期間満了の日の３０日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第８条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年 ８月１２日

イ 災害時における緊急用燃料の供給に関する協定（一般社団法人石川県エルピーガス協会小松支部）

小松市（以下「甲」という。）と社団法人石川県エルピーガス協会小松支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小松市において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、公共施設の応急復旧、避難所開設などにおける緊急用燃料として、液化石油ガス等及び燃焼器を使用するために必要な設備（以下「L P ガス等」という。）の使用を必要とする場合において、L P ガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所などへのL P ガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項を明示して供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）必要とするL P ガス等の内容及び数量
- （2）L P ガス等を必要とする場所
- （3）L P ガス等の使用目的及び使用期間
- （4）その他参考となる事項

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定により供給の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限りこれに応じ、L P ガス等の優先供給に努めるものとする。

（安全点検）

第4条 乙がL P ガス等を供給するときは、燃料器具等の安全点検をして供給するものとする。

（報告）

第5条 乙は前条の規定に基づく供給を完了した場合は、甲に対して文書をもって速やかに次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）供給したL P ガス等の設置場所別の内容及び数量
- （2）その他必要な事項

（連絡責任者）

第6条 第2条の規定に基づく供給の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては小松市防災安全センター長を、乙においては社団法人石川県エルピーガス協会小松支部長をそれぞれの連絡責任者とする。

- 2 甲と乙は、連絡責任者との連絡が取れない場合に備え、あらかじめ他の連絡者について協議し、定めておくものとする。
- 3 乙は、乙の連絡責任者を変更したときは遅滞なくその氏名及び連絡先を甲に報告するものとする。

（L P ガス等の撤去）

第7条 L P ガス等の撤去については、甲の連絡責任者から乙の連絡責任者に対して連絡するものとする。

- 2 乙は、甲から前項の連絡があった場合はL P ガス等の撤去を行うものとする。

（経費の負担）

第8条 第3条の規定による供給のために要する経費は、甲が負担する。

- 2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算出するものとする。

（経費の支払い）

第9条 前条の規定による経費は、第3条の規定による供給が完了した後において乙から甲に対して請求するものとし、甲は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

ただし、甲が期日内に支払う事ができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成23年8月23日

ウ 災害時等における石油燃料等の供給に関する協定（石川県石油商業組合小松支部）

小松市（以下「甲」という。）と石川県石油商業組合小松支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、石油燃料等（以下「燃料等」という。）の優先供給を行うものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、緊急車両、避難所で燃料等を必要とする場合、乙に対して、優先的な供給やその運搬について協力を要請することができる。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、積極的に協力をするものとする。

（燃料等の供給及び運搬の手続き）

第4条 甲は、乙に燃料等の供給及び運搬を要請する場合には、要請書を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

2 燃料等の運搬は乙が行うものとする。

（引渡し）

第5条 燃料等の引渡場所は甲が指定した場所とする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請により協力した場合は、速やかに甲に対し、実施報告書により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 甲は、この協定に基づき実施した燃料等の供給及び運搬等に要した経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第8条 前条に規定する経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年10月11日

エ 災害時における応急生活物資の供給に関する協定（株式会社平和堂）

（趣旨）

第1条 小松市（以下「甲」という。）と（株）平和堂（以下「乙」という。）とは、小松市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の供給に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が小松市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して、応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給に可能な範囲で努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の内容は、予め甲乙協議して定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた応急生活物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第6条 甲が乙に要請を行うときは、原則文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 乙の行う応急生活物資の運搬は、甲が指定する物資供給拠点までとし、甲は当該指定場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 物資供給拠点までの運搬は、乙又は乙が指定するものが行うこととし、個別の避難所等への運搬については、甲が行うこととする。

（車両優先通行の確保）

第8条 甲は、災害時において乙が応急生活物資を運搬及び供給するための車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用）

第9条 第4条および第7条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害等発生直前における小売価格等を基準として、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

（連絡及び協議の責任者）

第10条 この協定に関わる連絡、要請及びこの協定に定める事項を円滑に実施するための定期的な協議についての甲乙双方の責任者は次の通りとする。

(1) 甲 小松市役所 行政管理部 防災安全センター長

(2) 乙 (株) 平和堂 アル・プラザ小松 総務次長
(株) 平和堂 総務部 総務課長

（有効期限）

第11条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。
平成24年2月9日

オ 災害時における物資（福祉用具）の供給協力に関する協定（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

小松市（以下「甲」という。）と社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、小松市域において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における物資（福祉用具）の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急に物資の確保を図る必要があるときは、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（要請の手続き）

第2条 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して口頭等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請する物資の名称及びその数量
- (2) 物資の提供を要請する場所
- (3) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の申請を受けたときは、優先的に甲に協力するものとする。

（引渡し）

第4条 物資の引渡し場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、当該場所において、甲が物資を確認のうえ引き取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を口頭等により甲に報告し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 提出した物資の名称及びその数量
- (2) 物資を提供した場所
- (3) その他必要な事項

（物資の価格）

第6条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第7条 この協力に基づく協力の実施にあたり損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（費用の請求）

第8条 乙は、協力に要した費用について、第6条の規定による文書の提出後、甲に請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、前条の規定による請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うために、連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 この協定に基づく乙の実務については、社団法人日本福祉用具供給協会東海北陸支部において行うものとする。

3 連絡方法等は別紙の通りとする

（情報交換）

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期限）

第12条 この協定書の有効期限は、協定の締結から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲乙協議して両者異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これをさだめるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有する。

平成24年 5月 2日

カ 災害時における支援協力に関する協定（生活協同組合コープいしかわ）

小松市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープいしかわ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、水害、その他の大規模な被害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定めるとともに、乙による市民に対する防災意識向上等に関する活動について定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要と認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対して、甲が保有する物資等の輸送業務について協力を要請することができる。

3 甲は、平常時において、乙に対して、災害に関する啓発活動、訓練等の参加について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、生活物資等の供給を受けようとするときは、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資等の供給）

第5条 生活物資等の供給は、甲が指定する場所に品目、数量等を明確にして、乙が責任を持って運搬するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が供給した生活物資等の費用及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用については、甲が負担するものとする。

（物資等の価格）

第7条 生活物資等の価格及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（生活物資等の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、石川県内及び県外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活物資等の安定供給に努める。

（情報の提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力する。

2 甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について、情報交換に努める。

3 乙は、市民に対する防災意識の向上及び減災への取組みを推進するため、甲の協力のもと、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。なお、この有効期間の満了日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合、さらに1年延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月12日

キ 災害時における支援協力に関する協定（イオンリテール株式会社 近畿・北陸カンパニー）

小松市（以下「甲」という。）とイオンリテール（株） 近畿・北陸カンパニー（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有または調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資を確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（改正又は廃止）

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第10条 この協定の解釈に疑義を生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月12日

別表（第4条関係）

■災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン) 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶 ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、 ウェットティッシュ、ゴミ袋 蚊取り線香(夏季) 使い捨てカイロ(冬季)	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品 漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手 鍋、炊飯用具、簡易コンロ、 カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ ティッシュペーパー、トイレットペーパー、 防水シート

ク 小松市の地域防災に関する協定（イオンモール株式会社）

イオンモール（株）（以下「甲」という。）と小松市（以下「乙」という。）は、甲が管理・運営するイオンモール新小松が、地域防災の推進に資するため、次のとおり本協定を締結する。

1. 協定の目的

甲及び乙は、防災意識及び防災性の向上を図るために連携し、相互に協力することを確認する。

2. 甲の役割

甲は、当該地域における防災意識及び防災性の向上を図るため、乙が実施する防災啓発活動などの各種防災施策に協力するよう努めるものとする。

3. 乙の役割

乙は、地域住民及び来街者等の生命及び身体、財産を災害から保護するため、乙が関係団体等と連携して各種防災施策を積極的に推進、調整の上、甲と協力して地域の防災対策の強化を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月12日

ケ 災害時における物資の輸送等に係る協力に関する協定書（上田運輸株式会社）

小松市（以下「甲」という。）と上田運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送等に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が、物資の輸送等に係る協力を、乙から受けることに關して必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供及び救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする車両等の数
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要となる事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲の管理する施設及び甲が指定した物資配送等拠点から避難所等への物資及び生活用水の輸送業務（積み下ろしを含む。）
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 物資配送等拠点の運営に必要な資機材の提供
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（報告）

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに業務実施内容を甲に報告するものとする。

（災害時の情報提供等）

第5条 乙は、第3条の業務中に発見又は知り得た災害情報を甲に提供するとともに、情報収集に協力するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、第三者に損害等を与えた場合は、これらの者に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲がその賠償の責めを負うものとする。

（補償）

第8条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときの災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、小松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小松市条例第29号）の規定により対処する。

（情報交換及び訓練）

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から情報交換及び訓練の協力により相互の連携に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ定めるものとする。

- 2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（協議）

第 11 条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義や変更が生じた事項については、この協定を円滑に推進するために、その都度協議を行うものとする。

（協定有効期間）

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日とする。

- 2 前項の期間満了の日から 3 か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から、更に 1 年間延長するものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印又は署名のうえ、各 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 1 7 日

コ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）

小松市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小松市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び輸送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる小松市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、小松市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入れ及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を書式により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施するうえで、必要と認めるときは書式により、乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資受入れ及び配送並びに派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入れ及び配送業務を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、書式により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して書式により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任先)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和4年12月16日

（６）指定福祉避難所・福祉避難所協定

ア 福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定（福祉避難所協定書例）

この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされ、市指定避難場所等での避難生活が困難な状態になった場合に、小松市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人松寿園（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として乙が運営する社会福祉施設等の使用の便宜を受けることについて、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙の運営する社会福祉施設等内に福祉避難所を設置し、要援護者を当該避難所に避難させることにより、要援護者が支障なく避難生活をおくることができるように措置することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における要援護者の範囲は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別の配慮を必要とする者とする。

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。
2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 福祉避難所として使用する乙の施設は、次に掲げる施設とする。

- （１）特別養護老人ホーム松寿園（小松市向本折町ホ31番地）
- （２）養護老人ホーム 松寿園（小松市向本折町ホ31番地）
- （３）特別養護老人ホーム第二松寿園（小松市月津町ヲ95番地）
- （４）養護老人ホーム 第二松寿園（小松市月津町ヲ95番地）

（受入期間）

第5条 受入の期間は、甲が乙に要請し、乙が受入を決定した時から、甲が指示する時までとする。

（受入対象者）

第6条 受入対象となる者は、甲が指名した要援護者及びその介護者とする。

（手続等）

第7条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- （１）要援護者の住所、氏名、心身の状況、介護者の氏名、要援護者との関係等
- （２）その他、必要と認める事項

（要援護者の移送）

第8条 甲は、要援護者の乙への移送を行なうように努め、乙は、甲から依頼があった場合は可能な範囲において協力するものとする。

（物資の調達）

第9条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

（経費の負担）

第10条 甲の要請により乙が提供した生活物資等の費用は甲が負担するものとする。

（受入れ可能人員等）

第11条 甲及び乙は、受入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議しておくものとする。

(協定の有効期限)

第12条 この協定の有効期限は、毎年度末までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年1月25日

イ 災害時における指定福祉避難所の指定に関する協定（指定福祉避難所協定書例）

（目的）

第1条 この協定は、小松市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人共友会（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を指定福祉避難所としてあらかじめ指定し、小松市に災害が発生した場合において、要配慮者が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定される災害
- （2） 指定福祉避難所 法第49条の7第1項の規定により災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所
- （3） 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等、指定一般避難所等での日常生活に支障をきたす、又はその恐れがあるため、避難所生活に合理的配慮を必要とする者

（指定施設）

第3条 甲が指定福祉避難所として指定する乙の施設は、別表1のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の施設に避難者を受け入れる必要があると認めるときは、乙に対し、前条に掲げる施設（以下「乙の施設」という。）における指定福祉避難所の開設及び避難者の受入れを要請するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による要請を行う場合は、協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、FAX等により要請し、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（受入れ等）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請（以下「甲の要請」という。）があったときは、避難者の受入れの可否を速やかに判断し、当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、乙の通常の事業に著しい支障が生じるおそれがある場合を除き、可能な限り甲の要請を受け入れるものとする。

- 2 乙は、甲の要請がない場合において、避難者を乙の施設に受け入れたときは、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定による乙の報告があったときは、同項の避難者を甲の要請に基づき乙が受け入れたものとみなす。この場合において、甲は、前条第2項の規定による要請の手続を行うものとする。

（受入期間等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が避難者を受入れる期間（以下「受入期間」という。）は、避難者の受入れ開始の日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

- 2 甲は、前項の受入期間中は、必要に応じて担当職員を派遣するものとする。
- 3 乙は、第1項の受入期間中は、指定福祉避難所の運営のため必要な職員を配置するものとする。
- 4 甲は、受入期間が終了したときは、指定福祉避難所を閉鎖するものとする。
- 5 甲は、指定福祉避難所を閉鎖するときは、使用した乙の施設を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

（受入対象者）

第7条 受入対象者は、別表2のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとし、前項の受入対象者について情報共有するものとする。

（指定福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第8条 甲は、乙が指定福祉避難所を適切に運営し、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資や要介護者等及び長期避難者の受入れ先を確保するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 この協定による乙の施設の使用料は、無償とする。

2 第6条第5項の規定により乙の施設を原状に復すために要する費用は甲が負担するものとする。

3 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号。）その他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した乙の施設における指定福祉避難所の開設及び運営に係る費用を負担するものとする。

4 甲は、乙から前2項の費用の支払いについて請求があったときは、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

(情報交換及び訓練)

第11条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から情報交換及び訓練の協力により相互の連携に努めるものとする。

(連絡担当者の選任等)

第12条 甲及び乙は、この協定の円滑な履行を図るため、それぞれ連絡担当者を選任し、書面により相手方に通知するものとする。連絡担当者の変更が生じた場合も同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年6月15日

（７）指定緊急避難場所使用に関する協定等

ア 津波時における建築物の一時使用に関する覚書（一時避難施設覚書例）

小松市（以下、「甲」という。）とルートインジャパン（株）（以下、「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（目 的）

第1条 この覚書は、小松市内に津波が来襲し、または来襲するおそれのある場合において、乙の運営する施設を甲が指定する一時避難のための施設（以下「一時避難施設」という。）として当該施設の近隣住民（以下、「近隣住民」という。）の利用に供するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難施設）

第2条 一時避難施設の名称、所在地及び収容人数は、次の表のとおりとする。

名 称	ホテルグランティア小松エアポート 3階（宴会場、ロビー） 4階（通路） 5階（通路）
所 在 地	石川県小松市長崎町四丁目1 1 6 番 1 号
収容人数	約 8 4 0 人

（使用開始要請）

第3条 甲は、次の各号に該当するときで津波来襲のおそれがあると判断したときは、乙に対し一時避難施設の使用を要請することができる。

- (1) 小松市内において津波警報が発表されたとき
- (2) 津波来襲時で緊急避難が必要であるとき
- (3) 強い地震による揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れが発生したとき

2 前項の規定にかかわらず、緊急に一時避難施設を使用する必要があるときは、甲は、近隣住民を直接本件施設に避難させることができる。

（避難経路等）

第4条 一時避難施設への出入りは、緊急に一時避難施設を使用する必要があるときを除き、正面出入口に限るものとし、一時避難施設への経路及び一時避難施設館内での移動については、乙が指示するものとする。

（一時使用の終了）

第5条 本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

- (1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき
- (2) 甲の使用終了の申出があったとき
- (3) 乙より退去の要請があったとき

2 近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに地域住民の退去を完了させるものとする。

（費用負担）

第6条 この覚書に基づく本件施設の使用は無料とする。

（施設、備品の破損時等の対応）

第7条 近隣住民が本件施設を一時避難施設として使用した際、本件施設を滅失、毀損したときは、甲は、その復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

（施設変更等の通知）

第9条 乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲にその旨通知する。

（その他の協力）

第10条 甲及び乙は、この覚書が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する地域住民の避難誘導訓練に協力する。

(有効期間)

第11条 この覚書の締結期間は、覚書の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この覚書は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(洪水等への準用)

第12条 この覚書は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合で、近隣住民を避難させなければならないときに準用する。

(協議事項)

第13条 この覚書に定めのない事項またはこの覚書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年12月4日

イ 津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定

津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定 (中日本高速道路株式会社金沢支社金沢保全・サービスセンター)

小松市（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社金沢支社金沢保全・サービスセンター（以下「乙」という。）は、甲が地域防災計画の対象とする津波から地域住民等の生命を守るため、乙が管理する高速道路の区域の一部を甲が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、小松市内に津波が発生し、又はそのおそれがある場合に、乙の管理する高速道路区域の一部を地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所として甲が使用することについて、必要な事項を定める。

（使用目的）

第2条 甲は、小松市内に津波が発生し、又はそのおそれがある場合で、地域住民等が他の避難場所へ避難する時間的余裕がないときに、当該地域住民等の生命を守るための緊急かつ一時的な避難場所として次条に定める区域を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため、事前に乙と協議の上、避難訓練を実施することができるものとする。

（使用区域）

第3条 甲が使用できる高速道路の区域（以下「使用区域」という。）は、次のとおりとする。

使用区域	所在地
乙が管理する高速道路区域のうち別図に示す範囲	小松市草野町地内

（目的外の使用の禁止）

第4条 甲は、使用区域を第2条の目的以外には使用してはならない。

（使用期間）

第5条 甲が使用区域を一時使用できる期間は、小松市内に津波が発生し、又はそのおそれが生じたときから津波による避難の必要がなくなったとき（石川県に発表された大津波警報・津波警報・津波注意報が解除されたとき。）まで及び避難訓練を実施するときとする。

（使用料）

第6条 甲がこの協定により使用区域を一時使用するときの利用料は、無償とする。

（原状復旧）

第7条 この協定による一時使用に起因して使用区域内の道路施設が損傷したときは、甲の負担により原形に復旧するものとし、その復旧方法について甲、乙協議するものとする。

（安全対策）

第8条 甲は、使用区域の一時使用に当たっては、その安全確保について一切の責任を負うものとし、具体的安全対策について、乙と協議のうえ、定めるものとする。

2 甲は、使用区域の一時使用に当たり、使用区域に存する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は使用区域内に新たな施設を設けようとするときは、あらかじめ乙と協議の上、道路法その他関係法令に基づく手続又は必要な協議を行うものとする。

（損害賠償）

第9条 甲は、一時使用又は安全対策により乙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに乙に届け出て、自己の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

2 一時使用に伴い発生した事故等については、乙は一切の責任を負わない。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲、乙いずれからの申し出がないときは、この協定は更に 3 年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30 日前までに相手方に対し解除の申し入れを行うものとする。

(定めのない事項等の処理)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 12 月 24 日

ウ 洪水時の指定緊急避難場所使用に関する協定

災害時における一時避難施設としての使用に関する協定書（一時避難施設協定書例）

小松市（以下、「甲」という。）と株式会社平和堂（以下、「乙」という。）及び協同組合コミュニティショッピングプラザ小松（以下、「丙」という。）は、小松市内に浸水が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に、地域住民等の生命及び身体を保護するため甲が乙の所有する施設を一時的に避難する施設（以下「一時避難施設」という。）としてその利用に供することにつき次のとおり協定を締結する。

（一時避難施設）

第1条 一時避難施設の名称、所在地及び収容人数は、次のとおりとする。

名称	アル・プラザ小松 立体駐車場
所在地	石川県小松市園町ハ23番地1
収容人数	1000人

（避難対象者）

第2条 この協定に基づく避難の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 一時避難施設の周辺に居住する者
- (2) 災害時に一時避難施設及びその周辺に滞在する者
- (3) その他一時避難施設に避難させることが適当であると甲が認める者

（供用開始）

第3条 甲は、小松市内において大雨特別警報（浸水害）が発表されたときその他災害時で、一時避難施設の使用が必要であると認めたときは、あらかじめ乙及び丙の了解を得て前条に規定する者に一時避難施設を利用させることができる。

2 甲は、災害時であって緊急に一時避難施設の使用が必要である場合、及び通信施設等の利用が困難であらかじめ前項の乙及び丙の了解を得ることが困難である場合には、前項の規定にかかわらず、一時避難施設の供用を開始することができる。ただし、この場合甲は速やかに乙及び丙の了解を得るものとする。

（避難経路等）

第4条 一時避難施設への出入りは、車路とする。ただし緊急に一時避難施設を利用する必要があるときは、この限りでない。

2 一時避難施設に避難した者（以下「避難者」という。）は、その利用に関し乙及び丙又は甲の指示に従わなければならない。

（一時利用の終了）

第5条 一時避難施設の利用は、災害時でなくなったとして、甲が乙及び丙に申し出たときに終了する。

2 近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに地域住民の退去を完了させるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定書に基づく一時避難施設の使用は無料とする。

(一時避難の際の損害賠償)

第7条 一時避難施設の利用に際し甲が乙又は丙に損害を発生させたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 避難者が一時避難の際に発生した事故について、乙及び丙はその責任を負わない。

(施設変更等の通知)

第9条 乙及び丙は、一時避難施設が工事等により利用できなくなったときは、甲に対しその旨を通知するものとする。

(避難誘導訓練への協力)

第10条 乙及び丙は、甲が実施する地域住民の避難誘導訓練に協力するものとする。

(その他の協力)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定書の内容が円滑に運用されるよう努めなければならない。

(有効期間)

第12条 この協定書の締結期間は、協定書の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれかから申し出がない場合は、この協定書は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(津波等への準用)

第13条 この協定書は、津波、高潮等の浸水被害が発生し、もしくは発生するおそれのある場合で、近隣住民を避難させなければならないときに準用する。

(協議事項)

第14条 この協定書に定めのない事項またはこの協定書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名のうえ各自1通を保有する。

令和 2 年 2 月 21 日

エ 災害時における避難施設としての施設の使用等に関する協定（学校法人北陸大谷学園）

小松市（以下「甲」という。）と学校法人北陸大谷学園小松大谷高等学校（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における一時避難施設としての施設の使用等に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、小松市内に浸水が発生し、又は発生する恐れがあるとき若しくは大規模な地震が発生したとき（以下「災害時」という。）に、地域住民等の生命及び身体を保護するため甲が乙の所有する施設を一時的に避難する施設（以下「一時避難施設」という。）として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設）

第2条 甲が利用する一時避難施設の名称、所在地及び収容者数は、次のとおりとする。

名 称	学校法人北陸大谷学園 小松大谷高等学校 グラウンド、大谷アリーナ、講堂、駐車場
所 在 地	石川県小松市津波倉町チ1番地
収容者数	グラウンド700人、大谷アリーナ400人、講堂300人

（避難対象者）

第3条 この協定に基づく避難の対象者は、次に掲げる者とする。

- （1） 一時避難施設の周辺に居住する者
- （2） 災害時に一時避難施設及びその周辺に滞在する者
- （3） その他一時避難施設に避難させることが適当であると甲が認める者

（供用開始）

第4条 甲は、災害時一時避難施設の使用が必要であると認めたときは、あらかじめ乙の了解を得て前条の避難対象者に一時避難施設を利用させることができる。ただし、緊急を要する場合であって、事前に乙の了解を得ることが困難な場合は、甲は一時避難施設を使用することができる。この場合、甲は避難所等の開設後、速やかに乙に対し使用した旨の通知を行うものとする。

（一時避難施設の利用等）

第5条 一時避難施設のうち、大谷アリーナ及び講堂の使用にあたっては、グラウンドに面した非常口から入場又は退場するものとする。ただし緊急を要する場合は、この限りでない。
2 一時避難施設に避難した者（以下「避難者」という。）は、その利用に関し乙又は甲の指示に従わなければならない。

（一時利用の終了）

第6条 一時避難施設の利用が必要でなくなったと甲が認めるときは、甲は乙に利用の終了を申し出るものとする。
2 前項の場合において避難者に対する退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、すみやかに避難者の退去を完了させるものとする。

（費用負担）

第7条 この協定書に基づく一時避難施設の使用料は、無料とする。

（一時避難の際の損害賠償）

第8条 一時避難施設の利用に際し甲が乙に損害を発生させたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 避難者が一時避難の際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

（施設変更等の通知）

第10条 乙は、一時避難施設が工事等により利用できなくなったときは、甲に対しその旨を通知するものとする。

(避難誘導訓練への協力)

第11条 乙は、甲が実施する地域住民の避難誘導訓練に協力するものとする。

(その他の協力)

第12条 甲及び乙は、この協定書の内容が円滑に運用されるよう努めなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定書の締結期間は、協定書の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙いずれかから申し出がない場合は、この協定書は期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第14条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印又は署名のうえ各自1通を保有する。

令和3年7月27日

（８）その他の協定

ア 災害時における災害救助犬の出動に関する協定（特定非営利活動法人石川県救助犬協会連合会）

災害時における災害救助犬の出動に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人石川県救助犬協会連合会（以下「乙」という。）は、小松市内において地震災害等が発生した場合の被災者の搜索活動（以下「搜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、搜索活動のために必要があると認めるときは、出動を文書によって要請するものとする。ただし、文書を送付する方法によって要請するいとまがないときその他の特別の理由がある場合にはこの限りでない。

（出動）

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、当該要請に従い救助犬チームを出動させるとともに、速やかに必要事項を甲に連絡するものとする。

2 前条の要請に対し、甲の要請どおり救助犬チーム（乙に所属する災害救助犬、災害救助犬を指揮する指導手及び指導手を指揮する者等をいう。以下同じ。）を出動させることができない場合は、甲乙協議のうえ救助犬チームの出動の内容を決定するものとする。

（搜索活動の実施等）

第3条 災害救助犬を指揮する指導手その他の災害救助犬チームの構成員（以下「構成員」という。）は、現場指揮者の指示に従い搜索活動を実施するものとする。

2 探索活動の終了は、現場指揮者が搜索活動の終了を宣言したとき、又は乙の都合により搜索活動の続行が不可能となったときとする。

3 搜索活動を実施したときは、乙は甲に搜索活動の状況を文書で報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 探索活動に要する費用は、原則として甲の負担とする。

（損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は搜索活動に伴って構成員又は災害救助犬に生じた損害（第三者に対する損害を含む。）の補償は次のとおりとする。

（1） 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（2） 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（3） 乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病若しくは障害により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、甲乙協議のうえその損害を補償する。

（訓練の参加）

第6条 乙は、この協定による搜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定を締結した日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年7月10日

イ 災害時における石川県隊友会の協力に関する協定（公益社団法人隊友会石川県隊友会）

災害時における石川県隊友会の協力に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会石川県隊友会（以下「乙」という。）は、乙が、社会貢献活動の一環として、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、小松市において自然災害や大規模事故等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が乙に対して要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
地域住民の被害状況、家屋・道路等の被害状況ほか
- (2) 自主防災活動への参加、協力
住民避難支援、特に災害時要援護者の避難支援ほか
- (3) その他、甲が必要と求める応急対策業務

（協力要請）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条に定める協力を乙に要請することができる。

2 協力要請は、文書によるものとする。ただし、災害の状況が緊迫して、文書によることが困難な場合は口頭によることができる。この場合、時後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき可能な範囲で協力するものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

（経費の負担）

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害賠償）

第6条 協力をを行う際、乙は、ボランティア保険に加入するものとし、その費用は乙の負担とする。

2 乙の会員に事故が発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（第三者に対する損害）

第7条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、協力の伴って第三者に損害を与えた時は、その賠償の責めを負うものとする。

（協力のための準備）

第8条 乙は、平常時から大規模な災害発生時における連絡体制を整備するものとする。

2 乙は、平常時から地域の自主防災組織が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

3 乙は、甲からの協力要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるとともに、緊急時の連絡窓口を記載した書面を公に提出するものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲に協議して定めるものとする。

（適 用）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年11月29日

ウ 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定（千代田機電株式会社）

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と千代田機電（株）（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小松市内に地震等の災害が発生し又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における市民生活の早期安定を図ることを目的として、機材の提供に関する事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において機材を必要とするときは、乙に対して機材の提供について協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がない場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供できる機材の品目）

第3条 甲が乙に提供要請する品目は、乙が保有又は調達可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に対して円滑な提供を行うため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（機材の提供）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、機材の優先的な提供に努めるものとする。

2 乙は、機材の提供を実施したときは、速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請に的確に対応するため、機材の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材の引渡し）

第5条 機材の引渡しは、甲の指定する場所に、乙が運搬するものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により、機材を運搬する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第6条 乙が提供した機材及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年12月27日

エ 災害時における電気自動車からの電力供給に関する連携協定（石川日産自動車販売株式会社、日産自動車株式会社）

災害時等における電気自動車からの電力供給に関する連携協定書

小松市（以下「甲」という。）と石川日産自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等大規模災害の発生時、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電気自動車による避難所への電力の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙及び丙の協力を得て、甲の指定する避難所において、電気自動車を避難所が停電した際の非常用電源として活用し、避難所の運営を円滑に行うことができるよう、基本的な事項を定めるものとする。なお、甲、乙及び丙は、この協定に定めのない細目について、別途覚書を締結することができる。

（電気自動車の貸与要請）

第2条 甲は、災害等が発生し、避難所が開設された時において、乙に対し、電気自動車の貸与に関する協力依頼書（別紙様式1）により電気自動車の貸与を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において電気自動車を貸与することに努めるものとする。

2 貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況および避難所の閉鎖時期等を勘案の上、甲と乙の双方が協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

第4条 乙は、乙の指定する日時及び場所で電気自動車を甲に無償で貸与し、原則として給電業務のために電気自動車を甲に使用させるものとする。

（供給電力）

第5条 乙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。

2 貸与時点において電気自動車に充電されている電力は、乙が無償で提供する。

3 貸与中に再充電を行う場合の費用については、原則として甲が負担する。

（電気自動車の移動）

第6条 電気自動車による乙の営業所（乙による電気自動車の保管場所）等と甲の避難所間の移動は、甲の責任において行うものとする。

（管理）

第7条 甲は、乙より貸与された電気自動車を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取り扱いは、甲と乙の協議により取り決める。

（故障等の対応）

第8条 甲が電気自動車を貸与されている間に、貸与された電気自動車に故障または紛失等があった場合、直ちに乙に通知するものとし、その対応については甲乙間で協議するものとする。

2 不可抗力等、甲の責によらない故障または紛失等については、甲は責任を負わないものとする。

（返却）

第9条 甲は、乙より貸与された電気自動車を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、乙に返却するものとし、返却方法については、甲と乙が双方協議して定めることとする。

（技術的支援）

第10条 甲は、乙及び丙に対して電気自動車等の操作にかかる助言及び支援を求めることができる。

(連絡調整)

第11条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙があらかじめ連絡体制図（別紙様式1）により指定した者が行う。なお、甲、乙は連絡体制図により指定する者に変更があった場合は、修正した連絡体制図を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲乙丙は、年1回以上、意見交換、協議等を行うものとする。

(広報活動)

第13条 甲、乙及び丙は、平常時においても防災の広報活動に努めるものとする。
2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から2021年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了する日の3箇月前までに、甲乙丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年3月18日

オ 災害時における間仕切りシステム等の供給に関する協定（特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク、小松マテーレ株式会社）

災害時における間仕切りシステム等の供給に関する協定書

小松市（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（以下、「乙」という。）、小松マテーレ株式会社（以下、「丙」という。）は、小松市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）における避難所用簡易間仕切りシステム及びハニカムベッド（以下、「間仕切り等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小松市地域防災計画に基づき、災害時等において甲が乙から間仕切り等の供給を受け、丙において当該間仕切りを保管し、及び管理するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等において、乙又は丙に対して間仕切り等の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要があると認める場合は、乙に対して間仕切り等の改善を要求することができるものとする。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の規定による要請をする場合は、数量、引渡し場所等の間仕切り等の供給又は改善に必要な事項を乙に連絡するものとする。

2 前項の規定による連絡は、文書をもって行うとする。ただし緊急を要する場合は、口頭又は電話で連絡し、その後、速やかに文書により行うものとする。

（供給）

第4条 乙は、第2条の規定による要請があった場合は、甲に対し、可能な範囲で間仕切り等を供給し、又は改善するものとする。

（照会）

第5条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、乙が供給することができる物資の数量について照会することができる。

（保管管理）

第6条 甲は、必要があると認める場合には、丙に対し間仕切り等の保管および管理を要請することができるものとする。

2 丙は、甲から間仕切り等の保管および管理の要請があった場合は、保管および管理に努めるものとする。

（運搬）

第7条 間仕切り等の運搬は、原則として乙又は丙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は丙による運搬が困難な場合は甲と乙又は丙が協議の上、運搬方法を決定するものとする。

（引渡し）

第8条 乙又は丙は、第2条第1項又は第6条第1項の規定による要請があった場合は、甲が指定する場所に間仕切り等を運搬するものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定による運搬を行った場合は、甲が指定する者による間仕切り等の確認を受け、甲に間仕切り等を引き渡すものとする。

（報告）

第9条 乙または丙は、前条に規定する物資の引渡しが完了した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（経費負担）

第10条 乙または丙が間仕切り等及びその供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用に係る価格は、災害時等の直前における適正な販売を基準とし、甲と乙又は丙で協議の上、決定するものとする。

（請求）

第11条 乙または丙は、前条の経費明細書を作成し甲の認定を受けるものとする。

2 乙または丙は、前項の認定を受けた場合は、当該経費を甲に請求するものとする。

（支払）

第12条 甲は、前条第2項の規定による請求があった場合は、当該請求の内容を審査し、当該経費を乙または丙に支払うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙又は丙が、この協定に基づき物資の供給の業務に従事した者が第三者に損害等を与えた場合は、これらの者に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲がその賠償の責めを負うものとする。

(災害補償)

第14条 この協定に基づき物資の供給の業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、当該従事者若しくはその被扶養者又は遺族に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険（以下「保険」という。）により対応するものとする。ただし、乙又は丙がこの協定に基づき物資の供給の業務に従事した者に故意又は重大な過失がなく、かつ、保険が適用されないときは、小松市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年小松市条例第29号）の規定による損害補償を適用するものとする。

(情報交換及び訓練)

第15条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時から情報交換及び訓練の協力により相互の連携に努めるものとする。

2 物資の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲と乙は、それぞれの連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、その内容を共有するものとする。

3 前項の規定により定めた内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲と乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3か月前までに、甲、乙又は丙がそれぞれの相手方に協定を延長しない旨の申出をしない場合は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、甲、乙および丙は、この協定書を3通作成し、双方記名押印または、署名のうえ、各1通を保有する。

令和2年7月17日

カ 災害時における支援協力に関する協定（ユーエスカートン株式会社）

災害時における支援協力に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）とユーエスカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、小松市において大規模な風水害、地震その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、小松市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急活動を実施することについて、次のとおり支援協力協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小松市内で地震や風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に関わる災害対応協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害に際して緊急に救援物資を調達する必要があると認めるときには、乙に対し、保有する救援物資の供給について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から協力要請があったときは、救援物資等の供給確保について、可能な限り協力を行うものとする。

（救援物資等の種類）

第4条 甲が乙に対し、供給を要請する救援物資等は、次のとおりとする。

- (1) 段ボール製品（段ボール板及び段ボール箱）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他、乙の取扱商品

（協力要請手続）

第5条 甲は、乙に対し、救援物資の供給を要請するときは、供給する品目、数量、日時、場所等を指定して、文書又は電話等の方法により要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請を甲が電話等の方法により、口頭で行った場合は、後日文書による要請を行うものとする。

（救援物資の引き渡し）

第6条 乙は、前条の規定に基づき要請を受けたときは、甲が指定した場所へ搬送するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を搬送する車両等を優先的に通行できるよう配慮するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が甲の要請により第4条に規定する救援物資の供給に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用に係る価格は、災害時等の直前における適正な販売価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（その他の必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（乙の代行）

第9条 乙が前項までの要請に応えられない事態に陥った場合は、乙の親会社またはその協力が会社が代行するものとする。

（法令の順守）

第10条 この協定書の施行にあたっては、災害に関する法令を順守するものとする。

（情報交換等）

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び救援物資等の供給について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙からなんらかの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

（協議）

第13条 この協定の実施について必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第 14 条 この協定は、協定締結日から適用する。

この協定を証するために、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印又は署名の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 4 日

キ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、小松市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、小松市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。

なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印又は署名のうえ各1通を保有する。

令和3年3月8日

ク 人工衛星データ等の活用に向けた協力関係の構築に関する包括協定書（一般財団法人リモート・センシング技術センター）

小松市と一般財団法人リモート・センシング技術センター
人工衛星データ等の活用に向けた協力関係の構築に関する包括協定書

小松市（以下「甲」という。）と一般財団法人リモート・センシング技術センター（以下「乙」という。）は、以下のとおり人工衛星データの活用に向けた協力関係の構築に関する包括協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、人工衛星データ等の活用を通じて、地域における課題の解決を図るために、包括的な協力関係を構築することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため連携し協力するものとし、相互に情報及び意見の交換に努める。

2 前項に基づき、共同で実施することについて合意した取り組み事項及びその実施方法等については、甲と乙で協議の上、別途定めるものとする。

（成果の取扱）

第3条 本協定による連携の成果に起因する知的財産権は、甲及び乙が共有する。

2 甲又は乙のいずれかが、連携の成果を甲又は乙以外の第三者に知らせようとするとき、又は公表しようとするときは、事前に他方の同意を得るものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携の結果知りえた情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の30日前までに、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出をしない時は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印または署名の上、各1通を保有する。

令和3年3月11日

ケ 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン）

災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害発生時（災害が発生することが危惧される状況を含む。以下同じ。）における市民等への情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、小松市内での災害発生時に備え、甲が市民等に対して必要な情報を提供する手段を充実させることを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 甲は、小松市内の避難所に関する情報及び災害発生時には当該避難所の混雑状況に関する情報を乙に提供する。
- (2) 乙は、甲から提供された情報を自社サービス上に掲載する等の方法により、避難所に関する情報等を市民等に対して周知する。

（費用の負担）

第3条 前条に係る経費については、別段の合意がない限り無償で行われるものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第1条に規定する目的以外の理由で第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間を更に1年延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年6月14日

コ 小松市と損害保険ジャパン株式会社との防災力向上にかかる相互協力に関する協定（損害保険ジャパン株式会社）

小松市と損害保険ジャパン株式会社との防災力向上にかかる相互協力に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、小松市内における大規模災害に備えた防災力の向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、大規模災害への備えとなる防災力の向上を図るとともに、協定に定める業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要があるときには乙に協力を要請することができる。この場合、乙は、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

- (1) 災害時及び救急活動時におけるドローンによる情報収集に関すること
- (2) 災害時支援内容に関すること（災害時支援ステーション設営など）
- (3) 甲が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントに関すること

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携・協力して取り組むものとする。

- (1) 市民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること
- (2) その他防災・減災及び災害対応における相互協力に関すること

3 第1項各号及び前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲は、第2条第1項各号の協力を要請する場合には、原則として文書により行うものとする。ただし、事態が切迫して文書によることができない場合は、電話その他の方法によることができる。

2 前項ただし書きの場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出する。

3 乙は、第1項に基づき協力した場合は、甲に対し文書により報告を求めることができる。

（費用の負担）

第4条 乙が第2条第1項に定めるによる協定を行うために要した費用については、その都度甲乙協議する。

（連絡責任者）

第5条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

（情報管理）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年２月９日

サ 災害発生時における小松市と小松市内の郵便局の協力に関する協定（日本郵便株式会社）

災害発生時における小松市と小松市内の郵便局の協力に関する協定

石川県小松市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社（以下「乙」という。)は、小松市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙の小松市内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、小松市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 避難・物資支援のための車両の提供

（乙が提供可能な場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 小松市 防災業務を担当する課長

乙 日本郵便株式会社 小松郵便局長

（従前の協定）

第8条 従前より甲と乙との間で締結している次の協定については、失効するものとする。
災害時における小松市と郵便局の協力に関する協定（平成10年1月14日）

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和4年3月1日から令和4年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月1日

シ 災害時等における施設利用の協力に関する協定（株式会社ダイナム）

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、小松市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙の所有する施設等の一部を利用して実施する災害応急対策に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 乙が協力する施設は、次のとおりとする。

店舗名	株式会社ダイナム石川小松店
所在地	石川県小松市今江町ち92番地2
店舗責任者	
構造等	木造構造
店舗開店日	平成15年8月25日
利用施設	店舗が指定する駐車場地域
利用設備	トイレ及び水道施設

2 乙が甲の要請により協力する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害時等における、車中泊避難者の一時的な避難場所としての利用
- (2) 災害派遣された関係機関等の集結場所、駐車場及び資器材集積場所としての利用
- (3) 支援物資等の仮置き場としての利用
- (4) 前各号により利用する者（以下「利用者」という。）へのトイレ及び水道施設の提供（乙の設備が使用可能な場合）

（協力の要請）

第4条 甲は協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）を提出し要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用要領）

第6条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の利用開始可能時間を通知するものとする。

- 2 乙は、利用者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。ただし、第3条第2項第2号又は第3号による利用については、甲が、利用に先立ち職員を派遣し、施設等の利用要領等について乙と細部の打合せを行うとともに、利用者への周知を図るものとする。
- 3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（費用負担）

第7条 災害時等における第3条第1項の施設の利用に係る経費は無料とする。

- 2 利用者が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合（原因者が不明なときを含む。）には、甲が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第 8 条 甲が乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第 9 条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第 10 条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第 3 号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

2 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や利用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(事故等に係る責任)

第 11 条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づく乙の施設の利用に関する事故等に係る責任を一切負わないものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の 30 日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに 1 年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 2 9 日

ス 大規模災害時における相互連携に関する確認書（北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社）

大規模災害時における相互連携に関する確認書

小松市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「３者」という。）は、令和３年１０月７日付けをもって締結した「小松市と北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社との包括連携に関する協定書」の第２条第１項第３号に関し、災害時の相互連携について以下のとおり確認する。

（目的）

第１条 本確認書は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び同法第３４条第１項の規定による防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙及び丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、３者の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（適用範囲）

第２条 この確認書の適用範囲は、甲における丙の電力供給区域とする。

（連携内容）

第３条 ３者がそれぞれ連携する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 乙又は丙は、大規模災害発生時又は発生が予想される場合には、必要に応じて甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、３者は相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等の必要な情報の連絡に努めるものとする。
- (2) 甲は、乙又は丙に対して必要に応じて、甲が開催する小松市災害対策本部会議等への出席を求めることができる。
- (3) ３者における各部署の窓口は別表のとおりとし、別図のとおり連絡体制を確立する。また、別表及び別図に変更が生じた場合は、随時更新の上、３者共有するものとする。
- (4) 乙又は丙から甲へ連絡する停電情報等は、次のとおりとする。
 - ア 停電発生日時及び停電復旧見通し
 - イ 停電発生地域
 - ウ 停電戸数
 - エ 停電原因
 - オ 停電復旧完了日時
- 2 甲及び丙は、大規模災害発生時に丙が所有する設備に関連して道路の通行に支障を来した場合は、相互に連携して通行の確保にあたりるとともに、緊急輸送道路等については、これを優先的に実施する。
- 3 乙又は丙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去を要請できるものとし、甲は、乙又は丙からの停電復旧に支障となる障害物等の除去の要請があった場合、協力するものとする。
- 4 乙又は丙は、甲に対して停電復旧に支障となる障害物等の除去の協力を要請する場合、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、乙又は丙の情報連絡員等を介して、要請することとする。ただし、緊急を要するときは、乙又は丙は甲に対し、口頭又は電話等で依頼することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。
 - (1) 作業内容
 - (2) 場所（住所、地図）
 - (3) 写真
 - (4) 作業希望日時
 - (5) 現地連絡責任者及び電話番号
 - (6) その他必要な事項
- 5 ３者は、病院、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むものとする。
- 6 丙は、応急送電のための電源車の使用にあたっては、復旧見通し及び応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲又は関係行政機関と適宜協議を行うものとする。
 - (1) 甲は、重要性・緊急性等に応じて、丙と電源車の配置先について協議できるものとする。ただし、石川県の災害対策本部が設置されている場合には、甲は石川県に協議の申し入れをするものとする。

- (2) 丙は、甲の要請に対して、丙の緊急の業務に支障がない限りにおいて、電源車を配置するものとする。また、丙は電源車の配置先を決定した場合、甲又は石川県の災害対策本部へ連絡するものとする。
- 7 乙又は丙は、停電復旧作業に必要な活動拠点について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。
- 8 甲及び丙は、倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、事前対策に取り組むものとする。
- 9 3者は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
- 10 3者は、この確認書に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、3者協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この確認書に基づいて実施した事項に要した費用のうち、本来甲、乙又は丙が行うべき作業に係る費用について、3者協議の上、相手方に請求できるものとする。

(秘密保持)

第6条 3者は、この確認書に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この確認書の実施にあたっては、3者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(有効期間)

第8条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この確認書は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月1日

セ 小松市と三井住友海上火災保険株式会社との損害調査結果の提供及び利用に関する協定書
(三井住友海上火災保険株式会社)

小松市と三井住友海上火災保険株式会社との
損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた市民（市外在住で小松市内に住家を所有する者を含みます。以下同様とします。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定の規定に基づき、互いに協力するものとする。

(損害調査結果の提供及び利用)

第2条 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の市民の被害に関する次の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 市民から提供を受けたデータ及び情報
- (2) 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
- (3) その他甲と乙が合意した事項

2 前項にかかわらず、乙は、市民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとし、本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

(法令の遵守)

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

(被害認定の判断)

第4条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

- 2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその市民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方是何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じて解除した当事者は賠償責任を負わない。

- （1） 甲、乙または甲、乙の役員もしくは実質的に経営に関与する者または従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合
- （2） 甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金もしくは役務提供等をしている場合または反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- （3） 前各号に掲げる場合のほか、甲、乙または甲、乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- （4） 甲、乙または甲、乙の役職員等が、自らまたは第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為または詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。

- 2 甲または乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1月前までに本協定を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3 本協定が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定は、なお効力を有するものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

- 2 甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

（協議）

第8条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項または本協定の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 8 月 1 0 日

甲 石川県小松市小馬出町 9 1 番地

小松市

小松市長 宮 橋 勝 栄

乙 石川県金沢市尾山町 6 - 2 5

三井住友海上火災保険株式会社 金沢支店

金沢支店長 格 谷 隆

ソ 災害時における電力供給等の協力に関する協定（株式会社石川トヨペットカローラ）

災害時における電力供給等の協力に関する協定

小松市（以下「甲」という。）と株式会社石川トヨペットカローラ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小松市において大規模な災害が発生した場合における、乙が保有する外部給電可能なプラグイン・ハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車（以下「車両」という。）を用いた避難所等への電力供給、乙の販売店店舗（以下「店舗」という。）を避難場所として開放し避難者を一時的に受け入れること等の協力について、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難施設としての店舗の開放による避難者の一時的な受け入れ
- (2) 車両を使用した避難所等への電力の供給
- (3) 災害応急対策に必要な車両の貸与
- (4) 甲が実施する防災訓練への協力

（協力要請）

第3条 甲は、乙が保有する車両を必要とする場合は、書面で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する車両を貸与するよう努めるものとし、車両を引渡したときは、甲に対し速やかに書面により通知するものとする。

（使用期間）

第4条 車両及び店舗の使用期間は、災害発生から3日間程度とする。ただし、使用期間変更の必要がある場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（車両の引渡し及び返却）

第5条 乙は、甲が指定する時間及び場所で車両の引き渡し及び引き取りを行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した協力に関する費用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 車両の貸借、店舗の開放及び防災訓練の協力に関する費用については、無償とする。
- (2) 乙は、車両の貸与にあたり自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、加入及び保険の適用を受ける際に要する費用については、乙の負担とする。
- (3) 車両の貸借期間中の交通事故によって生じた物的損害及び人的損害の賠償は、乙の加入する保険によって支払う。乙の加入する保険が適用されない損害については、その損害の発生について帰責事由のある者が賠償責任を負う。
- (4) 車両の貸借期間中の給油費用は甲が負担するものとする。

（使用上の留意事項）

第7条 甲は、乙から貸与を受けた車両を次に掲げるとおり使用するものとする。

- (1) 原則として、小松市内の安全な場所で使用する。
- (2) 使用期間中の車両の事故又は故障等により使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（普及活動）

第9条 甲及び乙は、市民の自助の取り組みを促進するため、災害時等における車両からの電力の供給及び店舗の開放について、周知及び普及を図ることとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに 1 年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 1 0 月 2 6 日

タ 災害福祉活動に関する相互連携協定（社会福祉法人小松市社会福祉協議会、小松ライオンズクラブ、小松中央ライオンズクラブ、小松青雲ライオンズクラブ）

災害福祉活動に関する相互連携協定書

小松市（以下「甲」という。）、社会福祉法人小松市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び小松ライオンズクラブ・小松中央ライオンズクラブ・小松青雲ライオンズクラブ（以下3クラブを併せて「丙」という。）は、災害発生時における福祉・ボランティア活動（以下「災害福祉活動」という。）に関し、以下のとおり、相互の連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、小松市において災害が発生したときに、災害地域における災害福祉活動を迅速かつ効果的に進めるために、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定にいう「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（支援の要請及び内容）

第3条 甲及び乙は、丙に対し、災害福祉活動の支援に関する情報を提供するとともに、必要があると認めるときは、次に掲げる支援を要請する。

- (1) 被災地域における災害福祉活動に対する人的な支援
- (2) 被災地域における災害福祉活動に必要な物品・資機材等の提供又は貸与
- (3) 災害ボランティアセンターが行う災害救援活動に対する前2号に掲げる支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害福祉活動に必要な支援

2 丙は、甲及び乙から提供される情報などを踏まえて支援の内容を検討するとともに、前項の支援要請がなされた場合は、必要な連絡及び調整を行う。丙が行う具体的な支援の内容は、甲、乙及び丙において協議の上、その都度決定する。

3 第1項の支援要請は、原則として書面によって行う。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

（連絡責任者）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連絡及び支援を円滑に実施するため、それぞれ、連絡責任者を定め、他の協定先に通知する。

2 甲、乙及び丙は連絡責任者に変更が生じたときが、速やかに、その旨を他の協定先に通知しなければならない。

（協定期間）

第5条 本協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、協定当事者のいずれからも協定解除の申し出がないときは、期間満了日からさらに1年延長するものとし、以後も同様とする。

（誠実協議）

第6条 本協定に定めがない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が誠実に協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各自署名の上、甲、乙及び丙（3クラブ）の代表者が各1通を保有する。

令和4年12月19日

チ 災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書（株式会社イケガミ）

災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と株式会社イケガミ（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材等（以下「機材等」という。）の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、小松市内に地震等の災害が発生し又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における避難所環境の改善を図ることを目的として、機材等の提供に関する事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において機材等を必要とするときは、乙に対して機材等の提供について協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がない場合は、口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（提供できる機材等の品目）

第3条 甲が乙に提供要請する品目は、乙が保有又は調達可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に対して円滑な提供を行うため、前項に規定する品目について、平時から甲に情報提供を行うものとする。

（機材等の提供）

第4条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、機材等の優先的な提供に努めるものとする。

2 乙は、機材等の提供を実施したときは、速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請に的確に対応するため、機材等の提供可能な体制を保持するものとする。

（機材等の引渡し）

第5条 機材等の引渡しは、甲の指定する場所に、乙が運搬するものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運搬手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該機材等を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定により、機材等を運搬する車両等を優先的に通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第6条 乙が提供した機材等及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月1日

ツ 災害時における車両貸与等に関する協定書（株式会社ホンダモビリティ中部）

災害時における車両貸与等に関する協定書

小松市（以下「甲」という。）と株式会社ホンダモビリティ中部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、小松市内に台風及び地震等の大規模災害発生時、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲からの要請に基づき乙が行う車両貸与等に関する協力内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 乙が協力する内容は、次に掲げるものとする。

- （1）災害時等の人員搬送及び物資運搬に関する車両（普通車、貨物車等）の無償貸与
- （2）避難所等における電力供給に使用する電気自動車の無償貸与
- （3）避難所等における電力供給に使用する汎用備品（発電機、蓄電池、外部給電器等）の無償貸与
- （4）その他、乙が貸し出し可能な備品（カセットガスボンベ等）の貸与

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において前条に掲げる協力が必要と判断したときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は乙に対し電話等により要請を行い、その後速やかに文書で要請しなければならない。

2 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、速やかにその結果を回答しなければならない。

（車両・備品の貸与）

第4条 乙は、甲から協力の要請を受けた場合は、当該要請において指定される車両で次に掲げるいずれにも該当するものを、乙の指定する日時及び場所で甲に貸与するものとする。

- （1）甲からの要請時に、乙に貸出可能な車両・備品があること。
 - （2）貸与に必要な人員が揃っていること。
 - （3）安全確保がなされた状態で車両・備品の受け渡しが可能であること。
- 2 貸与期間は、原則として1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案し、甲乙協議の上、延長期間を決定するものとする。
- 3 甲は、乙から貸与を受ける車両を善良なる責任者の注意をもって使用及び管理し、盗難等が発生しないように常に施錠しなければならない。
- 4 甲は、貸与品について、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲乙間で別段の合意がなされた場合は、当該合意に従うものとする。
- （1）賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
 - （2）改造又は改良等を行い、原状から変更を加えること。
- 5 甲乙間で貸与品の引渡し及び返却をする場合において、状態確認及び貸与期間等の情報共有は、乙が指定する帳票又は文書を取り交わして行う。
- 6 甲乙間で貸与品の返却をする場合において、カセットガスボンベ等の消耗品は、甲乙協議の上、費用負担を決定するものとする。

（燃料の充填）

第5条 車両貸与期間中に、甲が車両の燃料等の充填を行う場合の費用については、甲の負担とする。ただし、電気自動車に関して乙の管理する充電スタンドを使用する場合は、乙が当該使用に要する費用を負担する。

（車両の運転者・備品の使用者）

第6条 甲は、乙から提供を受けた車両・備品を、甲の職員、他自治体の職員又は被災者などの一般市民に貸し出すことができるものとする。ただし、貸出時において、甲が定める責任者が貸出先を記録（氏名、連絡先、貸出日時等）し、紛失が発生しないよう運転者・使用者を明確に管理する。

（貸出期間中の責任及び保険の適用範囲）

第7条 車両貸与期間中に、車両の使用により甲及び甲が貸し出した車両の運転者又は第三者に生じた一切の紛争については、甲がその責任及び費用を負担し補償及び解決を図るものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

2 乙から甲への車両貸与期間中は、貸与を受けた車両に対して、乙が契約する自動車保険を適用することができる。

(故障と紛失等)

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により貸与品を故障又は毀損させた場合は、その修理費及び材料費を負担しなければならない。また、貸与品を紛失させた場合は、甲がこれを補償しなければならない。なお、修理及び補償の方法等については、乙と協議の上、定めるものとする。

(返却)

第9条 甲は、貸出期間終了後、甲乙協議の上定める場所及び日時において、貸与品を原状回復（通常損耗及び経年劣化は除く。）の上、乙に返却する。

2 前項による貸与品の返却にあたり生じる費用は、甲の負担とする。

(連絡調整)

第10条 甲及び乙は、協定に定める事項を円滑に推進するため、文書により、あらかじめそれぞれ連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を通知するものとする。

(定期協議)

第11条 協定に定める事項を円滑に推進し、災害時等における連携強化を継続的に行うため、甲及び乙は、年1回以上、意見交換及び協議等を行うよう努めるものとする。

(防災訓練)

第12条 甲が行う防災訓練等の災害発生に備えた各種イベントにおいて、甲が乙に対して参加の要望をした場合、乙は対応可能な範囲に限り当該イベントに参加することに努めるものとする。なお、当該イベントの詳細については、甲乙別途協議の上決定する。

(公表)

第13条 甲及び乙は、協定の存在及び内容を外部に公表する場合、その取扱いについて、別途協議し合意の上決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から締結日の属する年度末までとする。ただし、当該有効期間の満了する日の1ヵ月前までに、甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、本協定は更に1年間同一条件にて延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第15条 本協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年8月1日

テ 「小松市民の健康づくりと安心・安全な暮らし」の実現に向けた包括連携協定書（明祥株式会社）

「小松市民の健康づくりと安心・安全な暮らし」の実現に向けた包括連携協定書

小松市（以下「甲」という。）と明祥株式会社（以下「乙」という。）は、小松市民（以下「市民」という。）に対する健康づくり等を推進するため、相互の協力が可能な分野において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携し、健康づくり等の取り組みを通じて、市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携協力するものとする。

- (1) 健康づくり及び疾患予防に関すること
 - (2) 感染症対策に関すること
 - (3) 認知症施策に関すること
 - (4) 防災・災害時等の医薬品、衛生用品等の備蓄・供給に関すること
 - (5) その他前条の目的を実現するための施策に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項に係る活動の実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による終了の申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、本協定を変更又は解除することができるものとする。

（機密の保持）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の機密事項を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める義務を負うものとする。

（個人情報の保護）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令に従い、適正に管理しなければならない。

（協議及び疑義等の解決）

第7条 本協定に定めるもののほか、第1条に定める目的の達成及び第2条に定める取り組みの実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が各自署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年4月17日

6 防災上注意すべき市域の自然条件、危険箇所等の状況

(1) 土砂災害警戒区域

① 土石流

No	溪流番号	溪流名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
1	I 0055	宮谷	○		里川町
2	I 0056	西谷	○	○	里川町
3	I 0057	新場谷	○	○	鵜川町
4	I 0058	九重宮	○	○	みどり町
5	I 0059	イカダチ川	○		原町、桂町
6	I 0060	寺谷	○	○	原町
7	I 0061	原(南)	○	○	原町
8	I 0062	小谷	○		上麦口町
9	I 0063	嵐谷川	○	○	嵐町
10	I 0064	与宗助谷	○	○	中ノ峠町
11	I 0065	定者谷川	○		中ノ峠町、麦口町
12	I 0066	上麦口川	○		上麦口町
13	I 0067	大山谷	○		上麦口町
14	I 0068	大谷	○	○	麦口町
15	I 0069	一ノ谷	○		麦口町
16	I 0070	コジッコ谷	○	○	中海町、岩渕町
17	I 0071	蛇谷1号	○	○	中海町
18	I 0072	蛇谷2号	○	○	中海町
19	I 0073	宮谷	○	○	正蓮寺町
20	I 0074	五国寺谷川	○		五国寺町
21	I 0075	ジロミゾウ谷	○		金平町
22	I 0076	日の谷	○	○	麻畠町、金平町、大野町
23	I 0077	梅ノ木川	○		金平町、麻畠町、大野町
24	I 0078	小谷	○	○	麻畠町
25	I 0079	友谷 (金平町谷川)	○	○	金平町、麻畠町
26	I 0080	宮谷川	○	○	池城町
27	I 0081	ちちくら谷	○	○	松岡町
28	I 0082	後谷川	○	○	観音下町
29	I 0083	墓場谷	○	○	尾小屋町
30	I 0084	茂ッ谷	○	○	尾小屋町
31	I 0085	第三谷	○	○	尾小屋町
32	I 0086	阿手阪谷	○	○	尾小屋町
33	I 0087	おかつ谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
34	I 0088	宮谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原

No	溪流番号	溪流名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
35	I 0089	西谷	○	○	塩原町
36	I 0090	墓場谷	○	○	布橋町
37	I 0091	サンマイ谷	○	○	布橋町
38	I 0092	ふなみぞ谷	○	○	金平町、金野町
39	I 0093	金平町(西)	○	○	金平町、金野町
40	I 0094	墓場道	○	○	波佐谷町
41	I 0095	ハカン谷	○		波佐谷町
42	I 0096	奥の谷	○		波佐谷町
43	I 0097	茶園道	○	○	波佐谷町
44	I 0098	井ノ口宮ノ奥	○	○	波佐谷町
45	I 0099	宮谷	○		瀬領町
46	I 0100	次郎谷	○	○	瀬領町
47	I 0101	水無谷	○	○	瀬領町
48	I 0102	下堂谷川	○	○	大杉町
49	I 0103	寺谷川 1 号	○	○	大杉町
50	I 0104	ギョンドニ川	○	○	大杉町
51	I 0105	ハゲッタニ川	○	○	大杉町
52	I 0106	短谷川	○	○	上り江町、瀬領町
53	I 0107	コバサマ	○	○	大野町
54	I 0108	古堤	○	○	津波倉町
55	I 0109	ジマ谷	○	○	白山田町
56	I 0110	タニ	○	○	西荒谷町
57	I 0111	関ノ谷	○	○	牧口町
58	I 0112	起智坊川	○	○	栗津町
59	I 0113	栗津第 2	○	○	栗津町、西荒谷町
60	I 0114	城ヶ谷	○	○	栗津町
61	I 0115	カワカイチ	○	○	湯上町、上荒屋町
62	I 0116	貝谷	○	○	菩提町
63	I 0117	寺の谷	○	○	那谷町
64	I 0119	小城ヶ谷	○	○	滝ヶ原町
65	I 0120	滝の尻川	○	○	丸山町
66	I 0121	神社川	○	○	花立町
67	I 0122	須納谷川	○	○	花立町
68	I 2002	寺谷北	○		原町
69	II 0020	打越谷	○	○	鵜川町
70	II 0022	カタ谷	○	○	原町

No	溪流番号	溪流名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
71	Ⅱ 0023	下石原	○	○	原町
72	Ⅱ 0024	奥谷	○	○	麦口町
73	Ⅱ 0025	ぎやるく谷	○	○	麦口町
74	Ⅱ 0026	日中山	○	○	五国寺町
75	Ⅱ 0027	お宮谷 2 号	○	○	池城町
76	Ⅱ 0028	沢町谷	○	○	沢町、波佐羅町
77	Ⅱ 0029	一ノ谷 1 号	○	○	尾小屋町二ツ屋
78	Ⅱ 0030	シリ高谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
79	Ⅱ 0031	五百峠谷	○	○	尾小屋町
80	Ⅱ 0033	シッタカ谷	○	○	尾小屋町
81	Ⅱ 0034	ノジ谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
82	Ⅱ 0035	背谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
83	Ⅱ 0036	ミヤッ谷	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
84	Ⅱ 0037	ドス谷	○	○	尾小屋町、尾小屋二ツ屋
85	Ⅱ 0038	お宮谷	○	○	尾小屋町、尾小屋二ツ屋
86	Ⅱ 0039	ささ谷	○	○	西俣町
87	Ⅱ 0040	ごだ谷	○	○	西俣町
88	Ⅱ 0041	蛇谷	○	○	西俣町、西俣町茗ヶ谷
89	Ⅱ 0042	茗ヶ谷	○	○	西俣町、西俣町茗ヶ谷
90	Ⅱ 0043	チョクロノタ ンコ	○	○	西俣町、西俣町滝上
91	Ⅱ 0044	布橋（北）	○	○	布橋町
92	Ⅱ 0045	用水山	○	○	江指町
93	Ⅱ 0046	毛目谷川	○	○	大杉町
94	Ⅱ 0047	守屋谷川	○	○	大杉町
95	Ⅱ 0048	化粧谷川	○	○	大杉町
96	Ⅱ 0049	新寺谷川	○	○	大杉町
97	Ⅱ 0050	寺谷川 2 号	○	○	大杉町
98	Ⅱ 0051	ワキ谷川	○	○	大杉町
99	Ⅱ 0052	谷川	○	○	大杉町
100	Ⅱ 0053	堂谷川	○	○	大杉町
101	Ⅱ 0054	寿々仏谷川	○		赤瀬町
102	Ⅱ 0057	中谷 1 号	○	○	長谷町
103	Ⅱ 0058	北谷	○	○	長谷町
104	Ⅱ 0059	上出谷	○	○	大野町
105	Ⅱ 0060	宮ノ谷	○	○	東山町
106	Ⅱ 0061	中ノ谷	○		小山田町

No	溪流番号	溪流名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
107	Ⅱ 0062	小山田	○	○	小山田町
108	Ⅱ 0063	島ガチ谷	○	○	小山田町、白山田町
109	Ⅱ 0064	イナバ	○	○	日用町
110	Ⅱ 0065	アラタニダ	○	○	西荒谷町
111	Ⅱ 0066	湯上谷	○	○	湯上町
112	Ⅱ 0067	谷山	○	○	湯上町、馬場町
113	Ⅱ 0068	カキノキ谷	○	○	上荒屋町
114	Ⅱ 0069	ウッサンマイ	○	○	上荒屋町
115	Ⅱ 0070	長尾	○		上荒屋町、那谷町
116	Ⅱ 0071	二ノ谷	○	○	滝ヶ原町
117	Ⅱ 0072	丸山（西）	○	○	丸山町
118	Ⅱ 0073	袖ヶ地川	○	○	花立町
119	Ⅱ 0074	花立町谷	○	○	新保町
120	Ⅱ 0075	水上川	○	○	丸山町
121	Ⅲ 0004	甚兵谷	○	○	下八里町、八里台
122	Ⅲ 0005	棒谷	○	○	下八里町
123	Ⅲ 0006	犬の山谷	○	○	下八里町
124	Ⅲ 0007	蔦山谷	○	○	立明寺町、遊泉寺町
125	Ⅲ 0008	傍谷	○	○	鵜川町
126	Ⅲ 0009	金山谷川	○	○	鵜川町
127	Ⅲ 0011	イヤンダニ	○	○	鵜川町
128	Ⅲ 0012	ハシカンダニ	○	○	鵜川町
129	Ⅲ 0013	善興寺谷	○	○	岩渕町
130	Ⅲ 0014	シャクジ谷	○	○	岩渕町、原町
131	Ⅲ 0015	赤穂谷	○	○	中海町、岩渕町
132	Ⅲ 0016	森山ノ谷	○	○	中海町
133	Ⅲ 0017	神谷	○	○	中海町、正蓮寺町
134	Ⅲ 0019	東山宮谷	○	○	東山町
135	Ⅲ 0020	敷谷	○	○	東山町、長谷町
136	Ⅲ 0021	エセン谷	○	○	東山町、大野町、長谷町
137	Ⅲ 0022	ジャケ谷	○	○	東山町、長谷町
138	Ⅲ 0023	上山中川	○	○	長谷町、東山町、木場町
139	Ⅲ 0024	下山中川	○		東山町、木場町
140	Ⅲ 0025	ソタ谷	○	○	木場町
141	Ⅲ 0026	なしのき谷	○	○	木場町
142	Ⅲ 0027	リョウト谷	○	○	小山田町、木場町

No	溪流番号	溪流名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
143	Ⅲ 0028	オクサ谷	○	○	小山田町、木場町
144	Ⅲ 0029	ヨウスケ谷	○	○	小山田町、木場町
145	Ⅲ 0030	スガミ谷	○	○	小山田町、木場町
146	Ⅲ 0031	タケノウエ	○	○	白山田町
147	Ⅲ 0032	中谷 2 号	○	○	白山田町、西荒谷町
148	Ⅲ 0033	日用(北)	○		日用町
149	Ⅲ 0034	チョシオグチ	○	○	西荒谷町
150	Ⅲ 0035	大亀谷	○	○	馬場町
151	Ⅲ 0036	今立谷	○	○	馬場町
152	Ⅲ 0037	西谷 2 号	○	○	馬場町、菩提町
153	Ⅲ 0038	蛇谷 3 号	○	○	馬場町
154	Ⅲ 0039	オサガ谷	○	○	馬場町
155	Ⅲ 0040	オオタニ	○	○	上荒屋町
156	Ⅲ 0041	鳥羽谷	○	○	菩提町
157	Ⅲ 0042	念仏谷	○	○	那谷町
158	Ⅲ 0043	暮谷	○	○	那谷町

② 急傾斜地の崩壊

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
1	I -21010	大杉本	○	○	大杉町
2	I -21020	大杉中	○	○	大杉町
3	I -21030	尾小屋	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
4	I -21040	西俣茗ヶ谷	○	○	西俣町、西俣町茗ヶ谷
5	I -21050	西俣	○	○	西俣町
6	I -21060	赤瀬	○	○	赤瀬町
7	I -21070	菩提 2 号	○	○	菩提町
8	I -21080	菩提 1 号	○	○	菩提町
9	I -21090	西俣鳥越	○	○	西俣町、西俣町滝上、西俣町鳥越
10	I -21100	観音下	○	○	観音下町
11	I -21110	牧口	○	○	牧口町
12	I -21120	栗津 3 号	○	○	栗津町、西原町、白山田町
13	I -21140	栗津 2 号	○	○	栗津町、井口町、戸津町
14	I -21150	井口 2 号	○	○	井口町、牧口町、西荒谷町
15	I -21160	白山田	○	○	白山田町
16	I -21170	井口 1 号	○	○	井口町
17	I -21180	波佐谷	○	○	波佐谷町
18	I -21190	池城	○	○	池城町
19	I -21200	金平 2 号	○	○	金平町
20	I -21210	金平 3 号	○	○	金平町
21	I -21220	月津	○	○	月津町
22	I -21230	串茶屋	○	○	串茶屋町
23	I -21240	今江	○		今江町 6 丁目
24	I -21250	大野 1 号	○	○	大野町
25	I -21260	大野 2 号	○	○	大野町、花坂町
26	I -21270	花坂 1 号	○	○	花坂町
27	I -21280	五国寺	○	○	五国寺町、花坂町
28	I -21290	中峠	○	○	中ノ峠町
29	I -21300	嵐	○	○	嵐町、中ノ峠町
30	I -21310	上麦口	○	○	上麦口町
31	I -21320	麦口	○	○	麦口町
32	I -21330	原	○	○	原町
33	I -21340	桂	○		桂町、岩渕町
34	I -21350	中海	○	○	中海町
35	I -21360	軽海	○	○	軽海町

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
36	I-21370	希望ヶ丘	○	○	希望丘、八幡
37	I-21380	立明寺	○	○	立明寺町
38	I-21390	小松鵜川	○	○	鵜川町、立明寺町、仏大寺町
39	I-21400	里川	○	○	里川町
40	I-21410	河田谷内	○	○	河田町
41	I-21420	上八里	○	○	上八里町
42	I-21430	鵜川町	○	○	鵜川町
43	I-21440	岩渕町	○	○	岩渕町
44	I-21450	湯上	○	○	栗津町
45	I-21460	東山	○	○	東山町
46	I-21470	串	○	○	串町
47	II-21010	原町 1 号	○	○	原町、桂町、岩渕町
48	II-21020	原町 2 号	○	○	原町
49	II-21030	花坂 2 号	○	○	花坂町
50	II-21040	金平 1 号	○	○	金野町、金平町
51	II-21050	矢田野	○	○	二ツ梨町
52	II-21060	上荒屋	○	○	上荒屋町、湯上町、南陽町
53	II-21070	井口	○	○	牧口町、井口町
54	II-21080	岩上町 1 号	○	○	岩上町
55	II-21090	滝ヶ原 1 号	○	○	滝ヶ原町
56	II-21100	滝ヶ原 2 号	○	○	滝ヶ原町
57	II-21110	西俣町	○	○	西俣町、西俣町滝上
58	II-21120	尾小屋二ツ屋	○	○	尾小屋町、尾小屋町二ツ屋
59	II-21130	尾小屋長原	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
60	II-21140	西軽海	○	○	西軽海町、軽海町
61	III-21010	滝ヶ原町	○	○	滝ヶ原町
62	III-21040	尾小屋長原 3	○	○	尾小屋町、尾小屋町長原
63	III-21050	滝上	○	○	西俣町
64	III-21060	打木町	○	○	打木町
65	III-21070	西荒谷町	○	○	西荒谷町
66	III-21080	岩上町 2 号	○	○	岩上町、西俣町鳥越

③ 地すべり

No.	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別 警戒区域	所在地
1	10170	花立	○		花立町
2	10171	新保	○		新保町
3	387	西荒谷	○		西荒谷町、日用町
4	388	上麦口	○		上麦口町、麦口町
5	389	麦口	○		麦口町、上麦口町
6	390	麻畠	○		金平町、麻畠町
7	391	金平	○		金平町
8	392	金野 1 号	○		金平町、金野町
9	393	金野 2 号	○		金平町、金野町
10	394	塩原	○		塩原町
11	395	鳥越	○		西俣町、西俣町滝上、西俣町鳥越
12	396	下大杉	○		大杉町
13	397	光谷	○		池城町

土砂災害警戒区域：土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域（都道府県が指定）。

土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損傷が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域（都道府県が指定）。

(2) ため池一覧

番号	名称	※	所在地	位置座標	
				緯度	経度
				(北緯)	(東経)
1	八幡堤 (柳上)	※	小松市八幡町	36-23-31.6	136-29-38.1
2	若杉堤 (大池)	※	小松市若杉町地内	36-23-15.0	136-29-13.9
3	吉竹堤 (釜谷)	※	小松市吉竹町	36-23-08.7	136-29-06.4
4	そら谷	※	小松市千木野町	36-23-02.0	136-29-01.1
5	南浅井	※	小松市千木野町	36-22-55.2	136-28-55.1
6	千木野堤	※	小松市千木野町	36-22-44.1	136-28-56.3
7	大池	※	小松市千木野町	36-22-48.3	136-29-02.7
8	花坂	※	小松市花坂町	36-22-45.8	136-29-42.2
9	大倉	※	小松市本江町	36-22-38.0	136-28-24.1
10	テカ谷		小松市東山町	36-22-26.4	136-28-51.5
11	おどし (和気)	※	小松市東山町	36-22-28.8	136-28-57.5
12	宮谷	※	小松市東山町	36-22-25.4	136-28-56.9
13	真如	※	小松市東山町	36-22-33.4	136-29-08.9
14	蛇谷	※	小松市東山町	36-22-35.4	136-29-16.6
15	宮後 (宮ノ後)	※	小松市蓮代寺町	36-22-22.4	136-28-16.9
16	中ノ堤	※	小松市蓮代寺町	36-22-15.6	136-28-08.1
17	濁 (濁堤)	※	小松市蓮代寺町	36-22-07.4	136-28-11.0
18	椎谷その1		小松市三谷町	36-22-05.3	136-27-57.4
19	椎谷その2		小松市三谷町	36-22-04.6	136-28-00.9
20	窪谷	※	小松市三谷町	36-21-45.9	136-27-35.2
21	江陵	※	小松市蓮代寺町	36-21-52.6	136-28-03.9
22	小坂下堤	※	小松市三谷町	36-21-48.4	136-27-55.3
23	小坂上堤		小松市三谷町	36-21-42.9	136-27-52.6
24	松本下堤	※	小松市三谷町	36-21-39.3	136-27-50.6
25	松本上堤	※	小松市三谷町	36-21-34.9	136-27-51.4
26	土ヶ谷		小松市本江町	36-21-56.1	136-28-43.3
27	初血 (はつけつ堤)	※	小松市木場町	36-21-32.7	136-27-14.2
28	小毛草	※	小松市蓮代寺町	36-21-25.5	136-28-10.9
29	亀谷谷 (亀ヶ谷)	※	小松市蓮代寺町	36-21-21.4	136-28-14.6
30	亀ヶ谷		小松市長谷町	36-21-17.4	136-28-23.6
31	辻ヶ谷	※	小松市長谷町	36-21-28.2	136-28-41.9
32	水上谷	※	小松市津波倉町	36-20-44.0	136-26-58.7
33	白米谷	※	小松市津波倉町	36-20-56.6	136-27-13.2
34	木場谷	※	小松市波佐谷町	36-20-43.1	136-28-31.0
35	峠谷		小松市瀬領町	36-20-17.0	136-28-27.2
36	林大堤	※	小松市林町	36-20-27.4	136-26-08.7
37	頭無池	※	小松市下栗津町	36-20-26.3	136-25-45.3
38	佐美の堤	※	小松市浜佐美町	36-22-20.6	136-23-02.4
39	入江谷	※	小松市河田町	36-25-06.2	136-30-55.7
40	上八里堤		小松市上八里町馬場谷	36-25-12.0	136-31-50.0
41	中堤	※	小松市下八里町	36-25-07.5	136-31-14.8
42	西谷	※	小松市里川町	36-24-51.7	136-31-50.7
43	峠 (下)	※	小松市里川町	36-24-53.4	136-32-02.7
44	南谷		小松市里川町	36-24-59.3	136-32-31.2

番号	名称	所在地	位置座標	
			緯度	経度
			(北緯)	(東経)
45	石ヶ谷 ※	小松市里川町	36-24-43.2	136-31-51.4
46	峠 (上)	小松市里川町	36-24-40.6	136-32-12.2
47	後谷	小松市立明寺町	36-24-14.2	136-31-23.4
48	立明寺	小松市立明寺町	36-24-18.2	136-31-23.7
49	奥場 ※	小松市遊泉寺町	36-23-57.5	136-31-34.4
50	峠 (遊泉寺) ※	小松市遊泉寺町	36-24-28.1	136-32-12.8
51	皿谷	小松市鶴川町	36-24-11.7	136-32-19.7
52	皿谷奥	小松市鶴川町	36-24-17.3	136-32-30.9
53	桐木谷 ※	小松市鶴川町地内	36-24-11.3	136-33-04.4
54	北谷 ※	小松市中海町	36-23-42.4	136-31-42.0
55	五ノ谷	小松市遊泉寺町	36-23-44.2	136-32-39.2
56	五ノ谷奥	小松市遊泉寺町	36-23-38.2	136-32-39.0
57	善光寺 ※	小松市岩湧町	36-23-24.2	136-31-57.1
58	鉾山第1 (2番つつみ)	小松市岩湧町	36-23-23.8	136-32-04.0
59	鉾山第2 (3番つつみ) ※	小松市岩湧町	36-23-23.3	136-32-07.1
60	ブタムカイ (ブタムキ) ※	小松市中海町	36-23-04.0	136-30-52.0
61	宮谷1 ※	小松市正蓮寺町	36-22-50.8	136-30-34.8
62	宮谷2 ※	小松市正蓮寺町	36-22-50.1	136-30-43.5
63	エグチ谷	小松市五国寺町ハシカ 谷	36-22-29.3	136-30-35.8
64	東谷池	小松市五国寺町	36-22-24.1	136-30-52.3
65	西谷	小松市原町	36-22-25.6	136-31-43.3
66	西谷 ※	小松市五国寺町	36-22-09.4	136-30-20.5
67	干角堤 ※	小松市金平町	36-21-32.2	136-30-54.5
68	テング池	小松市松岡町	36-20-40.4	136-31-42.0
69	チチクラ池 ※	小松市松岡町	36-20-31.2	136-31-49.0
70	塩谷池	小松市塩原町	36-20-34.8	136-31-29.4
71	殿様 ※	小松市二ツ梨町	36-19-51.1	136-25-37.9
72	大谷	小松市戸津町	36-19-51.7	136-26-06.7
73	イモリ ※	小松市戸津町	36-19-55.4	136-26-22.4
74	鴨出	小松市二ツ梨町	36-19-37.0	136-25-37.8
75	サンマイ谷	小松市上荒屋町	36-19-36.9	136-25-50.5
76	奥ノ谷 ※	小松市二ツ梨町	36-19-25.2	136-25-32.4
77	正見谷 ※	小松市牧口町	36-19-47.7	136-27-12.3
78	西原堤 ※	小松市西原町	36-19-31.1	136-27-04.7
79	亥谷 ※	小松市白山田町	36-19-57.8	136-27-51.2
80	岩井谷	小松市瀬領町	36-19-56.7	136-28-19.8
81	口池 ※	小松市上り江町	36-19-14.4	136-28-55.4
82	太谷 (フトタニ)	小松市牧口町	36-19-26.3	136-29-45.3
83	大音 (オオオト) ※	小松市牧口町	36-19-22.8	136-27-47.3
84	奥池	小松市上り江町	36-18-56.1	136-28-30.6
85	那谷口 ※	小松市上荒屋町	36-19-08.0	136-25-52.1
86	水源池 ※	小松市上荒屋町	36-19-03.5	136-25-58.1
87	脇谷	小松市那谷町	36-18-57.9	136-25-36.9

番号	名称	所在地	位置座標	
			緯度	経度
			(北緯)	(東経)
88	念仏谷	小松市那谷町	36-18-36.0	136-25-31.8
89	椎官谷	小松市那谷町	36-18-38.1	136-25-36.2
90	ダイゴ谷	小松市那谷町	36-18-31.4	136-25-39.7
91	新堤 ※	小松市那谷町	36-18-39.8	136-25-17.4
92	寺下谷 2 ※	小松市那谷町	36-18-33.9	136-25-23.1
93	寺下谷 3	小松市那谷町	36-18-31.5	136-25-23.1
94	寺下谷 4	小松市那谷町	36-18-25.8	136-25-26.6
95	杉谷	小松市那谷町	36-18-29.2	136-25-12.4
96	杉谷 2 号	小松市那谷町	36-18-27.2	136-25-14.4
97	篤谷 (管谷)	小松市那谷町	36-18-34.3	136-24-46.3
98	大谷池 ※	小松市塩原町	36-20-12.2	136-31-18.6
99	大谷堤 ※	小松市布橋町	36-19-58.1	136-30-36.1
100	上谷池 (若宮のため池) ※	小松市観音下町	36-19-53.2	136-31-29.0
101	花谷堤 ※	小松市波佐羅町	36-19-50.6	136-31-26.7
102	花谷上堤	小松市波佐羅町	36-19-48.7	136-31-23.7
103	青木谷 ※	小松市観音下町	36-19-40.9	136-31-52.3
104	漆谷	小松市観音下町	36-19-29.6	136-31-55.6
105	打谷堤	小松市打木町	36-18-50.6	136-30-15.0

出典：石川県農林水産部 農業基盤課

「農業用ため池データベース」

「ため池の位置情報データ」

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nouson/nouchihozen/bousai.html>

(2026/5/27 閲覧)

※印のため池は、石川県指定の防災重点ため池とし、維持管理及びパトロールを強化する。

(3) 水防注意箇所

重要水防箇所A、B及び要注意に該当する箇所

①国管理区間（梯川水系 直轄区間）

番号	河川名	字	左右岸	距離標	延長 (m)	重要度	種別	予想される危険	対策工法	水防管理団体	備考
1	梯川	安宅町 白江町	左	0.0k ～ 4.9k	5,037	B	堤防漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	1.8～2.0k 重点監視 区間
2	梯川	安宅町	左	0.0k ～ 0.9k	888	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
3	梯川	下牧町 上小松町	左	2.1k ～ 4.3k	2,205	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
4	梯川	園町	左	+150 +10 ～ 3.6k 3.8k	43	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
5	梯川	白江町	左	4.9k ～ 5.1k	135	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	5.0k～ 5.1k 重点監視 区間
6	梯川	白江町	左	+80 +120 ～ 5.0k 5.0k	40	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
7	梯川	千代町 佐々木町	左	7.7k ～ 7.9k	192	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
8	梯川	千代町 佐々木町	左	7.7k ～ 7.9k	192	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
9	梯川	千代町 佐々木町	左	+130 +150 ～ 7.6k 10.6k	2,962	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
10	梯川	佐々木町 光 陽 町 荒木田町	左	8.1k ～ 9.3k	1,249	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	8.8k～ 9.1k 重点監視 区間
11	梯川	佐々木町 光 陽 町 荒木田町	左	8.1k ～ 9.3k	1,249	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	8.4k～ 9.3k 重点監視 区間
12	梯川	軽海町	左	+150 +170 ～ 10.6k 10.6k	20	B	越水(溢水) (流下能力不足)	越水	積み 土のう	小松市	
13	梯川	軽海町	左	+170 +60 ～ 10.6k 11.0k	271	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
14	梯川	軽海町	左	+60 +100 ～ 11.0k 11.0k	40	B	越水(溢水) (流下能力不足)	越水	積み 土のう	小松市	
15	梯川	軽海町	左	+100 +40 ～ 11.0k 11.2k	122	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
16	梯川	軽海町	左	+140 +20 ～ 11.2k 11.4k	145	A	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	

番号	河川名	字	左右岸	距離標	延長 (m)	重要度	種別	予想される 危険	対策 工法	水防 管理団体	備考
17	梯川	中海町	左	+140 ～ 11.5k 11.2k	225	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	
18	梯川	中海町	左	+50 +160 ～ 11.4k 11.8k	520	A	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
19	梯川	安宅町 長崎町	右	0.3k ～ 0.9k	583	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	0.4k ～ 0.8k 重点監視 区間
20	梯川	安宅町	右	+150 ～ 0.4k 0.2k	13	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
21	梯川	安宅町	右	+150 +190 ～ 0.6k 0.6k	40	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
22	梯川	長崎町	右	0.9k ～ 1.1k	178	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
23	梯川	鶴ヶ島町	右	1.3k ～ 1.5k	180	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
24	梯川	鶴ヶ島町 下牧町	右	1.7k ～ 1.9k	201	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	
25	梯川	鶴ヶ島町 下牧町	右	1.7k ～ 1.9k	201	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	1.7k～ 1.9k 重点監視 区間
26	梯川	梯町 茶屋町 川辺町	右	3.3k ～ 5.1k	1,851	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
27	梯川	梯 町	右	+150 +220 ～ 3.6k 3.6k	70	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
28	梯川	平面町	右	+100 4.6k ～ 4.6k	70	B	越水(溢水) (流下能力不足)	越水	積み 土のう	小松市	
29	梯川	千代町	右	+100 +50 ～ 7.0k 7.6k	327	B	越水(溢水) (流下能力不足)	越水	積み 土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
30	梯川	千代町 古府町	右	+50 +50 ～ 7.6k 7.8k	192	A	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
31	梯川	千代町	右	7.7k ～ 7.9k	192	A	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	7.7k～ 7.9k 重点監視 区間
32	梯川	古府町	右	+150 +50 ～ 8.2k 8.8k	394	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
33	梯川	荒木田町 埴田町	右	+190 +70 ～ 9.0k 10.0k	905	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
34	梯川	荒木田町 埴田町	右	+50 ～ 9.5k 9.2k	237	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
35	梯川	荒木田町 埴田町	右	+50 ～ 9.5k 9.2k	237	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	9.2k+50～ 9.5k 重点監視 区間

資料編 危険箇所

番号	河川名	字	左右岸	距離標	延長 (m)	重要度	種別	予想される危険	対策工法	水防管理団体	備考
36	梯川	埴田町	右	9.7k ～ 9.9k	220	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
37	梯川	埴田町	右	9.7k ～ 9.9k	220	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
38	梯川	埴田町	右	+70 +150 ～ 10.0k 10.0k	80	A	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
39	梯川	埴田町 鶯川町 遊泉寺町	右	+60 10.1k ～ 10.4k	397	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
40	梯川	埴田町 鶯川町 遊泉寺町	右	+150 +120 ～ 10.0k 10.4k	407	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	6.8k～ 10.4k 重点区間
41	梯川	遊泉寺町 中海町	右	+120 +120 ～ 10.4k 10.6k	201	A	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
42	梯川	中海町	右	10.8k ～ 10.9k	100	B	基礎地盤漏水	漏水	釜 段	小松市	
43	梯川	中海町	右	+10 +110 ～ 10.8k 11.2k	537	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
44	梯川	中海町	右	10.9k ～ 11.1k	219	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	
45	梯川	中海町 正蓮寺町	右	11.3k ～ 12.1k	777	B	堤体漏水 (堤防裏面)	漏水	月の輪	小松市	
46	梯川	中海町	右	+60 +80 ～ 11.4k 11.8k	422	B	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
47	梯川	中海町 正蓮寺町	右	+80 ～ 12.2k 11.8k	336	A	越水(溢水)	越水	積み 土のう	小松市	
48	梯川	安宅町	-	左：0.2k+65.6 右：0.2k+52.7	住吉橋 歩道橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	小松市
49	梯川	園 町 島田町	-	左：3.6k+81.8 右：3.6k+180.2	IR いしかわ 鉄道線 梯川橋梁	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	IR いしか わ鉄道 株式会社
50	梯川	白江町 平面町	-	左：5.0k+43.4 右：5.0k+30.5	小松新橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	石川県
51	梯川	荒木田町	-	左：9.2k+93.5 右：9.2k+100.8	荒木田大橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	石川県
52	梯川	荒木田町 埴田町	-	左：9.8k+137.0 右：9.8k+123.3	鴨浦橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	石川県
53	梯川	軽海町 中海町	-	左：10.6k+160.0 右：10.6k+214.8	軽海新橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	石川県
54	梯川	軽海町 中海町	-	左：11.0k+70.0 右：11.0k+105.9	中海大橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	石川県
55	梯川	中海町	-	左：11.4k+28.6 右：11.4k+12.4	百石谷大橋	B	桁下余裕高不足	越水	積み 土のう	小松市	小松市

※重要水防箇所の危険度評定基準による区分（A、B、要注意の3区分）

※完成堤防で流下能力不足の場合は、「越水(溢水)(流下能力不足)」とする。

②県管理区間（南加賀土木事務所管内 指定区間）

番号	河川名	注意を要する区間				水防工法	管理団体名及び団員数	重要度
		地名	岸	延長 (m)	種別			
1	鍋谷川	小松市古符町	左	23	破堤跡	積土のう工	小松市 371	要注意
2	鍋谷川	小松市上八里町	左	118	破堤跡	積土のう工	小松市 371	要注意
3	八丁川	小松市平面町～長田町 (梯川合流地点～)	左	1,150	漏水	木流し工 月の輪工	小松市 371	B
4	八丁川	小松市長田町	左	50	漏水	木流し工 月の輪工	小松市 371	A
5	八丁川	小松市長田町	左	150	漏水	木流し工 月の輪工	小松市 371	B
6	八丁川	小松市平面町～長田町 (梯川合流地点～)	右	1,322	漏水	木流し工 月の輪工	小松市 371	B
7	日用川	小松市木場町～津波倉町 (木場潟合流地点～)	左	1,238	堤防断面	シート張工	小松市 371	B
8	日用川	小松市木場町～津波倉町 (木場潟合流地点～)	右	1,238	堤防断面	シート張工	小松市 371	B
9	前川	小松市浮柳町～向本折町	左	1,750	漏水	月の輪工	小松市 371	B
10	前川	小松市安宅町～今江町 (梯川合流地点～)	右	4,000	漏水	月の輪工	小松市 371	B
11	前川	小松市今江町	左	800	洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
12	前川	小松市今江町	右	800	洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
13	滓上川	小松市中海町	左	570	水衝・洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
14	滓上川	小松市中海町	右	830	水衝・洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
15	滓上川	小松市中海町～岩淵町	左	350	水衝・洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
16	滓上川	小松市中海町～岩淵町	右	350	水衝・洗堀	捨土のう工 捨て石工	小松市 371	B
17	滓上川	小松市中海町	左	200	堤防高	積土のう工	小松市 371	B
18	滓上川	小松市中海町	右	200	堤防高	積土のう工	小松市 371	B

※重要水防箇所の危険度評定基準による区分（A、B、要注意の3区分）

③海岸（石川海岸） 直轄管理区間、県管理区間、市管理区間

番号	海岸名	位置		距離標	施行者	箇所状況	水防活動	備考
		市町	字					
1	小松海岸	小松市	安宅町	No. 565 付近	石川県	背後低平地 (住宅地)	通行止め 積み土のう	
2	小松海岸	小松市	安宅新町 日末町	No. 602 ～No. 606 付近	国土交通省	背後低平地	北陸道 通行止め	

(4) 雪崩発生危険箇所

箇所等						地形										人家戸数	緯度・経度	
	A 市区町村名	B 大字・小字等地名	C 危険箇所名	F 危険箇所等の種類	G 箇所番号	H 平均傾斜度 ($\theta 1$)	I 最急傾斜度 ($\theta 2$)	J 雪崩危険斜面内の標高差 ($H 1$)	K 雪崩危険区域内の標高差 ($H 2$)	L 雪崩危険斜面の上限点の標高 ($H 0$)	M 見通し角 ($\theta 0$)	N 雪崩危険斜面面積	O 雪崩危険斜面延長 (縦断方向)	P 雪崩危険斜面延長 (横断方向)	AF 人家戸数	DL 経路上最低位置の緯度	DM 経路上最低位置の経度	
1	小松市	花立町	花立町1	I	21020	28	30	120	150	710	27	26025	255	210	10	36.12.43	136.32.05	
2	小松市	丸山町	丸山町1	I	21030	29	45	160	165	550	29	59534	332	310	1	36.14.38	136.32.22	
3	小松市	丸山町	丸山町2	I	21050	29	40	180	200	570	25	86335	366	330	4	36.14.50	136.32.28	
4	小松市	丸山町	丸山町3	I	21060	43	50	140	150	510	37	40406	205	350	5	36.14.47	136.32.31	
5	小松市	大杉町大杉本町	大杉本町1	I	21070	37	45	60	66	212	30	97235	100	350	6	36.15.00	136.29.55	
6	小松市	大杉町大杉本町	大杉本町2	I	21080	31	43	148	155	306	30	90526	280	525	6	36.15.09	136.30.11	
7	小松市	大杉町大杉本町	大杉上町1	I	21090	24	45	108	115	280	24	61993	257	335	2	36.15.19	136.30.37	
8	小松市	大杉町大杉本町	大杉上町2	I	21100	30	35	110	118	280	30	47949	219	280	3	36.15.13	136.30.44	
9	小松市	西侯町西侯町茗ヶ谷	西侯町茗ヶ谷1	I	21110	27	45	270	320	470	27	23946	841	400	5	36.17.42	136.31.02	
10	小松市	西侯町西侯町茗ヶ谷	西侯町茗ヶ谷2	I	21120	34	35	125	134	280	31	27907	230	190	5	36.17.38	136.31.00	
11	小松市	西侯町	西侯町1	I	21140	45	47	74	80	210	40	28919	106	220	5	36.18.01	136.31.14	
12	小松市	西侯町	西侯町2	I	21150	29	45	140	150	280	29	51553	292	265	8	36.18.01	136.31.17	
13	小松市	西侯町西侯町瀧上	西侯町瀧上	I	21160	34	55	206	206	296	31	13577	326	520	6	36.18.44	136.31.18	
14	小松市	西侯町西侯町鳥越	西侯町鳥越1	I	21180	33	37	112	127	230	31	55480	203	355	5	36.18.49	136.31.23	
15	小松市	岩上町	岩上町1	I	21190	30	35	98	102	180	25	53629	196	400	12	36.19.28	136.31.48	
16	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原1	I	21210	35	45	86	104	276	35	25149	146	230	6	36.17.35	136.32.15	
17	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原2	I	21220	26	45	120	130	280	22	46542	256	340	12	36.17.41	136.32.07	
18	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原3	I	21230	39	45	80	100	260	39	19409	129	220	16	36.17.40	136.32.05	
19	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原4	I	21250	27	38	50	60	200	25	9518	101	110	1	36.18.00	136.31.50	
20	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原5	I	21260	21	37	90	101	232	21	41338	251	295	6	36.18.12	136.31.51	
21	小松市	観音下町	観音下町1	I	21290	29	30	88	90	170	27	29714	200	210	6	36.19.42	136.31.59	
22	小松市	観音下町	観音下町2	I	21300	35	55	78	78	154	35	20394	134	200	9	36.19.41	136.31.55	
23	小松市	観音下町	観音下町3	I	21310	40	42	100	108	187	38	23103	157	190	12	36.19.44	136.31.50	
24	小松市	滝ヶ原町	滝ヶ原町1	I	21320	37	45	92	96	152	37	19496	150	190	9	36.17.13	136.25.40	
25	小松市	滝ヶ原町	滝ヶ原町2	I	21330	33	35	62	64	110	33	5888	113	95	2	36.17.38	136.25.38	
26	小松市	那谷町	那谷町	I	21340	27	42	30	39	70	27	10814	73	190	4	36.18.37	136.25.30	
27	小松市	日用町	日用町1	I	21350	34	51	60	66	108	34	22971	96	225	5	36.18.57	136.28.07	
28	小松市	日用町	日用町2	I	21360	32	40	84	89	134	30	35347	159	300	6	36.19.02	136.28.10	
29	小松市	大杉町大杉本町	大杉本町3	I	21370	27	30	152	161	306	27	54450	325	280	6	36.15.02	136.30.03	
30	小松市	西侯町	西侯町3	I	21380	37	40	122	122	240	28	23084	194	120	0	36.18.14	136.31.15	
31	小松市	西侯町	西侯町4	I	21390	35	45	90	99	220	29	53038	159	170	0	36.18.14	136.31.13	
32	小松市	大杉町大杉中町	大杉中町2	I	21400	36	37	90	100	230	29	21159	155	210	6	36.15.32	136.29.33	
33	小松市	大杉町下大杉町	下大杉町1	I	21410	27	30	144	151	280	24	63140	325	370	5	36.15.40	136.29.24	
34	小松市	大杉町下大杉町	下大杉町2	I	21430	34	43	170	170	300	34	44716	302	200	9	36.15.54	136.29.19	
35	小松市	赤瀬町	赤瀬町1	I	21450	37	43	204	207	300	37	71570	332	310	0	36.17.47	136.29.07	
36	小松市	赤瀬町	赤瀬町2	I	21460	37	45	212	212	300	35	73391	376	140	0	36.17.53	136.29.14	
37	小松市	赤瀬町	赤瀬町3	I	21470	23	30	170	171	270	23	115506	435	400	3	36.17.53	136.29.29	
38	小松市	赤瀬町	赤瀬町4	I	21490	27	30	80	85	170	27	26476	174	180	23	36.17.52	136.29.32	
39	小松市	打木町	打木町1	I	21500	38	45	156	160	212	23	45434	254	225	10	36.18.51	136.29.23	
40	小松市	上り江町	上り江町	I	21510	30	45	126	130	196	24	95062	248	465	22	36.18.58	136.29.14	
41	小松市	瀬領町	瀬領町1	I	21520	29	55	80	87	147	20	30246	135	285	8	36.19.32	136.29.19	
42	小松市	池城町	池城町1	I	21530	30	45	88	105	200	30	52313	173	215	4	36.20.31	136.32.45	
43	小松市	松岡町	松岡町	I	21550	29	37	66	68	146	22	12944	137	155	5	36.20.29	136.32.02	
44	小松市	塩原町	塩原町	I	21560	45	55	68	70	130	31	66333	92	350	9	36.20.02	136.31.38	
45	小松市	金平町	金平町1	I	21570	34	55	88	101	144	27	32230	157	260	6	36.20.40	136.30.30	
46	小松市	金平町	金平町2	I	21580	36	55	102	110	148	27	38881	173	200	5	36.20.55	136.30.26	
47	小松市	金平町	金平町3	I	21590	30	45	82	88	128	30	29191	110	95	6	36.20.58	136.30.26	
48	小松市	金平町	金平町4	I	21600	20	42	92	96	132	20	2456	261	290	3	36.21.11	136.30.27	
49	小松市	金平町	金平町5	I	21610	31	39	66	74	110	23	22094	128	165	5	36.21.19	136.30.28	
50	小松市	金平町麻阜町	麻阜町1	I	21620	26	34	64	72	114	25	13276	145	120	7	36.21.18	136.30.38	
51	小松市	金平町麻阜町	麻阜町2	I	21630	31	33	40	45	94	31	3402	76	75	5	36.21.15	136.30.47	
52	小松市	大野町	大野町1	I	21640	27	68	64	74	94	20	34807	63	315	7	36.22.17	136.30.11	
53	小松市	五国寺町	五国寺町1	I	21650	28	55	26	29	46	28	8036	51	200	4	36.22.40	136.30.25	
54	小松市	五国寺町	五国寺町2	I	21660	24	43	68	83	98	23	31945	164	355	19	36.22.40	136.30.30	
55	小松市	軽海町	軽海町	I	21670	47	47	33	33	43	47	3598	59	90	19	36.23.37	136.30.58	
56	小松市	麦口町	麦口町1	I	21680	40	45	165	165	200	40	53981	261	300	0	36.21.58	136.32.55	
57	小松市	麦口町	麦口町2	I	21690	25	36	122	132	204	26	76274	287	280	0	36.22.05	136.32.49	
58	小松市	麦口町	麦口町3	I	21700	26	37	106	115	170	24	43795	244	285	21	36.22.15	136.32.53	
59	小松市	麦口町	麦口町4	I	21710	35	37	65	70	120	25	11483	122	140	4	36.22.11	136.32.48	
60	小松市	中ノ峠町	中ノ峠町1	I	21720	34	35	110	117	230	33	11346	193	180	8	36.22.08	136.34.32	
61	小松市	嵐町	嵐町1	I	21730	35	36	28	30	148	27	1598	49	50	8	36.22.05	136.34.31	
62	小松市	中ノ峠町	中ノ峠町2	I	21740	29	45	158	165	274	29	8446	314	270	7	36.22.10	136.34.28	
63	小松市	嵐町	嵐町2	I	21750	30	45	160	165	270	30	11494	318	430	9	36.22.08	136.34.30	
64	小松市	嵐町	嵐町3	I	21760	24	45	126	133	234	24	39380	338	215	5	36.22.18	136.34.16	
65	小松市	上麦口町	上麦口町1	I	21770	32	35	70	73	140	32	14742	130	140	6	36.22.10	136.33.19	
66	小松市	上麦口町	上麦口町2	I	21780	23	34	114	120	190	20	87454	293	190	15	36.22.12	136.33.13	
67	小松市	上麦口町	上麦口町3	I	21790	22	30	128	130	190	22	72281	351	390	17	36.22.14	136.33.15	
68	小松市	原町	原町1	I	21800	45	45	30	37	80	36	12645	49	140	7	36.22.35	136.32.25	
69	小松市	原町	原町2	I	I													

箇所等						地形										人家戸数	緯度・経度	
	A 市区町村名	B 大字・小字等地名	C 危険箇所名	F 危険箇所等の種類	G 箇所番号	H 平均傾斜度 (θ_1)	I 最急傾斜度 (θ_2)	J 雪崩危険斜面内の標高差 (H_1)	K 雪崩危険区域内の標高差 (H_2)	L 雪崩危険斜面の上限点の標高 (H_0)	M 見通し角 (θ_0)	N 雪崩危険斜面面積	O 雪崩危険斜面延長 (縦断方向)	P 雪崩危険斜面延長 (横断方向)	AF 人家戸数	DL 経路上最低位置の緯度	DM 経路上最低位置の経度	
71	小松市	原町	原町4	I	21830	31	47	72	89	126	31	61244	140	460	40	36.22.47	136.32.13	
72	小松市	原町	原町5	I	21840	34	37	44	46	70	34	9335	78	160	6	36.23.00	136.31.54	
73	小松市	岩瀬町	岩瀬町1	I	21850	34	35	30	35	56	30	18977	54	240	12	36.23.10	136.31.37	
74	小松市	岩瀬町	岩瀬町2	I	21860	33	31	32	40	68	22	5887	113	110	0	36.23.17	136.31.46	
75	小松市	鶴川町	鶴川町1	I	21870	39	40	34	36	68	34	3499	51	110	7	36.23.57	136.32.14	
76	小松市	鶴川町	鶴川町2	I	21880	30	33	46	56	76	30	18731	81	1150	56	36.23.57	136.32.01	
77	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原6	I	21890	30	45	90	93	230	30	54433	185	290	1	36.18.02	136.31.48	
78	小松市		波佐谷町2	I	21900	33	45	22	30	70	33	15615	42	360	15	36.20.24	136.29.05	
79	小松市	長谷町	長谷町	I	21910	33	47	32	34	70	29	6886	60	110	0	36.21.20	136.29.06	
80	小松市	江指町	江指町1	I	21920	25	43	58	64	94	22	27124	138	220	8	36.21.21	136.29.26	
81	小松市	江指町	江指町2	I	21930	41	53	58	63	92	37	15153	75	195	1	36.21.23	136.29.34	
82	小松市	金平町	金平町6	I	21940	27	35	44	52	80	27	15200	95	230	7	36.21.17	136.29.47	
83	小松市	金平町	金平町7	I	21950	36	45	18	20	61	36	9623	31	240	13	36.21.25	136.29.50	
84	小松市	大野町	大野町2	I	21960	35	45	60	64	90	25	34986	104	210	3	36.21.40	136.29.55	
85	小松市	大野町	大野町3	I	21970	18	37	59	59	82	18	36076	179	320	12	36.22.05	136.30.01	
86	小松市	大野町	大野町4	I	21980	35	45	51	55	77	31	9747	85	140	10	36.22.10	136.30.02	
87	小松市	新保町	新保町1	I	21990	37	40	150	170	700	30	38831	250	240	2	36.11.49	136.31.40	
88	小松市	西侯町西侯町茗ヶ谷	西侯町茗ヶ谷3	II	21020	33	38	120	125	260	30	33247	227	240	1	36.17.57	136.31.10	
89	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原7	II	21060	30	33	46	50	200	22	7442	92	110	2	36.17.44	136.31.57	
90	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原8	II	21070	33	35	58	62	196	28	7160	107	80	1	36.17.57	136.31.50	
91	小松市	尾小屋町尾小屋二ツ屋	尾小屋二ツ屋1	II	21090	32	43	108	124	230	32	29769	200	210	1	36.18.38	136.32.02	
92	小松市	菩提町	菩提町1	II	21100	30	33	34	50	115	30	6726	69	120	3	36.17.49	136.26.24	
93	小松市	滝ヶ原町	滝ヶ原町3	II	21120	38	40	50	53	110	35	8370	82	100	1	36.17.18	136.25.43	
94	小松市	滝ヶ原町	滝ヶ原町4	II	21130	43	45	69	69	132	43	15701	103	140	1	36.17.24	136.25.37	
95	小松市	日用町	日用町3	II	21140	35	48	59	59	109	26	8848	85	100	1	36.19.02	136.28.15	
96	小松市	布橋町	布橋町	II	21170	30	36	63	68	120	30	6254	127	100	2	36.20.18	136.31.07	
97	小松市	麦口町	麦口町5	II	21180	29	34	56	59	130	28	14603	120	120	2	36.22.17	136.32.52	
98	小松市	嵐町	嵐町4	II	21190	41	45	86	87	190	31	14822	133	140	1	36.22.14	136.34.24	
99	小松市	上麦口町	上麦口町4	II	21200	35	42	100	102	162	35	15201	171	100	3	36.22.15	136.33.07	
100	小松市	小山田町	小山田町	II	21220	24	30	20	24	44	22	3954	49	90	4	36.20.08	136.27.43	
101	小松市	丸山町	丸山町4	II	21230	27	35	130	130	510	27	81300	224	300	4	36.14.44	136.32.23	
102	小松市	西侯町	西侯町5	II	21240	32	36	102	113	250	32	22964	188	230	4	36.17.53	136.31.10	
103	小松市	西侯町西侯町鳥越	西侯町鳥越2	II	21250	31	45	134	138	250	27	67822	257	290	2	36.18.39	136.31.19	
104	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原9	II	21260	37	39	76	78	246	28	20439	125	90	4	36.17.36	136.32.18	
105	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原10	II	21270	36	45	116	118	260	30	27418	198	245	4	36.17.45	136.31.53	
106	小松市	尾小屋町尾小屋二ツ屋	尾小屋二ツ屋2	II	21280	34	41	40	44	150	32	3041	72	70	2	36.18.35	136.31.58	
107	小松市	尾小屋町尾小屋二ツ屋	尾小屋二ツ屋3	II	21290	29	30	134	136	240	26	64934	283	320	3	36.18.41	136.31.59	
108	小松市	大杉町大杉本町	大杉本町4	II	21300	27	45	112	119	266	27	67789	247	350	2	36.14.59	136.29.51	
109	小松市	大杉町大杉中町	大杉中町1	II	21310	37	40	100	100	250	37	38124	250	250	3	36.15.27	136.29.35	
110	小松市	大杉町下大杉町	下大杉町3	II	21320	26	30	120	135	270	26	64723	278	450	3	36.15.48	136.29.21	
111	小松市	大杉町下大杉町	下大杉町4	II	21330	30	45	200	216	350	30	57653	350	200	4	36.15.59	136.29.15	
112	小松市	赤瀬町	赤瀬町5	II	21340	37	45	100	102	190	35	22008	169	175	3	36.17.52	136.29.21	
113	小松市	池城町	池城町2	II	21350	37	39	94	99	194	31	81460	157	210	1	36.20.30	136.32.34	
114	小松市	花立町	花立町2	III	21010	27	35	210	210	710		143200	450	350	0	36.12.33	136.31.51	
115	小松市	花立町	花立町3	III	21020	34	34	270	270	700		72300	480	450	0	36.13.20	136.32.01	
116	小松市	丸山町	丸山町5	III	21030	36	45	160	160	300		37500	270	300	0	36.14.38	136.31.01	
117	小松市	丸山町	丸山町6	III	21040	38	40	151	152	330		32800	243	280	0	36.14.40	136.30.54	
118	小松市	丸山町	丸山町7	III	21050	35	43	159	167	332		53600	275	390	0	36.14.45	136.30.46	
119	小松市	大杉町	大杉町	III	21060	32	41	128	128	286		38500	235	325	0	36.15.02	136.30.47	
120	小松市	丸山町	丸山町8	III	21070	30	45	170	170	520		76500	345	300	0	36.15.00	136.32.40	
121	小松市	丸山町	丸山町9	III	21080	41	45	150	150	500		59800	225	450	0	36.15.05	136.32.41	
122	小松市	丸山町	丸山町10	III	21090	33	50	150	150	490		66700	275	550	0	36.15.11	136.32.50	
123	小松市	丸山町	丸山町11	III	21100	34	45	170	170	500		43800	300	400	0	36.15.21	136.33.06	
124	小松市	西侯町西侯町鳥越	西侯町鳥越3	III	21110	35	48	169	169	288		100100	295	430	0	36.18.27	136.31.19	
125	小松市	岩上町	岩上町2	III	21120	27	30	138	138	228		105800	310	630	0	36.19.12	136.31.27	
126	小松市	岩上町	岩上町3	III	21130	35	37	178	179	270		66800	305	320	0	36.19.16	136.31.33	
127	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原11	III	21140	34	45	200	200	400		168000	360	800	0	36.17.22	136.32.29	
128	小松市	尾小屋町尾小屋長原	尾小屋長原12	III	21150	36	38	79	80	272		15600	135	170	0	36.17.30	136.32.19	
129	小松市	尾小屋町尾小屋二ツ屋	尾小屋二ツ屋4	III	21160	25	33	147	149	272		65800	345	150	0	36.18.25	136.31.56	
130	小松市	尾小屋町尾小屋二ツ屋	尾小屋二ツ屋5	III	21170	27	37	138	138	234		83500	310	450	0	36.19.00	136.32.07	
131	小松市	岩上町	岩上町4	III	21180	31	35	91	86	181		27100	175	260	0	36.19.12	136.32.03	
132	小松市	岩上町	岩上町5	III	21190	38	42	151	159	245		51000	245	360	0	36.19.17	136.32.03	
133	小松市	滝ヶ原町	滝ヶ原町5	III	21200	23	25	64	64	124		43400	165	180	0	36.17.06	136.25.40	
134	小松市	菩提町	菩提町	III	21210	26	29	45	50	108		18500	100	300	0	36.18.01	136.26.16	
135	小松市	牧口町	牧口町	III	21220	18	25	60	60	79		32400	195	305	0	36.19.21	136.27.30	
136	小松市	西荒谷町	西荒谷町1	III	21230	37	43	46	47	77		16100	75	250	0	36.19.04	136.27.41	
137	小松市	西荒谷町	西荒谷町2	III	21240	30	30	57	53	94		10200	115	130	0	36.19.00	136.27.44	
138	小松市	日用町	日用町4	III	21250	35	35	62	65	104		24700	110	290	0	36.18.56	136.27.58	
13																		

箇所等						地形										人家戸数	緯度・経度	
	A	B	C	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	AF	DL	DM	
	市区町村名	大字小字等地名	危険箇所名	危険箇所等の種類	箇所番号	平均傾斜度（ $\theta 1$ ）	最急傾斜度（ $\theta 2$ ）	雪崩危険斜面内の標高差（ $H 1$ ）	雪崩危険区域内の標高差（ $H 2$ ）	雪崩危険斜面の上限点の標高（ $H 0$ ）	見通し角（ $\theta 0$ ）	雪崩危険斜面面積	雪崩危険斜面延長（縦断方向）	雪崩危険斜面延長（横断方向）	人家戸数	経路上最低位置の緯度	経路上最低位置の経度	
141	小松市	赤瀬町	赤瀬町6	Ⅲ	21280	32	40	244	244	350		138100	470	150		036.17.45	136.28.53	
142	小松市	赤瀬町	赤瀬町7	Ⅲ	21300	42	43	194	194	272		41300	290	160		036.18.00	136.29.33	
143	小松市	赤瀬町	赤瀬町8	Ⅲ	21310	32	36	168	168	248		77800	320	170		036.18.05	136.29.33	
144	小松市	赤瀬町	赤瀬町9	Ⅲ	21320	35	37	128	128	206		35600	220	330		036.18.07	136.29.29	
145	小松市	赤瀬町	赤瀬町10	Ⅲ	21330	38	39	173	173	245		59300	280	350		036.18.09	136.29.23	
146	小松市	瀬領町	打木町2	Ⅲ	21340	26	35	157	157	222		48200	355	350		036.18.42	136.29.29	
147	小松市	瀬領町	打木町3	Ⅲ	21350	35	36	117	118	184		61800	200	500		036.18.37	136.29.27	
148	小松市	瀬領町	瀬領町2	Ⅲ	21360	36	37	68	68	124		11400	115	180		036.19.35	136.29.30	
149	小松市	瀬領町	瀬領町3	Ⅲ	21370	35	40	84	84	144		20500	145	280		036.19.36	136.29.35	
150	小松市	瀬領町	瀬領町4	Ⅲ	21380	28	35	82	82	146		28500	175	280		036.19.35	136.29.38	
151	小松市	瀬領町	瀬領町5	Ⅲ	21390	39	38	80	80	144		11500	130	180		036.19.37	136.29.43	
152	小松市	瀬領町	瀬領町6	Ⅲ	21400	35	41	93	93	163		32800	165	250		036.19.40	136.29.49	
153	小松市	原町	原町6	Ⅲ	21410	34	38	100	100	145		62200	180	500		036.22.21	136.31.59	
154	小松市	中ノ峠町	中ノ峠町3	Ⅲ	21420	43	53	122	122	253		15000	180	140		036.22.11	136.34.49	
155	小松市	嵐町	嵐町5	Ⅲ	21430	33	35	138	143	240		41200	250	210		036.22.13	136.34.05	
156	小松市	中ノ峠町	中ノ峠町4	Ⅲ	21440	35	45	203	203	287		98300	355	450		036.22.15	136.33.59	
157	小松市	嵐町	嵐町6	Ⅲ	21450	30	32	141	141	232		77500	285	400		036.22.05	136.33.55	
158	小松市	嵐町	嵐町7	Ⅲ	21460	38	38	141	142	218		53200	230	340		036.22.03	136.33.39	
159	小松市	新保町	新保町2	Ⅲ	21470	31	45	95	100	660		19714	175	190		036.11.52	136.31.40	
160	小松市	屋小屋町(大倉岳高原スキー場)	大倉岳高原	Ⅲ	21480	29	45	140	150	400		53997	285	350		036.16.55	136.32.30	
161	小松市	赤瀬町	赤瀬町11	Ⅲ	21490	25	35	190	235	360		142235	452	250		036.17.40	136.28.44	
162	小松市	赤瀬町	赤瀬町12	Ⅲ	21500	30	43	145	150	275		33030	289	200		036.17.33	136.29.14	
163	小松市	赤瀬町	赤瀬町13	Ⅲ	21510	39	40	90	100	220		16756	129	200		036.17.34	136.29.18	
164	小松市	麦口町	麦口町6	Ⅲ	21520	36	40	70	72	120		55775	117	80		036.22.26	136.32.38	

雪崩危険箇所の定義

○対象市町村

豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づく豪雪地帯指定市町村とする。

○雪崩危険区域と雪崩危険斜面

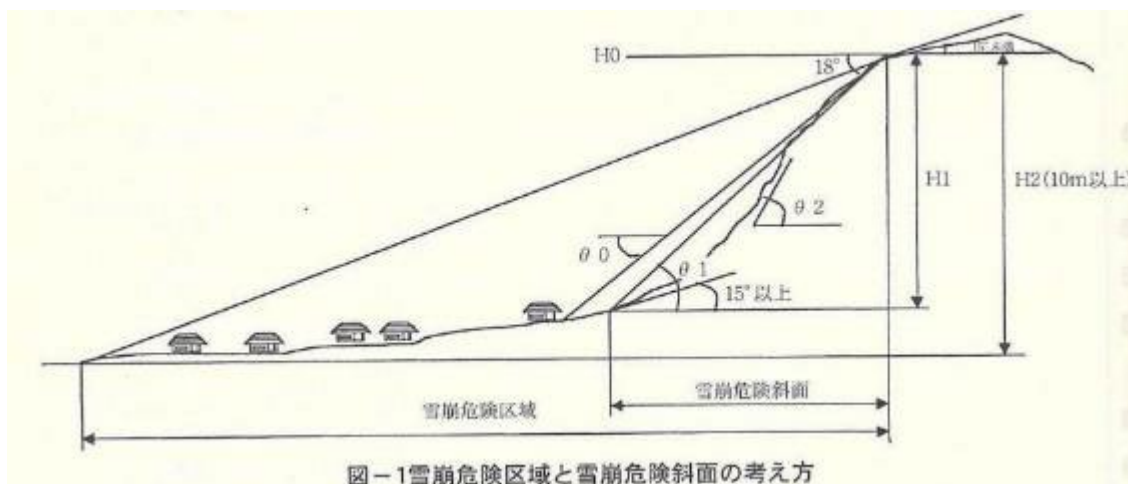
雪崩危険区域は、斜面勾配 15° 以上かつ高さ 10m 以上を有する斜面上部の勾配 15° 未満となる地点を見通した時に 18° 以上の角度を有する範囲とする。

○雪崩危険箇所

ランクⅠ：人家5戸以上

ランクⅡ：人家1～4戸

ランクⅢ：人家がない箇所（人家の立地する可能性がない区域は対象外とする）



(5) 異常気象時における道路通行規制

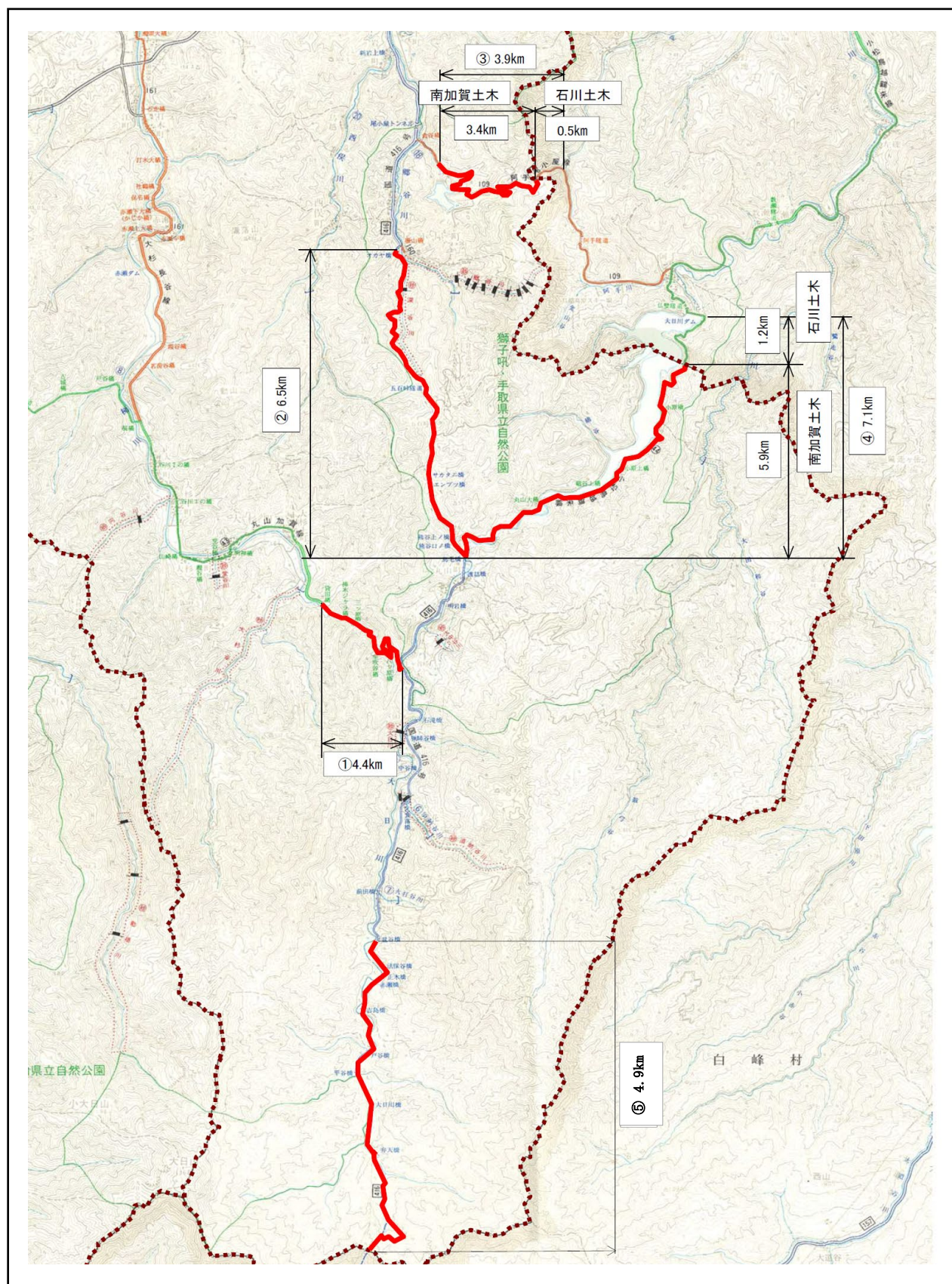
県土木部道路整備課 令和8年5月現在

図面 番号	路線名	雨量 観測所	規制区間名		規制基準値 (mm)			孤立 集落 の有無	交通量 (台/12h)	バス 運行 の有無	規制依頼者名
					注意 雨量	警戒準備 雨量	通行止 雨量				
			規制区間延長	規制 区間 延長	3日先行 雨量	3日先行 雨量	3日先 行雨量				
					当日雨量	当日雨量	当日雨量				
					連続雨量	連続雨量	連続雨量				
①	主要地方道 丸山加賀線	赤瀬ダム 大杉 テレメータ	小松市丸山町 ～ 大杉上町	4.4	120 70 —	190 90 —	260 110 110	有	830	無	丸新組 (0761-46-1221)
②	一般国道 4 1 6 号	尾小屋 テレメータ	小松市尾小屋町 ～ 丸山町	6.5	120 70 —	190 90 —	260 110 110	有	210	無	丸新組 (0761-46-1221)
③	一般県道 阿手尾小屋線	尾小屋 テレメータ	白山市阿手町 ～ 小松市尾小屋町	3.9	120 70 —	190 90 —	260 110 110	無	60	無	石川土木総合 (076-272-1188) 丸新組 (0761-46-1221)
④	主要地方道 小松鳥越鶴来線	石川土木 総合事務所 大日川ダム	小松市尾小屋町 ～ 白山市阿手町	7.1	120 70 —	190 90 —	260 110 110	無	530	無	石川土木総合 (076-272-1188) 丸新組 (0761-46-1221)
⑤	一般国道 4 1 6 号	福井県側との 連携による通 行止め (勝山観測所)	小松市新保町 ～ 県境	4.9	— — (60)	— — —	— — (110)	無	210	無	丸新組 (0761-46-1221) 奥越土木事務所 (0779-66-8131)

注)
福井県側基準

注)
福井県側基準

※ 孤立集落 新保町、花立町、丸山町



(6) 山地災害危険箇所

○山腹崩壊危険地区一覧表（民有林）

（出典：石川県農林水産部森林管理課 令和8年5月1日現在）

危険地区 番 号		位 置			公 共 施 設 等						危険地区の危険度	面 積		保 安 林 等
市 町 村	地 区	市 町	大 字	字	人家 50戸以上	49 〜 10戸	9 〜 5戸	4 戸以下	(道路を除く) 公共施設	道 路		調 査 地 区	危 険 地 区 (100点以上メッシュ)	
203	1	小松市	上八里町					1		県	C	12	7	
203	3	〃	遊泉寺町							他	B	31	23	保安林
203	6	〃	原町			48				国	A	2	1	
203	7	〃	嵐町							国	B	4	4	
203	8	〃	中ノ峠町			35				国	B	2	2	
203	9	〃	中ノ峠町			35				国	A	2	1	保安林
203	10	〃	中ノ峠町			20				国	A	4	3	
203	11	〃	中ノ峠町							国	B	1	1	
203	12	〃	岩上町			24				国	B	1	1	保安林
203	13	〃	西俣町	鳥越			8			他	A	2	2	
203	14	〃	滝ヶ原町	下						他	C	4	1	
203	15	〃	滝ヶ原町	三ッ屋		34				他	A	3	3	
203	16	〃	滝ヶ原町	牧		11				他	A	2	1	
203	17	〃	西俣町	上杉			5			他	A	4	4	
203	18	〃	尾小屋町	長原			6			国	A	4	2	保安林
203	20	〃	尾小屋町	岩底谷						他	B	92	48	保安林
203	21	〃	大杉町	下大杉						県	B	68	6	
203	22	〃	大杉町	下大杉		31				県	B	6	6	保安林
203	24	〃	西俣町	動又						他	B	1	1	保安林
203	25	〃	西俣町	動又						他	B	2	2	保安林
203	26	〃	大杉町	大杉上				4		他	B	3	3	
203	27	〃	大杉町	大杉上						県	B	8	8	保安林
203	28	〃	丸山町					1		他	C	1	1	保安林
203	29	〃	丸山町			29				国	A	9	6	保安林
203	30	〃	丸山町							国	B	26	22	保安林
203	31	〃	花立町							他	B	7	4	
203	33	〃	新保町					3		国	B	5	3	保安林
203	34	〃	西俣町				8			他	A	3	3	
203	35	〃	中ノ峠町				9			国	A	6	6	
203	36	〃	池城町			19				県	A	4	2	
203	37	〃	西俣町			26				他	A	5	5	
203	38	〃	江指町					3		国	C	1	1	
203	39	〃	波佐谷町			10				県	B	1	1	
203	40	〃	光谷町							他	C	3	1	保安林
203	41	〃	西俣町	熊野		19				他	A	4	2	保安林
203	42	〃	菩提町							他	C	2	1	保安林
203	43	〃	打木町	3-3 外						他	B	12	8	
203	44	〃	岩上町			14				国	B	1	1	保安林

○地すべり危険地区一覧表（民有林）

（出典：石川県農林水産部森林管理課 令和8年5月1日現在）

危険地区番号		位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
市町村	地区	市町	大字	字	人家50戸以上	49戸以下	9戸以下	4戸以下	(道路を除く)公共施設	道路			
203	1	小松市	丸山町				7			国	A	103.0	水かん
203	2	〃	花立町				9			国	A	134.0	水かん
203	3	〃	新保町							国	B	120.0	なだれ
203	4	〃	新保町				7			国	A	53.0	なだれ
203	6	〃	上麦口町			26				県	A	8.0	
203	7	〃	光谷町							県	C	11.0	水かん

○崩壊土砂流出危険地区一覧表（民有林）

（出典：石川県農林水産部森林管理課 令和8年5月1日現在）

危険地区番号		位置			公共施設等						危険地区の危険度	面積(ha)	保安林等
市町村	地区	市町	大字	字	人家50戸以上	49戸以下	9戸以下	4戸以下	(道路を除く)公共施設	道路			
203	1	小松市	鶴川町		264				2	国	B	0.07	
203	2	〃	原町							国	A	0.31	
203	3	〃	上麦口町				9			国	B	0.85	
203	4	〃	中ノ峠町	2号		26				国	A	0.41	
203	6	〃	中ノ峠町	1号		23				国	A	0.15	
203	7	〃	松岡町				9			県	C	0.22	
203	8	〃	岩上町							国	B	1.01	
203	9	〃	馬場町				5			他	C	2.4	
203	10	〃	菩提町		63					県	B	0.1	
203	11	〃	三ツ屋		61				1	県	A	0.5	
203	12	〃	赤瀬町	1号						他	C	0.79	
203	13	〃	赤瀬町	2号						県	C	0.04	保安林
203	14	〃	西俣町	茗ヶ谷			8			他	C	0.54	保安林
203	15	〃	西俣町	茗ヶ谷2号			7			他	B	0.37	
203	16	〃	西俣町	上杉1号		19				他	B	0.68	
203	17	〃	西俣町	上杉2号		17				他	A	0.83	
203	18	〃	尾小屋町	1号			5			国	C	0.21	保安林
203	19	〃	尾小屋町	2号		19				国	B	0.11	保安林
203	20	〃	尾小屋町	3号		27				国	B	0.19	保安林
203	21	〃	尾小屋町	4号		13				国	B	0.17	保安林
203	22	〃	尾小屋町	5号		13				国	A	1.11	保安林
203	23	〃	尾小屋町	6号			7			国	C	0.47	保安林
203	24	〃	尾小屋町	7号			7			国	B	1.08	
203	25	〃	三ツ屋町	三ツ屋2号		14				他	A	2.16	保安林

危険地区番 号		位 置			公 共 施 設 等						危険地区の危険度	面積 (ha)	保 安 林 等
市 町 村	地 区	市 町	大 字	字	人 家 50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	(道路を除く) 公共施設	道 路			
203	26	〃	大杉町	下大杉 1 号						県	C	1.19	保安林
203	27	〃	大杉町	下大杉 2 号						他	B	0.62	保安林
203	28	〃	大杉町	下大杉 3 号		30				県	A	1.24	保安林
203	29	〃	大杉町	下大杉 4 号		42				県	B	0.28	保安林
203	30	〃	大杉町	下大杉 5 号		47				県	B	0.32	保安林
203	31	〃	赤瀬町	3 号						県	C	0.12	保安林
203	33	〃	西俣町	動又 1 号						他	C	0.27	保安林
203	34	〃	西俣町	動又 2 号						他	C	0.59	保安林
203	35	〃	西俣町	動又 3 号						他	C	0.19	保安林
203	36	〃	西俣町	動又 4 号						他	C	0.14	保安林
203	37	〃	西俣町	須ヶ谷 1 号						他	C	0.19	保安林
203	38	〃	西俣町	須ヶ谷 2 号						他	B	0.31	保安林
203	39	〃	大杉町	大杉上		19				県	B	0.39	
203	40	〃	大杉町	大杉上 2 号						県	C	3.17	保安林
203	41	〃	大杉町	大杉中 1 号 1 号		20				県	A	1.67	保安林
203	42	〃	大杉町	大杉本						他	C	2.12	保安林
203	43	〃	大杉町	大杉上 3 号						県	B	1.02	保安林
203	44	〃	大杉町	大杉上 4 号						県	C	1.49	保安林
203	45	〃	大杉町	大杉上 5 号						県	C	1.07	保安林
203	46	〃	丸山町				5			国	C	0.2	保安林
203	47	〃	花立町							国	C	1.24	保安林
203	48	〃	新保町					1		国	B	2.72	保安林
203	49	〃	波佐谷町		71				1	県	B	0.14	保安林
203	50	〃	大杉町			45				県	B	0.25	保安林
203	51	〃	中ノ峠町	4 号			6			国	C	0.17	
203	52	〃	尾小屋町	長原				2		国	C	0.35	
203	53	〃	波佐羅町							県	C	0.51	保安林
203	54	〃	大杉町	大杉中町	72					県	A	0.62	保安林
203	55	〃	大杉町	大杉本町						他	C	4.31	保安林
203	56	〃	大杉町	大杉上町						他	B	3.96	保安林
203	59	〃	中ノ峠町	寺床		35				国	B	3.08	
203	60	〃	西俣町							他	C	0.59	保安林
203	61	〃	西俣町	2 号				1		他	C	0.76	保安林

危険地区 番号		位 置			公 共 施 設 等						危険地区の危険度	面積 (ha)	保 安 林 等
市 町 村	地 区	市 町	大 字	字	人家 50戸以上	49 ～ 10戸	9 ～ 5戸	4戸以下	(道路を除く) 公共施設	道 路			
203	62	〃	中ノ峠町	4号		34				国	B	0.32	保安林
203	63	〃	大杉町			43				県	B	0.16	保安林
203	64	〃	光谷町							他	C	0.82	保安林
203	65	〃	大杉町	下大杉		42				県	B	0.17	保安林
203	66	〃	西俣町	須ヶ谷						他	C	0.55	保安林
203	67	〃	大杉町	下大杉 6号		47				県	A	0.6	保安林
203	68	〃	丸山町	ブドウ原						国	B	1.4	保安林
203	69	〃	津江町							他	B	9.84	保安林
203	70	〃	波佐羅町			34				国	A	4.2	
203	71	〃	波佐羅町							県	C	1.32	保安林

7 要配慮者利用施設一覧

(1) 浸水想定区域内(168施設)

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川(国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場潟	日用川・栗津川	「内水」
1	介護老人保健施設 さくら園、さくら 園デイケア	園町ホ 35	○										○
2	デイサービスその まちサロン	園町ホ 126- 1	○										○
3	長寿の別荘そのま ち	園町ホ 172- 1	○										○
4	アリス上小松、 上小松クリニック (デイケア)、リハ ビリ長寿～上小松 道場～、グループ ホーム長寿上小松	上小松町丙 41-1	○										○
5	リハビリ長寿～稚 松道場～	松任町 115- 3	○										
6	グループホームい きいき長寿	梯町ト 1-6	○	○	○								○
7	長寿 365 かけはし	梯町ト 50	○	○	○								○
8	松寿園(養護、特 養)、デイサービス センター松寿園、 グループホームそ よ風	向本折町ホ 31	○				○						○
9	明峰の里、デイサ ービスセンター菜 の花	蛭川町西 103-1	○	○	○								○
10	デイサービスセン ターここ・から	城北町 258		○									
11	グループホームと も、デイサービス とも	野田町丙 110-1	○	○	○	○							○

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川(県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 湯	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
12	陽だまりハウス、 デイサービス陽だ まり	吉竹町4丁目403	○										○
13	老人保健施設まだ ら園、まだら園デ イケア	北浅井町リ 125-1	○				○				○		○
14	グループホームま だら園	福乃宮町2- 97	○				○				○		○
15	みたに通所リハビ リテーション、看 護小規模多機能い ちえんそう	北浅井町ハ 77	○				○				○		○
16	さわらび、さわら びデイサービス	北浅井町と 67	○				○				○		○
17	ウエルネスおきま ち、シティライフ こまつ	沖町480	○				○						○
18	J Aきらら千代指 定通所事業所	千代町丁1- 1	○	○	○	○							○
19	グループホーム自 生園ひらんで	平面町ト26	○	○	○								
20	特別養護老人ホー ムめぐみの里、デ イサービスセンタ ーめぐみの里	平面町ヘ 133-1	○	○	○	○							○
21	小規模多機能ひと つはりの家	一針町リ 62-24	○	○	○	○							○
22	小規模多機能もと おりの家	本折町119- 7	○										
23	グループホーム陽 らら	西町134	○										
24	まそらデイサービ ス	西町85	○										○
25	芦城クリニック 健康スタジオ	土居原町 175	○										○

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川 (国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場潟	日用川・粟津川	〔内水〕
26	おれんじハウス	園町ニ 155-1	○										○
27	ツクイ小松大領中	大領中町 2 丁目 120	○										○
28	介護老人保健施設 レイクサイド木場	三谷町そ 80	○								○		
29	小松みなみ診療所	下粟津町み 1	○									○	○
30	まんだら	福乃宮町 2 丁目 95	○				○				○		○
31	デイサービス ほ っと今江	今江町 7 丁 目 18-1	○										
32	たるる 北浅井	北浅井町舟 津 26	○				○				○		
33	松陽 咲の樹	大領中町 3-109	○				○				○		○
34	長寿の別荘 いま え	今江町 2 丁 目 414	○										○
35	特別養護老人ホーム みゆきの郷、デ イサービスみゆき の郷	松崎町赤場 1-1						○					○
36	JA きらら指定通所 介護事業所	長谷町 50-5							○				
37	愛らんど萌寿、愛 らんど萌寿デイス ャービスセンター	波佐谷町東 64							○				
38	自生園為楽庵	粟津町カ 8-5										○	○
39	あうとかむホーム	吉竹町 3-211	○										○
40	ウエルネスかねの	金平町ラ 100-1							○				
41	うちくる小松市民 病院前	育成町 222	○				○						○

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川 (国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場湯	日用川・栗津川	〔内水〕
42	うちくる小松松陽中学校前	大領町ロ 15	○				○				○		○
43	グループホームあ たかの郷	安宅町ル 1- 29		○									○
44	あたかの郷	安宅町ル 1- 28		○									○
45	ウェルネスふらま	千代町と 100-1	○										
46	デイサービスサン タの家やわた	八幡癸 141- 5											○
47	せーさん家	吉竹町わ 2	○										○
48	グループホームさ とやま	西軽海町一 丁目 47											○
49	松寿園デイサービ スセンターやざき	小矢崎町甲 52											○
50	グループホームや たの	矢田野町イ 8											○
51	第二松寿園、デイ サービスセンター 第二松寿園	月津町ヲ 95											○
52	デイサービスサン タの家	額見町ら 3- 1											○
53	デイサービス STB フィットネス小松 店	浮城町 146	○										
54	CO-WORK YATANO、 WORK LABO YATANO(矢田野ファ クトリー)	矢田野町ミ 30											○
55	ひまわり工房、 Roots	園町ハ 36-1 小松織物会 館 1 階	○										○
56	いおり	今江町 5 丁 目 258-1	○										

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川(県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 潟	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
57	まままんま工房、 ふう	大島町乙 77	○	○	○								○
58	やまとと やまと とプラス	小松市串町 35-17											○
59	三草二木 西圓寺	野田町丁 68	○	○	○								
60	小松 18Work(美川 23Work)	土居原町 13-18	○										○
61	サービスセンター あしだ	芦田町 2-7 -1	○										
62	松寿園ドレミ	向本折町ニ 32-2	○				○						○
63	障害者活動センタ ーゆるり	今江町 5- 128	○								○		
64	就労支援センター つばさ	北浅井町リ 123	○				○				○		○
65	愛ラボキッチン	今江町 7 丁 目 416-4											○
66	リハスワーク小松	清六町 315 イオンモー ル新小松 1037 区画	○								○		○
67	一番星 ぴかつ兎	井口町ほ 39										○	
68	小松療育園、とら い、らいふ、ぴう ぱ、たいむ、和こ う	瀬領町丁 1- 2							○				
69	地域活動センター くろゆり (ハレ マ)	不動島町甲 22	○				○						○
70	グループホーム錦	向本折町ハ 1 1	○				○						○
71	グループホーム本 折	本折町 123	○										

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川 (国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場湯	日用川・栗津川	〔内水〕
72	シェアハウス松陽	大領町ロ 234	○								○		
73	シェアハウス大領	大領町ロ 236	○								○		
74	苗代ハイム	大領町ロ 237-3	○								○		○
75	三湖台ハイム	大領町ロ 238-2	○								○		○
76	ふれあい八汐 2 号館	大領町ハ 5 - 7	○								○		○
77	グループホームし らさぎ、なごみ	北浅井町り 123	○				○				○		○
78	第二ファミリーホ ーム	矢田野町ホ 131											○
79	ファミリーホー ム、第三ファミリ ィホーム、ディア ログ春日	小松市矢田 野町ヲ 50											○
80	パークサイドハイ ツ	小松市矢田 野町ワ 1-28											○
81	Grace	あけぼの町 12	○	○	○	○							○
82	サービスセンター いとまち	糸町 2-12	○										
83	放課後等デイサー ビス エンジェル	白江町り 33-1	○										○
84	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス Zikka	八幡甲 47 - 1	○										
85	MIRAI 小松	小松市串町 丙 7-2											○
86	3 ピース小松	小松市串町 丙 7-3											○
87	MIRAI KODOU	小松市串町 丙 6-2											○

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川(県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 潟	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
88	児童発達支援・放課後等デイサービス にじいろ	今江町 1 丁目 328-1	○										○
89	ゆるりの家	今江町 1 丁目 164-1	○				○						○
90	株式会社ライフライン	小松市矢田野町ト 18											○
91	大和こども園	大和町 102	○										○
92	あたか認定こども園	安宅町ヨ 132		○	○								○
93	せんだいこども園	千代町甲 8-1	○	○	○	○							○
94	こばと第 2 こども園	上小松町乙 45	○										
95	今江こども園	今江町 5-750											○
96	あおば保育園	沖町 484	○				○						○
97	河田保育園	河田町子 101	○	○		○							○
98	松陽こども園	大領中町 1 丁目 171	○				○						○
99	木場こども園	木場町ハ 46											○
100	矢田野こども園	下栗津町サ 1											○
101	ひかりっこ	川辺町 1-61	○	○	○	○							○
102	のしろこども園	北浅井町 1 号 25	○				○				○		○
103	あらやこども園	荒屋町丁 20-1	○	○	○								○
104	中海こども園	軽海町ノ 1 6-4	○										○
105	ちこう	細工町 30	○										○

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川 (県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 湯	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
106	犬丸こども園	松梨町乙 125-1	○	○	○								○
107	白江こども未来園	白江町タ 110-1	○										○
108	御幸保育園	串町北 328						○					○
109	白嶺幼稚園	島町ニ 2	○								○	○	
110	白楊幼稚園	小馬出町 1 3 1	○										○
111	聖テレジア幼稚園	浜田町ロ 4 2-2	○										
112	聖愛幼稚園	本町 3 丁目 1 3-1	○				○						○
113	なかよし幼稚園	大領町そ 1 6-2	○				○				○		○
114	こばと保育園	上小松町乙 6 2	○										○
115	小松大谷幼稚園	丸の内町 1 丁目 5 4- 3	○										○
116	松東こども園	江指町乙 58							○				
117	イオンゆめみらい こども園	清六町 315 イオンモー ル新小松 1F	○								○		○
118	国民健康保険小松 市民病院	向本折町ホ 60	○										○
119	特定医療法人社団 勝木会 やわたメ ディカルセンター	八幡イ 12-7											○
120	医療法人社団澄鈴 会 栗津神経サナト リウム	矢田野町ヲ 88											○
121	医療法人社団岡本 会 岡本病院	小馬出町 1 3	○										

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川(県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 潟	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
122	小松ソフィア病院	沖町478	○				○						○
123	東病院	大領中町3 -121	○				○				○		
124	医療法人社団さくら会 森田病院	園町ホ99 -1	○										○
125	おかやま眼科医院	沖町ソ10 8	○										○
126	医療法人社団 田谷会 田谷泌尿器科医院	園町ニ29 -1	○										○
127	川北レイクサイドクリニック	今江町に4 1	○				○				○		○
128	眼科わじま医院	幸町3丁目 67	○										○
129	湯浅医院	旭町95	○										
130	恵愛みらいクリニック	光町1-1	○										○
131	永遠幸レディースクリニック	小島町ル5 0-1	○	○	○								○
132	あらきクリニック	若杉町95	○										
133	小松市立芦城小学校	西町25	○										○
134	小松市立稚松小学校	殿町二丁目 7	○										○
135	小松市立安宅小学校	安宅町安宅 林5											○
136	小松市立犬丸小学校	犬丸町甲61	○	○	○								○
137	小松市立荒屋小学校	荒屋町ほ1	○	○	○								○
138	小松市立第一小学校	白江町ハ 73-1	○										○
139	小松市立苗代小学校	北浅井町ヌ 16-1	○				○				○		○

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川(県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 湯	日 用 川 ・ 粟 津 川	〔内水〕
140	小松市立向本折小学校	向本折町寅 188	○										○
141	小松市立能美小学校	能美町ソ 51	○	○	○	○							
142	小松市立木場小学校	木場町わ 1											○
143	小松市立矢田野小学校	下粟津町ク 101-1											○
144	小松市立国府小学校	河田町丁 40-1											○
145	小松市立芦城中学校	芦田町二丁 目 69	○										○
146	小松市立丸内中学校	小寺町甲 27	○										○
147	小松市立松陽中学校	大領町イ 103	○				○				○		○
148	小松市立御幸中学校	村松町 50						○					○
149	小松市立板津中学校	松梨町丙 8	○	○	○								
150	小松市立松東みどり学園	小松市江指 町丙 30							○				
151	小松市立南部中学校	島町ヌ 43											○
152	小松市立中海中学校	軽海町 2-4- 1											○
153	小松市立安宅中学校	安宅町安宅 林 4-112											○
154	小松特別支援学校	金平町丁 76							○				
155	小松瀬領特別支援学校	瀬領町丁 138-1							○				
156	芦城児童クラブ 1・2・3	西町 25 (芦 城小内)	○										○

No.	施設の名称	施設の 所在地	梯 川 (国)	手 取 川	八 丁 川	鍋 谷 川	前 川	新 堀 川 ・ 動 橋 川	光 谷 川 ・ 西 俣 川	梯 川 (県) ・ 郷 谷 川 ・	木 場 潟	日 用 川 ・ 栗 津 川	〔内水〕
157	稚松児童クラブ 1・2	殿町 2-7 (稚松小 内)	○										○
158	安宅児童クラブ	安宅町ヨ 132(安宅子 育てセンタ ー)		○									
159	安宅・牧児童クラ ブ	下牧町二 34 西部児童セ ンター内											○
160	犬丸児童クラブ	蛭川町西 15-1(犬丸子 育てセンタ ー)	○	○	○								○
161	荒屋児童クラブ	荒屋町丁 42-2(荒屋子 育てセンタ ー)	○	○	○								○
162	第一児童クラブ 1・2	白江町ハ 73-1(第一 小内)	○										○
163	第一児童クラブ 3	糸町 4- 18(第一子育 てセンター)	○										○
164	苗代児童クラブ 1・2・3・4	北浅井町壱 号 90-1(の しろ児童館 内)	○				○				○		○
165	向本折児童クラブ	向本折町カ 67-1(向本折 子育てセン ター)	○										○
166	能美児童クラブ	能美町ソ 51 (能美小 内)	○	○	○	○							

No.	施設の名称	施設の所在地	梯川 (国)	手取川	八丁川	鍋谷川	前川	新堀川・動橋川	光谷川・西俣川	梯川(県)・郷谷川・	木場潟	日用川・栗津川	〔内水〕
167	松東児童クラブ	江指町丙 30 (松東みどり学園内)							○				
168	国府児童クラブ 1・2	河田町丁 40-1 国府 子育てセンター											○

(2) 土砂災害(特別)警戒区域内(11施設)

No.	施設名	所在地	警戒番号	区域名
1	ウエルネスかねの	金平町ラ 100-1	392	金野 1 号
2	うめの木学園、支援センターうめの木	金平町ヌ 84	10075	ジロミゾウ谷
3	小松陽光苑就労継続支援(B型)ひまわり、小松陽光苑、障害福祉サービスセンターひかり	瀬領町ヨ 288	10099	宮谷
4	小松療育園、とらい、らいふ、ぴうば、たいむ、和こう(小松こども医療福祉センター)	瀬領町丁 1-2	10099	宮谷
5	小松市立今江小学校	今江町 6-167	121240	今江
6	小松市立栗津小学校	井口町チ 24	121170	井口 1 号
7	小松特別支援学校	金平町丁 76	390	麻島
8	小松瀬領特別支援学校	瀬領町丁 138-1	10099	宮谷
9	栗津児童クラブ	井口町チ 24 (栗津小内)	121170	井口 1 号
10	今江児童クラブ	今江町 6-167 (今江小内)	121240	今江
11	ワークセンターうめの木(児童デイサービスセンターたんぽぽ)	金平町リ 148	10078	小谷

8 避難所等

(1) 指定避難所

No.	中学校下	小学校下・地区	施設名称	所在地	拠点	開設対象災害				海拔 (m)	収容人員 (人)	
						洪水	梯川 初期	土砂 災害	地震・他		2.0 m ²	3.5 m ²
1	丸内	稚松	稚松小学校	殿町 2-7					○	2.5	1,017	581
2			丸内中学校	小寺町甲 27					○	2.1	1,087	621
3			小松高校	丸内町二ノ丸 15	○	○	○		○	2.8	1,213	693
4		第一	第一小学校	白江町ハ 73-1	○	○	○		○	3.4	1,105	631
5	芦城	第一	小松市立高校	八幡ト 1					○	6.6	1,332	761
6			小松工業高校	打越町丙 67		○	○		○	3.3	1,101	629
7		芦城	芦城小学校	西町 25					○	2.1	1,262	721
8			芦城中学校	芦田町 2-69					○	2.1	1,163	664
9			末広体育館	末広町 72	○	○	○		○	1.8	927	530
10			武道館	桜木町 104-3		○	○		○	1.7	1,388	793
11			小松総合体育館	下牧町 69					○	1.1	1,099	628
12			芦城センター	相生町 11					○	1.8	454	259
13		安宅	安宅小学校	安宅町安宅林 5		○			○	2.6	424	242
14			安宅中学校	安宅町安宅林 4-112	○	○			○	2.4	522	298
15			西部地区体育館	安宅町安宅林 4-112					○	2.5	434	248
16	板津	犬丸	犬丸小学校	犬丸町甲 61		○			○	3.1	548	313
17			板津中学校	松梨町丙 8	○	○	○		○	3.3	1,121	640
18			小松市民センター	大島町丙 42-3	○	○	○		○	3.3	717	409
19		荒屋	板津地区体育館	長田町ル 146					○	3.7	349	199
20			荒屋小学校	荒屋町ほ 1		○	○		○	4.8	454	259
21		能美	能美小学校	能美町ソ 51		○	○		○	3.7	817	467
22			小松明峰高校	平面町ヘ 72		○	○		○	3.7	1,436	820
23	松陽	苗代	苗代小学校	北浅井町ヌ 16-1	○	○	○		○	2.1	1,125	643
24	※向本折の一部は芦城	蓮代寺	蓮代寺小学校	蓮代寺町ハ丙 16		○	○	○	○	12.0	438	250
25		向本折	向本折小学校	向本折町寅 188					○	2.3	479	274
26			松陽地区体育館	大領町な 66					○	2.0	533	305
27			松陽中学校	大領町イ 103					○	1.8	1,013	579
28		今江	今江小学校	今江町六丁目 167	○	○	○	○	○	12.7	495	283

梯川初期 … 梯川（河口から上流 12.2km 地点までの区間）、前川、八丁川及び鍋谷川の氾濫を想定し初期に開設する指定避難所

No.	中学校下 ・地区	施設名称	所在地	拠点	開設対象災害				海拔 (m)	収容人員 (人)	
					洪水	梯川 初期	土砂 災害	地震 ・他		2.0 m ²	3.5 m ²
29	御幸	串	串小学校	串町乙 1-1	○	○	○	○	4.5	871	497
30			御幸中学校	村松町 50				○	1.7	1,218	696
31			御幸地区体育館	村松町丙 67				○	1.6	376	215
32		日末	日末小学校	日末町ニ 52		○		○	3.2	614	351
33	国府	国府	国府小学校	河田町丁 40-1	○	○	○	○	15.6	476	272
34			国府中学校	小野町己 152-2		○	○	○	11.7	465	265
35	中海	中海	中海小学校	中海町山林ニ 8-1		○	○	○	29.0	466	266
36			中海中学校	軽海町式号 4-1	○	○	○	○	28.2	549	313
37		東陵	東陵小学校	西軽海町一丁目 41		○	○	○	13.2	383	219
38			小松商業高校	希望丘 10		○	○	○	14.9	805	460
39	松東	金野	松東みどり学園	江指町丙 30	○	○	○	○	29.1	483	276
40		西尾	旧西尾小学校	観音下町口 48		○	○	○	76.1	245	140
41		波佐谷	里山自然学校大杉みどりの里	大杉町イ 98				○	148.8	198	113
42			ふれあい松東	長谷町 49		○	○	○	32.7	323	184
43			小松瀬領特別支援学校	瀬領町丁 138-1				○	49.9	168	96
44	南部	符津	符津小学校	符津町ハ 100				○	4.2	535	306
45			南部中学校	島町ヌ 43	○	○		○	9.4	1,600	914
46			小松サン・アビリティーズ	符津町念仏ケ 2-7				○	9.5	503	287
47			いしかわ子ども交流センター小松館	符津町念仏 3-1				○	9.0	518	296
48		栗津	小松大谷高校	津波倉町チ 1		○	○	○	16.0	1,121	640
49		那谷	那谷小学校	那谷町ユ 54-1		○	○	○	33.4	548	313
50			里山自然学校こまつ滝ヶ原	滝ヶ原町ウ 20		○	○	○	50.2	97	55
51		矢田野	矢田野小学校	下栗津町ク 101-1		○	○	○	10.5	609	348
52			こまつドーム	林町ほ 5	○	○	○	○	10.3	316	181
53		月津	月津小学校	月津町ユ 113		○	○	○	11.9	572	327

梯川初期 … 梯川（河口から上流 12.2km 地点までの区間）、前川、八丁川及び鍋谷川の氾濫を想定し初期に開設する指定避難所

(2) 指定緊急避難場所

No.	地区等	名称	所在地	対象とする 異常な現象の種類	収容人員		海拔 (m)
					屋内	屋外	
1	稚松	芦城公園	丸の内公園町 19	地震	—	20,500	3.0
2		アル・プラザ小松 (立体駐車場部分)	園町ハ 23-1	洪水 ^車	1,000		2.5
3	芦城	市民公園	土居原町 711	地震	—	1,340	2.5
4		小松運動公園	末広町 2	地震	—	78,500	2.3
5		こまつアズスクエア (公立小松大学部分)	土居原町 10-10	洪水	600		2.8
6		小松駅前立体駐車場	土居原町 600	洪水 ^車	300		2.7
7		小松駅西立体駐車場十八番 (おはこ)	土居原町 740	洪水 ^車	600		2.4
8	安宅	特別養護老人ホームあた かの郷	安宅町ル 1-28	津波	730	—	4.3
9		ケアハウスファミール	安宅町ル 1-8	津波	850	—	4.8
10		市営木曽町住宅	安宅町甲 10	津波	1,000	—	2.6
11	牧	ルートイングランティア小松 エアポート	長崎町 4-116-1	津波	840	—	1.3
12		小松空港 北陸エアター ミナルビル	浮柳町ヨ 50	津波	700	—	4.4
13		北陸自動車道緊急避難施 設	草野町地内	津波	—	80	2.6
14	第一	国土交通省小松除雪ステ ーション駐車場	八幡へ之部	洪水 ^車	—	100	25.6
15	能美	イオン小松店 (屋上駐車 場部分)	平面町ア 69	洪水 ^車	—	6,000	3.4
16	苗代	イオンモール新小松 (屋 外駐車場部分)	清六町 315	洪水 ^車	—	1,200	2.1
17	蓮代寺	木場潟公園	三谷町ら之部 58	地震	—	35,000	3.5
18	今江	今江ふれあい公園	今江町一丁目 542	地震	—	2,700	2.9
19	国府	国府台中央公園	国府台四丁目 157	地震	—	7,500	41.3
20		株式会社小松電業所 本社第 3 工場駐車場	国府台五丁目 32-1	洪水 ^車	—	600	38.8
21	東陵	軽海中央公園	西軽海町四丁目 99	地震	—	7,500	16.7
22		東部消防防災ステーショ ン	西軽海町二丁目 204-14	地震、洪水 ^車	—	1,400	28.5
23	符津	南部児童公園	矢田野町ワ 1-1	地震	—	550	10.1
24		栗津公園	符津町念仏 3-1	地震	—	12,000	8.8
25	栗津	栗津おっしょべ公園	栗津町ル 6-1	地震	—	3,700	16.9
26		小松大谷高等学校	津波倉町チ 1	地震、洪水	700	700	11.4
27	矢田野	さわ池ふれあいパーク	下栗津町コ 55-8	地震	—	10,630	6.3
28		こまつドーム第 1 駐車場	林町ほ 5	洪水 ^車	—	484	10.5

^車 洪水時に車で避難が可能な指定緊急避難場所

(3) 指定福祉避難所

No.	地区	名称	所在地	避難者等の特定 ※	海拔 (m)
1	矢田野	矢田野ファクトリー	矢田野町ミ 30	○	6.8
2	月津	こども通所センターふれんど	月津町ヲ 94-10	○	8.3
3	犬丸	株式会社 sprout	大島町乙 77	○	2.8

※ 受け入れる避難者等をあらかじめ特定する指定福祉避難所

(4) 福祉避難所

No.	地区	機能 区分	名称	所在地	収容人員	海拔 (m)
1	向本折	強化	松寿園	向本折町ホ 31	100	1.5
2	月津	強化	第二松寿園	月津町ヲ 95	50	8.1
3	矢田野		自生園	上荒屋町ソ 4-10	50	31.6
4	安宅		あたかの郷	安宅町ル 1-28	25	1.3
5	能美		めぐみの里	平面町へ 133-1	20	3.1
6	串		みゆきの郷	松崎町赤場 1-1	50	1.7
7	犬丸	強化	明峰の里	蛭川町西 103-1	50	2.9
8	苗代		まだら園	北浅井町リ 125-1	10	2.1
9	中海		グリーン・ポート小松	岩渕町 46-2	50	28.1
10	蓮代寺		レイクサイド木場	三谷町そ 80	50	4.1
11	稚松		さくら園	園町ホ 35	30	2.1
12	金野		うめの木学園	金平町ヌ 84	20	41.0
13	波佐谷	強化	小松陽光苑	瀬領町ヨ 288	30	54.0
14			愛らんど萌寿	波佐谷町東 64	50	40.4

機能強化避難所 4

(5) 自主避難所

①

No.	地区	名称	所在地	収容人員	海拔 (m)
1	芦城	芦城センター	相生町 11	259	1. 8
2	第一	第一地区コミュニティセンター	白江町ツ 108-1	57	3. 8
3	符津	南部公民館	島町ヌ 43	185	9. 4
4	犬丸	小松市民センター	大島町丙 42-3	409	3. 3
5	苗代	のしろ児童館	北浅井町壱号 90-1	39	1. 5

②土砂災害

No.	地区	名称	所在地	収容人員	海拔 (m)
1	国府	国府小学校	河田町丁 40-1	272	15. 6
2	中海	中海小学校	中海町山林ニ 8-1	266	29. 0
3	金野	松東みどり学園	江指町丙 30	276	29. 1
4	矢田野	こまつドーム（駐車場も含む）	林町ほ 5	181	10. 3

(6) 予備避難所

No.	地区	名称	所在地	収容人員	海拔 (m)
1	稚松	北部地区体育館	大川町 2-12	243	2. 4
2	芦城	サイエンスヒルズこまつ	こまつの杜 2	193	1. 9
3	国府	国府地区体育館	河田町ヌ 18	216	5. 9
4	中海	中海地区体育館	軽海町貳号 1-4	211	28. 3
5	金野	旧金野小学校	大野町子 43	221	25. 4
6	西尾	西俣自然教室	西俣町ニ 301	104	125. 0
7	木場	木場小学校	木場町わ 1	192	9. 0
8	矢田野	南部地区児童体育館	矢田野町ホ 10	212	9. 4

9 各種様式

(1) 被災調査個票

年 月 日作成						
		調査員		部 課		
被 災 調 査 個 票						
町 内 会 名						
世 帯 主		住 所		小松市		
		氏 名				
被災状況	災 害 の 原 因		1. 風水害 2. 地震災害 3. その他			
	被 災 年 月 日		年 月 日			
	被 災 場 所		小松市			
	被 災 の 程 度		住宅被害	1. 全壊（焼） 4. 一部破損 2. 流出 5. 床上浸水（ cm） 3. 半壊（焼） 6. 床下浸水		
			人的被害	1. 死 亡 人 3. 重 傷 人 2. 行方不明 人 4. 軽 傷 人		
特記事項	世帯構成	氏 名		続 柄	年 令	備 考

(2) 義援金（品）領収（受領）書

義 援 金 領 収 書

No. _____

_____様

金額 ¥ _____

以上のとおり受領いたしました。

年 月 日

小松市災害対策本部

小松市長

義 援 品 受 領 書

No. _____

_____様

義援品名

品 名	数 量

以上のとおり受領いたしました。

年 月 日

小松市災害対策本部

小松市長

(3) 災害協力応援要請書

第 年 月 日

様

小松市長

災害協力応援要請書

災害時の相互応援に関する協定により、応援を次のとおり要請します。

① 災害の種別	
② 災害発生日時	
③ 災害発生場所	
④ 被害の状況	
⑤ 要請する資器材、物資の 品名・数量等、派遣職員の 職種及び人員	
⑥ 応援の主な活動	
⑦ 応援期間	自 年 月 日 至 年 月 日
⑧ 応援の実施場所	
⑨ その他	

(4) 自衛隊災害派遣要請

文 書 番 号

年 月 日

石 川 県 知 事 様

機関・職

氏 名

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

自衛隊法第83条に規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣の要請の理由

(1) 災害の種類 水 害 ・ 地 震 ・ 津 波 ・ 火 災 ・ 土砂崩れ
遭 難 ・ その他 ()

(2) 災害発生日時 年 月 日 時 分

(3) 場 所

(4) 被 害 状 況

(5) 要請する理由

2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域 石 川 県 小 松 市 町

(2) 活 動 内 容

4 その他参考事項

(1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

(4) 気象の概要

(5) その他

(5) 自衛隊撤収依頼書

文 書 番 号

年 月 日

石 川 県 知 事 様

機関・職

氏 名

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、
下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤 収 期 日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

(6) 速報及び被害状況等の報告様式

ア 人的被害（死者、行方不明者、負傷者）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	原 因	被害の 種 類	負傷の 程 度	被 害 者					備 考 (処置)
						住 所	氏 名	性別	年齢	職 業	

イ 住家被害（全壊、全焼、半壊、半焼、一部破損、床上浸水、床下浸水）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	原 因	棟数	被害の 種 類	対策 又は 状況	世 帯 主				世帯 人員	被害額 (千円)	備 考
							住 所	氏 名	年齢	職業			

ウ 非住家（公共建物・その他）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	施設名 又は所有 者名	種 類	原 因	棟数	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	備 考

エ 田（水稻）・畑

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	地 区	種 別	流失 (ha)	埋没 (ha)	冠水 (ha)	浸水 (ha)	倒状 (ha)	その他	作物被害額 (千円)	備 考

オ 文教施設・病院・社会福祉施設・清掃施設

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	場 所	施設名	原 因	被害の程度	対策又は状況	被害額 (千円)	公 立 別 私 立	備 考

カ 道路・橋りょう

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	路線及び 橋りょう名	場 所	種 別	被害の内容	発生 日時	被害額 (千円)	通行止等 の規制	迂 回 路		復旧見込	備 考
								有無	路線名		

キ 河川・海岸・港湾・砂防・空港

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	河川名等	位 置	種 別	被害の内容	発生日時	被害額 (千円)	復旧見込	備 考

ク 水 道

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	水道 事業名	断水 地域	発生 日時	断水状況		被 害 の 状 況						被害額 (千円)	応急対策	復旧見込	備 考
				戸数	人口	取水 施設	導水 施設	浄水 施設	送水 施設	配水 施設	給水 施設				
				戸	人										

ケ 下 水 道

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	下水道事業名 (公共、特環、流 域)	被災 位置	種 別 (管渠、処理場 等)	被害の 内 容	下水処理不能		被害額 (千円)	応急対策	復旧見込 時 期	備 考
					戸数	人口				
					戸	人				

コ 崖くずれ、地すべり、土石流

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	規 模	被害の内容	対 策	種 類	被害額 (千円)	備 考

サ 鉄 道

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	路線名	区 間	場 所	被害状況	規制等	復旧見込	備 考

シ 船 舶

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	船舶名	用途別	トン数	所 有 者		被害の程度	被害額 (千円)	備 考
				住 所	氏 名			

ス 電 話

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	不通区間又は地域	不通戸数	原 因	被害状況	不通回線数	復旧見込	備 考

セ 電気・ガス

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	原 因	停電又は供給不能地域	戸 数	被害の程度	復旧見込	対 策	備 考

ソ ブロック塀等

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	所有者・管理者氏名	個所数	被害の程度	被害額 (千円)	備 考

タ 火 災

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	発生 日時	発生場所	施 設 名	所有者又は 管理者氏名	種 別	火災の状況	被害額 (千円)	備 考

チ 避難情報

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	勧告・ 指示(緊急) 日時	避 難 所		世 帯 主				世帯 人員	避難の理由	備 考
		住 所	場所・施設名	住 所	氏 名	年齢	職 業			

ツ その他（農林水産業施設等）

(年 月 日 時 分報告)

市町村名	地 区	農 地		○ ○		○ ○		備 考
		面 積	被害額	面積又は箇所	被害額			

災害（事故）緊急報告書（第 報）

		報告日時		年 月 日 午前・午後 時 分
報告事項		報告者	所属	
			職・氏名	
			TEL	
発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
発生場所				
災害（事故）概要・対応状況等				
		受信者		防災対策課：

報告先：防災対策課

TEL. 076-225-1483

FAX. 076-225-1484

避難情報の発令状況

都道府県名 ()

(避難情報の発令状況)

[illegible]

※対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(7) 要請情報

要 請 情 報

災害名 (第 報)

災害種別	地震・水害・火災・その他
------	--------------

要請日時	年 月 日 時 分
主管部名	部
部長名	
担当者名	課

要 請 の 概 要	種 別	要 員 の 補 充 ・ 資 器 材 調 達 ・ 車 両 調 達 ・ 燃 料 調 達 広 報 依 頼 ・ 自 衛 隊 派 遣 要 請 その他 ()
	内 容	[要請先機関、団体名、職種、品名、広報分などのできるかぎり具体的に記入] ※ 別紙添付の場合は、その旨を記入のこと。
	数量・ 回数・ 又は人数	[種別、性別、品名別等に分けて記入]
	場 所	[集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入]
	そ の 他 必要事項	[留意点、携行品など特記事項を記入]
要 請 に 至 っ た 理 由	[措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況]	

(8) 発信用紙／受信用紙

紙 用 信 發

本部長	副部長	事務局長	本部事務局 担当班長	所管部長	起案者	本部長室 審議	庁内放送
						要・否 了	要・否 了
あて先							
件名							
年　月　日　時　分							
小松市災害対策本部発　第　　　号							
本文							
							発信済

小松市災害対策本部

紙 用 信 受

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名		事務局長	本部長室 審議	庁内放送
	電話	所属			要・否 了	要・否 了
あて先						
件名						
年 月 日 時 分						
小松市災害対策本部発 第 号						
本文						
本信に対する措置の概要						

(9) 車両・船艇・航空機調達請求書

車両・船艇・航空機調達請求書

年 月 日

本 部 事 務 局		部	
事 務 局	務 長	担 当	
		部 長	課 長

請 求 者 所 属 職 氏 名	印
使 用 日 時	自 時 分 月 日 至 時 分
使 用 目 的	応急対策用 待 機 用
引 渡 場 所	
車 (・ 舟 ・ 航 空 機) 種 及 び 数 量	
摘 要	

※注 目的が終了したとき、請求者は行政管理対策部（管財課）へ直ちに使用時間等を連絡すること。

(10) 防災ヘリコプター緊急運行要請書

消防防災航空隊緊急出動要請書

石川県運航責任補助者 様

要請団体機関名

代表者 職・氏名

電 話

F A X

1	発 信 者	所属（課）	職・氏名		
2	要 請 日 時	令和 年 月 日（ 曜日）	時	分	
3	災 害 種 別	☐ 火災 ☐ 救助 ☐ 救急 ☐ 自然災害			
4	要 請 内 容	☐ 火災 ☐ 救助 ☐ 救急 ☐ 捜索 ☐ 搬送			
5	発 生 場 所 目 標	場所 目標	N ° ' " E ° ' "		
6	発 生 日 時	令和 年 月 日（ 曜日）	時	分頃	
7	事故概要又は 災 害 概 要				
8	気 象 （災害現場）	天候 視界	風向 m	風速 （予警報：	m/s 警報、 気温 ℃ 注意報）
9	必 要 資 機 材				
10	出 場 先 離 着 陸 場	場 所 施設名（目標） 要請元病院名			
11	搬 送 先 離 着 陸 場	場 所 施設名（目標） 要請元病院名			
12	傷 病 者 等	住 所 氏 名 傷病名	生年月日 程 度	年 月 日 歳 ☐ 重症 ☐ 中等症 ☐ 軽症	男・女
13	現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名			
14	地 上 指 揮 者 コールサイン	氏 名 無線種別（統制波 ・ 主運用波）コールサイン			
15	他の航空機へ の 活 動 要 請				

* 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。

1	航空隊指揮者 コールサイン	職・氏名 無線種別（統制波 ・ 主運用波）コールサイン
2	到着予定時間	令和 年 月 日（ 曜日） 時 分頃
3	活動予定時間	時間 分
* その他の特記事項		受信者

(11) 医療救護班医療衛生材料使用簿

医療救護班医療衛生材料使用簿

小松市 No. /

救 護 所 名	地 区	医 師 氏 名	班 長	
			班 員	
		担 当 職 員 名		

医薬品衛生器材料品名	単 位	単 価	摘 要	受	払	残	備考
小 計 ・ 合 計							

- 注 1. 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。
 2. 摘要欄は、受入先及び払出先を記入する。
 3. 備考欄は、払高数量（使用量）に対する金額を記入する。
 4. 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(12) 医療品衛生材料受払簿

医療品衛生材料受払簿

小松市 No. _____ /

品 名		単位又は呼称				備 考
年 月 日	摘 要 欄	受	払	残	扱 者	
小計・合計						

- 注 1. 品名ごとに作成する。
2. 摘要欄は、購入先及び払出先等を記入する。
3. 備考欄は、購入金額及びその内訳を記入する。
4. 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(13) 病院診療所医療実施状況

病院診療所医療実施状況

市町村名：小松市 No. /

地 区	診 療 機 関 名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額
					入院	通院	入 院	通 院	
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
			月 日 ～ 月 日						円
計							点	点	円
	機関	人	—————		———	———			

- ※注 1. 地区ごとに記入する。
 2. 診療所ごとに記入する。
 3. 診療所区分欄は、該当欄に○印を記入する。

(14) 助産台帳

助 産 台 帳

小松市 No. _____ / _____

地 区 名		分 べ ん の 日 時	助産機関 の 名 称	分べん期間	金 額	連 絡 先
氏 名	住 所					
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
	小松市	月 日		月 日 ～ 月 日		
小 計		—	—	—		—
合 計	人	—	—	—		—

- ※注 1. 「分べん期間」欄は、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
 2. 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(15) 行方不明者等受付簿 (A 5)

行方不明者等受付簿

種別	1. 行方不明 2. 身元不明 3. 遺体引受人 4. その他						受付 番号	
	の遺体 のない遺体							
氏名		性別		年齢		受付者 氏名		
本籍							届出人 (氏名)	
現住所							(住所)	
遺体現場							(電話)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)								

行方不明者等受付簿

種別	1. 行方不明 2. 身元不明 3. 遺体引受人 4. その他						受付 番号	
	の遺体 のない遺体							
氏名		性別		年齢		受付者 氏名		
本籍							届出人 (氏名)	
現住所							(住所)	
遺体現場							(電話)	
識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等)								

(16) 遺体調書関係

遺 体 調 書

		番 号			
搜索収容者	代表者 搜索収容班 第 班 氏 名				
遺体種別	1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他				
遺体発見 日 時	年 月 日 時 分				
遺体発見 場 所					
遺 体 の 身 元	本 籍				
	現住所				
	氏 名	身元不明 者の符号	性別	男 女	年 齢 歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）				
遺 族 そ の 他 の 関 係 者	現住所	(電話)			
	氏 名	(死亡者との続柄)			
	遺体の 引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)			
	遺骨の 引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)			
見分日時 (検視)	月 日 時 分	見 分 者 (検視)			
検案日時	月 日 時 分	検案医師			
火葬許可 証交付日	年 月 日	遺体発見現場の概略図			
火 葬 日	年 月 日				
所持品の処理：					
備 考：					

※注 写真は裏面にはりつけて下さい。

氏 名 札

小松市災害遺体
第 号
氏名

災害遺体送付票

(送付番号)
災害遺体送付票 小松市災害遺体 号
(氏名)を送付する
年 月 日
(市長)
(火葬場) 宛

遺体処理票

小松市

災 害 遺 体 番 号		
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死 亡 原 因	
	死亡年月日	
	遺体発見の 日時・場所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死 亡 者 との 関 係	
	引取年月日	
遺 留 品	処 理 番 号	
	保 管 場 所	
備 考（身元不明遺体の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する）		
遺 体 収 容 所		

※注 身元不明遺体の場合は、備考欄にその旨を記入し、遺体の特徴その他参考になる事項を詳しく記入のこと。

(17) 遺留品処理票

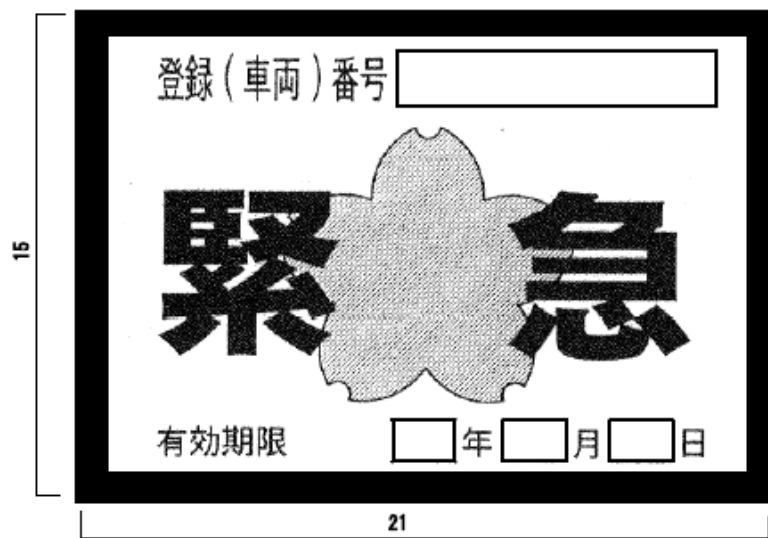
遺 留 品 処 理 票

遺留品処理番号		
遺 留 品		
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との 関 係	
	引取年月日	
死 亡 者	遺 体 番 号	
	氏 名	
	住 所	
遺留品保管所		

(18) 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
石 川 県 知 事 印		
石川県公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏 名 又は名称	
有 効 期 限		
備 考		
備考：用紙は日本工業規格 A 4 とする		

「標 章」



備考

1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

車両通行止め標識

備 考



1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(19) 物品受払簿

物 品 受 払 簿

No. /

避 難 所 名		担 当 職 員 名	
品 名		単 位・呼 称	

[illegible]

※注 1. 品名ごとに作成する。
2. 摘要欄は、購入先及び払出先等を記入する。
3. 備考欄は、購入金額及びその内訳を記入する。

(20) 応援活動結果様式

応援活動結果様式

小松市

災 害 種 別				
災害発生場所				
災害発生日時	年	月	日	時 分頃
応 援 要 請 受 信 時 間	年	月	日	発 信 者
	時	分	受信	覚 知 方 法
応援活動概要				
応 援 出 動 状 況	応 援 期 間	人 員	車 両	そ の 他
		名	台	
		名	台	
		名	台	
		名	台	
		名	台	
資 器 材 等 の 使 用 状 況				
応 援 出 動 に 起 因 す る 事 故				

(21) 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

資料編 様式

市町村名：小松市No. /

年 月 日 時 現在

輸送月日	目 的	輸送区間 (距離)	借 上 等			修					燃料費	実支出額	備 考
			使用車両等		金 額	故 障	車 両 等	修 繕 日	修繕費	故障の概要			
			種 類	台 数									
月 日					円				月 日	円		円	

(注) 1 「目的」欄は主なる目的(又は救助の種類名)を記入する。 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入する。
2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入する。 5 「事故の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入する。
3 借用車両等による場合は有償無償を問わず記入する。 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(22) 避難者カード

避難所名		整理番号	
------	--	------	--

避難者カード

※ 記載できる範囲で結構です。

該当するほうに レ点 をしてください。 ☐ 世帯主 ☐ 代表者 ☐ 個人 ☐ 帰宅困難者

入 所 年 月 日	年 月 日 時 分					
退 所 年 月 日	年 月 日 時 分					
退 所 後 の 行 き 先						
町内会名						
ふりがな 氏 名	年齢	性別	妊婦	要介護	参 考 事 項	
世帯主又は代表者		☐ 男 ☐ 女	☐	☐ 要	体温 度 ☐ 下痢 ☐ 咳 その他 ()	
ご家族 * 避難所に避難した方だけ記入してください		☐ 男 ☐ 女	☐	☐ 要	体温 度 ☐ 下痢 ☐ 咳 その他 ()	
		☐ 男 ☐ 女	☐	☐ 要	体温 度 ☐ 下痢 ☐ 咳 その他 ()	
		☐ 男 ☐ 女	☐	☐ 要	体温 度 ☐ 下痢 ☐ 咳 その他 ()	
		☐ 男 ☐ 女	☐	☐ 要	体温 度 ☐ 下痢 ☐ 咳 その他 ()	
住 所	〒					
電話番号			世帯主又は代表者携帯			
避難状況	あなたの家族は全員避難していますか？					
	☐ 全員避難した ☐ まだ残っている			どなたですか？		
安否情報	あなたの家族全員と連絡がとれましたか？					
	☐ 全員と連絡がとれた ☐ まだ連絡がとれない			どなたですか？		
ペットの 状況	☐ 同伴			種類： ☐ 犬、 ☐ 猫、 ☐ その他 ()		
	☐ 置き去り (自宅)			頭数： 特徴：		
	☐ 行方不明			名前：		
安否の問い合わせに情報を公表してもよいですか？				☐ はい ☐ いいえ		
市のホームページ等に避難者として公表してもよいですか？				☐ はい ☐ いいえ		

※感染対策が必要な場合には、体温測定や体調のチェックなどを行うこと

(23) 避難者名簿

避難所名	
------	--

整理番号	
------	--

避難者名簿

※太線の中をご記入ください。

整理 番号	町内 会名	ふりがな 氏 名	住 所	年 齢	避難された方の該当区分								入所 時間	退所 時間	備 考
					男 性			女 性				要介 護者			
					6 歳 未満	6 ～ 64 歳	65 歳 以上	6 歳 未満	6 ～ 64 歳	65 歳 以上	妊 婦				
記入 例	泉町	こまつ たろう 小松 太郎	泉町 1 - 1	40		○							5/15 12:30	5/15 19:45	一時帰宅、家族捜 索
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
合計															

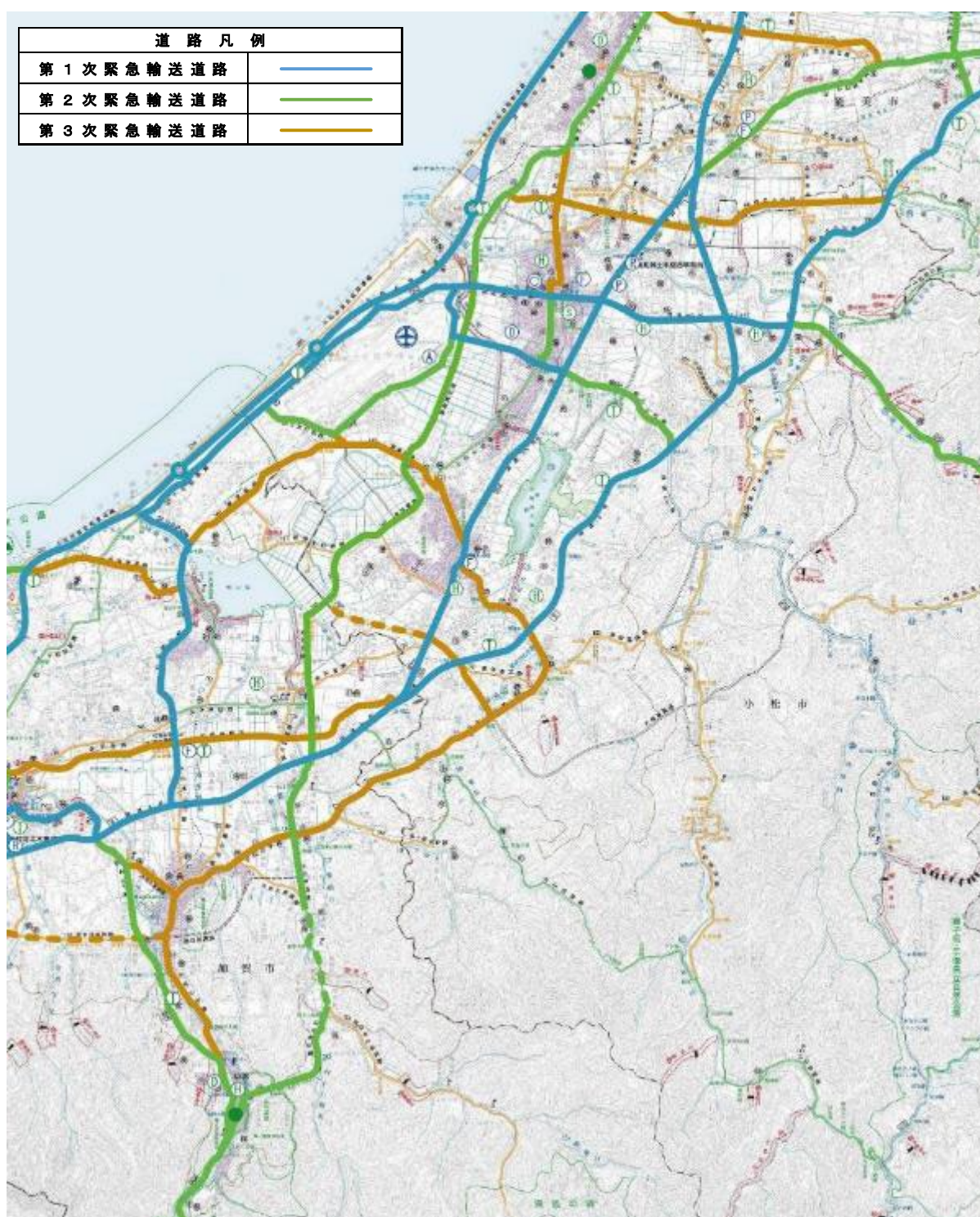
10 その他（道路整備・臨時ヘリポート）

（１）緊急輸送道路等の防災道路網

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
第１次 災害時の初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	高速道 国 道 同 同 主要地方道 同 同 市 道 同	北陸自動車道 国道８号 国道３０５号 国道３６０号 ４号 小松鶴来線 ２０号 小松加賀線 ２２号 金沢小松線 浮柳串茶屋線 向本折飛行場線
第２次 飲料水・食糧等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	国 道 主要地方道 同 同 一般県道 同 同 市 道 同 同 同	国道３６０号（金沢小松線以東） ４号 小松鶴来線 ２２号 金沢小松線 ２５号 金沢美川小松線 １０７号 新保矢田野線 １４５号 串加賀線 １５８号 日末村松線 龍助町九竜橋線 浮柳串茶屋線 浮柳佐美線 城南松崎線
第３次 復旧活動、路線の多重化・迂回路確保に対応する路線	主要地方道 同 一般県道 同 同 同 同 同 市 道	１１号 小松山中線 ５４号 寺畠小松線 １０１号 小松根上線 １０７号 新保矢田野線 １４５号 串加賀線 １４９号 潮津串線 １５６号 高塚栗津線 １５８号 日末村松線 上荒屋西荒谷線
市指定 主要緊急輸送・避難道路	・島下栗津湯上線、下栗津東側線 ・今江三谷バイパス線、基地今江線、今江国道１号線 ・日末海岸２、３、４号線、浮柳串茶屋線 （避難救援拠点周辺道路及び空港災害関連避難道路） ・向本折西側線、末広緑地白山町線、城南末広緑地線、幸町土居原町線（避難・救援拠点及び医療施設周辺緊急輸送道路） ・佐美串線（避難・救援拠点緊急輸送道路） ・安宅新安宅線、安宅小島線、浮柳安宅線 ・石田橋線、島田犬丸線、上八里白江線 ・幸町八幡線、八幡町今江新橋線、 ・今江春日神社線、今江符津線 ・市道串矢田新線	

緊急輸送道路等	道路種別	路 線 名
その他の主要防災道路		・ 布橋瀬領線、瀬領町南側線、打木栗津線、額見四丁町線、四丁町矢田野線 ・ 県道高塚栗津線、上荒屋西荒谷線、県道大野八幡線 ・ 県道金平寺井線、県道大杉長谷線、県道瀬領栗津線 ・ 県道栗生小松線、県道西二口長田線、津波倉一針線

(2) 緊急輸送道路等の防災道路網図



(3) 消雪装置設置状況

井戸 番号	施工 年度	制御盤所在地	代表路線名	散水延長 (m)	水源	散水 方法	制御 方式
1	H25	消防本部敷地内	松任町上小松線	768.0	地下水	交互	遠隔
2	S57 H21	新鍛冶 J R 踏切横	松任町上小松線 高架側道 2 号線	518.0	地下水	一斉	遠隔
3	S54	本蓮寺前向い	松任町土居原線	255.0	地下水	一斉	遠隔
4	H1 H18	向本折バス停付近	向本折飛行場線	626.0	地下水	交互	遠隔
5	S58 H9	東町 64 番 (称名寺前)	小松駅西町線外	550.0	地下水	一斉	遠隔
6	S61	下牧町リ 489 (前川新橋下)	城南松崎線	400.0	地下水	一斉	遠隔
7	S59 H1	寺町 1 番 (芦城小学校前)	九竜橋川寺町線外	920.0	地下水	交互	遠隔
8	H1 H6	本覚寺裏	丸の内町上寺町線外	819.0	地下水	交互	遠隔
9	H1 H22	丸の内公園町図書館西 口前	小馬出町公園線	679.0	地下水	交互	遠隔
10	H2 H19	安宅町ト 26-1 番地先	安宅新安宅線	686.0	地下水	交互	遠隔
11	H1 H8	中町 35-1 (中町公民館前)	京町中町線外	1,196.0	地下水	交互	遠隔
12	S62 H23	新町 32 (新町公民館前)	大川町一丁目 2 号線 外	1,315.0	地下水	交互	遠隔
13	S59 H12	長崎町チ 1-12 (高速下)	長崎安宅線	212.0	地下水	一斉	遠隔
14	S59	安宅新町 246-1 (高速下)	安宅新安宅線	200.0	地下水	一斉	遠隔
15	S47	草野町丙 9-3 (高速下)	基地草野線	125.0	地下水	一斉	遠隔
16	H6	大和町 (正木小児科)	土居原大和町線	915.0	地下水	交互	遠隔
17	H1 H12	栄町 (北陸電力)	土居原下牧線	1,322.0	地下水	交互	遠隔
18	H2 H23	末広公園内	土居原下牧線	756.0	地下水	一斉	遠隔
19	S60 H14	寺町 (本覚寺前)	停車場寺町線	362.0	地下水	一斉	遠隔
20	S61 H15	大文字公民館前	九竜橋川大文字町線	685.0	地下水	交互	遠隔
21	H6	稚松小学校前	殿大川町線	1,407.0	地下水	交互	遠隔
22	S61 H18	芦城小学校校内	浜田末広線	1,113.0	地下水	交互	遠隔

井戸 番号	施工 年度	制御盤所在地	代表路線名	散水延長 (m)	水源	散水 方法	制御 方式
23	H1 H21	市営第2駐車場	丸の内町上寺町線	814.0	地下水	交互	遠隔
24	S61	小松年金事務所	京町地子線	1,161.0	地下水	交互	遠隔
25	S60 H14	小松高校横	京町殿町線外2路線	1,163.0	地下水	交互	遠隔
26	S60 H16	芦城小学校グラウンド	東町本町線	574.0	地下水	交互	遠隔
27	H6	梯大橋前	大川町茶屋線	686.0	地下水	一斉	遠隔
28	H2 H24	末広体育館裏	土居原下牧線	559.0	地下水	一斉	遠隔
29	H1	工業団地一丁目地内	工業団地1号線	504.0	地下水	一斉	遠隔
30	H2 H28	工業団地一丁目地内	工業団地1号線	484.0	地下水	一斉	遠隔
31	H2	工業団地一丁目地内	工業団地1号線	502.0	地下水	一斉	遠隔
32	S58	希望丘団地入口	希望丘西軽海線	407.0	河川水	一斉	遠隔
33	S59	西軽海団地入口	西軽海町大通り線	712.0	河川水	一斉	遠隔
34	H8	栗津駅前公民館	栗津駅前大通り線	387.0	地下水	一斉	遠隔
35	H9 H25	符津町ラ31（大窪旅館）	栗津駅前大通り線	529.2	地下水	交互	遠隔
36	H3 H14	東町（勝光寺横）	土居原西町線	1,202.0	地下水	交互	遠隔
37	H3 H16	本折町地内	本折相生町線	1,176.0	地下水	交互	遠隔
38	H7	西部地区体育館前	浮柳安宅線	725.0	地下水	交互	遠隔
39	H4	鶴ヶ島町タ62番地先	浮柳安宅線	657.0	地下水	交互	遠隔
40	H4 H24	向本折町ハ5-1番地先	本町向本折線	594.0	地下水	交互	遠隔
41	H4 H15	泉町地内	泉町7号線	915.0	地下水	交互	遠隔
42	H5	中海町地内	中海原線	898.0	河川水	交互	遠隔
43	H5	白鳥橋右岸	土居原下牧線	841.0	地下水	交互	遠隔
44	H6	丸の内町中町7-1番地先	丸内町石田橋線	600.0	地下水	交互	遠隔
45	H6	岩渕町イ23番地先	中海原線	747.0	河川水	交互	遠隔
46	H7	長崎坊丸会館前	長崎坊丸2号線	1,334.5	地下水	交互	遠隔
47	H7	市民病院前	末広緑地白山町線外	859.0	地下水	交互	遠隔
48	H7	向本折町末173番地先	本町向本折線	344.3	地下水	一斉	遠隔

井戸 番号	施工 年度	制御盤所在地	代表路線名	散水延長 (m)	水源	散水 方法	制御 方式
49	H9	今江町九丁目 1 (ﾀｲﾌﾟ精機駐車場)	今江国道 3 号線	670.0	地下水	一斉	遠隔
50	H9	桜木町北國銀行	育成桜木町線	1,057.0	地下水	交互	遠隔
51	H7	浜田町ホ 63 番地先	浜田町 1 号線	957.3	地下水	交互	遠隔
52	H8	小寺町地先 (丸内中ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	大川町三丁目園町線	1,419.0	地下水	交互	遠隔
53	H4 H29	能美小学校校門	上八里白江線	601.4	地下水	一斉	遠隔
54	H3 H19	千代町少彦名神社	上八里白江線	558.4	地下水	一斉	遠隔
55	H10	向本折松寿園	向本折今江線	1,015.0	地下水	交互	遠隔
56	H10	島田町二 68-1 番地先	島田一針線	1,010.0	地下水	交互	遠隔
57	H11	日末小学校前	佐美日末線	927.0	地下水	交互	遠隔
58	H12	末広町 45 番地先	小松運動公園線外	455.0	地下水	交互	遠隔
59	H13	八幡町 46 番地先	上本折八幡線外	622.0	地下水	交互	遠隔
60	H13	ヨシタ自動車附近	園白江線	791.0	地下水	交互	遠隔
61	H13	旭町 20 (アイワ印刷前)	旭白山町線	706.0	地下水	交互	遠隔
62	H14	日の出町三丁目	幸町土居原線	361.3	地下水	交互	遠隔
63	H15	幸町 1 丁目 63-1 番地先	日の出町幸町線	925.0	地下水	交互	遠隔
64	H15	八日市地方 29 番地先	小松駅東通り線	524.0	地下水	交互	遠隔
65	H13	土居原町 539 番地先	幸町土居原線	381.0	地下水	交互	遠隔
66	H13	下牧町戊 102	石田橋線(右岸)	646.0	地下水	一斉	遠隔
67	H13	下牧町戊 102	石田橋線(左岸)	900.4	地下水	一斉	遠隔
68	H14	大領中町一丁目	八幡町今江町線	1,327.7	地下水	交互	遠隔
69	H14	土居原町 (J R 高架下)	小松駅東通り線	1,160.0	地下水	交互	遠隔・ 自動
70	H5	土居原町 (市民公園内)	小松駅西通り線	692.0	地下水	交互	遠隔
71	H18	丸の内町 125-3 番地先	丸の内町 1 号線外 3 路線	919.7	地下水	交互	遠隔
72	H19	錦町 56 番地先	西本折向本折線外 3 路線	1,410.0	地下水	交互	遠隔
73	H16	白山町 48-1 番地先	飴屋町本折線	736.6	地下水	交互	遠隔

井戸 番号	施工 年度	制御盤所在地	代表路線名	散水延長 (m)	水源	散水 方法	制御 方式
74	H17	今江町二丁目 96 番地 先	八幡町今江線	1,036.0	地下水	交互	遠隔
75	H18	向本折町	向本折飛行場線	615.5	地下水	一斉	遠隔
76	H19	今江町	基地今江線	529.4	地下水	一斉	遠隔
77	H15	符津町 (歩道橋下)	栗津駅西側線	267.0	地下水	交互	遠隔
78	H15	四丁町 (八幡神社前)	串矢田新線	549.3	地下水	交互	遠隔
79	H17	串町(野立町特別借上 宿舎前)	串矢田新線	715.1	地下水	交互	遠隔
80	H17	ジェイバス駐車場前	串矢田新線 串工業団地 1 号線	700.0	地下水	交互	遠隔
81	H10	月津地区公民館前	串矢田新線	496.1	地下水	交互	遠隔
82	H11	月津町(ライオンパワ ー前)	串矢田新線	640.0	地下水	交互	遠隔
83	H18	沖町	沖町八幡線	728.0	地下水	一斉	遠隔
84	H1	打越町	沖町八幡線	457.0	地下水	交互	遠隔
85	S63	県立工業高校前	沖町八幡線	331.0	地下水	交互	遠隔
86	H17	八幡 西	沖町八幡線	1,400.5	用水	一斉	遠隔
87	H20	沖町	沖町八幡線	655.4	地下水	交互	遠隔
88	H20	矢田新町	串矢田新線	420.1	地下水	一斉	遠隔
89	H20	矢田町	串矢田新線	517.2	地下水	一斉	遠隔
90	H21	幸町	幸町 1 号線	381.0	地下水	一斉	遠隔
91	H20	細工町	細工町裏通り線外 3	556.0	地下水	交互	遠隔
92	H9	白江町 第一小	津波倉一針線	780.0	地下水	交互	遠隔
93	H18	打越町	津波倉一針線	190.0	地下水	交互	遠隔
94	H4	白江町 白江大橋	津波倉一針線	684.0	地下水	一斉	遠隔
95	H5 H25	川辺町	津波倉一針線	377.0	地下水	交互	遠隔
96	H4	一針町	津波倉一針線	839.0	地下水	交互	遠隔
97	H21	沖町	幸町八幡線	632.4	地下水	交互	遠隔
98	H21	沖町	幸町八幡線	667.6	地下水	交互	遠隔
99	H21	沖町	幸町八幡線	236.8	地下水	交互	遠隔

井戸 番号	施工 年度	制御盤所在地	代表路線名	散水延長（m）	水源	散水 方法	制御 方式
100	H21	符津町	矢崎島線	481.5	地下水	交互	遠隔
101	H22	日末町	日末海岸3号線	379.4	地下水	一斉	遠隔
102	H23	今江町	今江城山線	469.0	地下水	交互	遠隔
103	H23	本町外2	本町芦田町線外3	675.5	地下水	交互	遠隔
104	H24	園町外2	園小寺線外	844.9	地下水	交互	遠隔
105	H24	園町外1	園小寺線外	825.6	地下水	交互	遠隔
106	H29	矢沢町	四丁町矢田野線	339.0	地下水	交互	遠隔
107	H29	春日町	四丁町矢田野線	433.0	地下水	交互	遠隔
108	R2	河田町	上八里白江線	135.0	河川水	一斉	遠隔
109	R5	四丁町外1	四丁町矢田野線	646.1	地下水	交互	遠隔
110	R4	能美町外2	能美大橋線	564.1	地下水	交互	遠隔
111	R7	那谷町	那谷寺線	653.9	河川水	一斉	遠隔
112	R8	額見町外1	額見四丁町線	592.0	地下水	交互	遠隔
113	R8	蓑輪町外3	矢田野みのわ線	717.7	地下水	交互	遠隔
	H17	島町	島下栗津湯上線	58.0	県井戸	一斉	委託
	H17	城南町	石田橋線	100.0	県井戸	交互	委託
	H17	串町	串矢田新線	331.0	県井戸	交互	委託
	H23	茶屋町外1	茶屋町神社線	266.0	県井戸	一斉	委託
	H14	高堂町	高堂町中ノ庄線	43.5	県井戸	交互	委託
	H25	龍助町	龍助町九竜橋線	421.0	県井戸	交互	委託
	H24	里川町	上八里遊泉寺町線	229.0	ため池	一斉	委託
	H18	栗津温泉緑地	栗津町中1号線外	1,005.0	ため池	一斉	委託
		合計	121箇所	81,588.40			

(4) 臨時ヘリポート(離着陸場)一覧表

航空法79条に基づく離着陸場

No.	名称	所在地	緯度・経度	管理者・ 電話番号	基準	広さ (m)	地面の 状況	備考
1	レクレーション広場(赤瀬ダム管理事務所)	赤瀬町地内	N 36° 16' 49" E 136° 28' 56"	管理事務所長 0761-46-1314		151×103	砂状	
2	大倉岳高原スキー場	尾小屋町レ41	N 36° 16' 36" E 136° 32' 15"	管理事務所長 0761-67-1426		60×60	砂状	スキー場 ゲレンデ 平坦部
3	東部消防防災ステーション	西軽海町二丁目204番地14	N 36° 23' 42" E 136° 30' 18"	警防課長 0761-20-2710		38×38	コンクリート	

航空法81条の2に基づく離着陸場

No.	名称	所在地	緯度・経度	管理者・ 電話番号	基準	広さ (m)	地面の 状況	備考
1	稚松小学校グラウンド	殿町2-7	N 36° 24' 25.00" E 136° 27' 09.00"	学校長 0761-22-8571		95×59	砂状	砂が舞う 恐れ有り
2	丸内中学校グラウンド	小寺町甲27	N 36° 24' 37.00" E 136° 27' 19.00"	学校長 0761-22-2935		65×100	砂状	
3	小松高等学校グラウンド	丸内町二ノ丸15	N 36° 24' 45.79" E 136° 26' 58.00"	学校長 0761-22-3250		86×196	砂状	
4	小松中央緑地(小松市役所)	丸の内町三の丸4-2	N 36° 24' 33.32" E 136° 26' 44.51"	緑花公園課長 0761-24-8101		53×65	芝状	若干の 傾斜有り
5	芦城小学校グラウンド	西町25	N 36° 24' 02.00" E 136° 26' 54.00"	学校長 0761-22-3950		50×100	砂状	
6	芦城中学校グラウンド	芦田町2-69	N 36° 24' 17.47" E 136° 26' 30.92"	学校長 0761-22-2930		95×74	砂状	
7	末広陸上競技場	末広町2	N 36° 24' 04.21" E 136° 26' 25.56"	小松運動公園所長 0761-24-3074		60×85	芝状	
8	末広野球場(弁慶スタジアム)	末広町2	N 36° 24' 00.55" E 136° 26' 31.18"	所長 0761-24-6518		95×45	芝状	
9	こまつの杜	こまつの杜1	N 36° 24' 16.74" E 136° 27' 20.16"	事務局長 0761-24-2154		120×200	砕石状	
10	安宅小学校グラウンド	安宅町安宅林5	N 36° 24' 45.00" E 136° 25' 27.00"	学校長 0761-22-2450		52×74	砂状	砂が舞う 恐れ有り
11	安宅中学校グラウンド	安宅町安宅林4-112	N 36° 24' 55.67" E 136° 25' 17.64"	学校長 0761-24-0073		86×100	砂状	
12	安宅海浜公園	安宅町ル1-2	N 36° 25' 16.00" E 136° 25' 30.00"	小松運動公園所長 0761-24-3074		100×96	砂状	砂が舞う 恐れ有り
13	犬丸小学校グラウンド	犬丸町甲61	N 36° 25' 39.87" E 136° 27' 33.85"	学校長 0761-22-0812		45×66	砂状	一部凸凹 した土地 有り
14	板津中学校グラウンド	松梨町丙8	N 36° 25' 26.61" E 136° 27' 41.12"	学校長 0761-21-8510		98×108	砂状	南側に 高圧線有 り
15	小松市民センター多目的広場	大島町丙42-3	N 36° 25' 23.52" E 136° 26' 49.21"	所長 0761-24-6101		85×150	芝状	南側に 高圧線有 り

No.	名称	所在地	緯度・経度	管理者・ 電話番号	基準	広さ (m)	地面の 状況	備考
16	小松北高等学校 グラウンド	島田町 イ85-1	N 36° 25' 14.26" E 136° 27' 46.79"	学校長 0761-21-5321		57×63	砂状	周りに 照明灯 (20m)有り
17	荒屋小学校 グラウンド	荒屋町ほ 1	N 36° 25' 57.20" E 136° 28' 23.87"	学校長 0761-22-5042		48×102	砂状	南側に 住宅有り
18	第一小学校 グラウンド	白江町 ハ73-1	N 36° 24' 11.71" E 136° 28' 34.25"	学校長 0761-22-3173		59×89	砂状	周りに 電線・住宅 有り
19	小松市立高等学校 グラウンド	八幡ト1	N 36° 23' 52.92" E 136° 29' 41.40"	学校長 0761-47-2910		88×122	砂状	
20	小松工業高等学校 グラウンド	打越町丙 67	N 36° 24' 01.53" E 136° 28' 15.49"	学校長 0761-22-5481		101×117	砂状	周りに 照明灯 (20m)有り
21	能美小学校 グラウンド	能美町ソ 51	N 36° 24' 38.00" E 136° 28' 58.10"	学校長 0761-24-0410		63×103	砂状	東側に 電線有り
22	明峰高等学校 グラウンド	平面町へ 72	N 36° 23' 51.33" E 136° 28' 02.87"	学校長 0761-21-8545		95×110	砂状	西側に樹木 東、北側に 電柱有り
23	苗代小学校 グラウンド	北浅井町 ヌ6	N 36° 23' 20.78" E 136° 27' 56.02"	学校長 0761-22-1041		77×81	砂状	北側に鉄塔 周囲に電柱 有り
24	松陽中学校 グラウンド	大領町イ 103	N 36° 23' 18.45" E 136° 26' 56.95"	学校長 0761-23-1311		80×85	砂状	東側に 電柱有り
25	蓮代寺小学校 グラウンド	蓮代寺町 ハ丙16	N 36° 22' 27.99" E 136° 28' 10.74"	学校長 0761-22-1011		60×73	砂状	南側、西側 に照明(15 m)有り
26	木場潟公園中央 園地多目的広場	三谷町ら 58	N 36° 22' 04.37" E 136° 27' 01.10"	事務局長 0761-43-3106		115×147	芝状	西側に 遊歩道有り
27	向本折小学校 グラウンド	向本折町 寅188	N 36° 23' 31.81" E 136° 26' 37.26"	学校長 0761-22-0659		65×50	砂状	南側に 電線有り
28	今江小学校 グラウンド	今江町6- 167	N 36° 22' 46.38" E 136° 26' 15.48"	学校長 0761-22-0577		50×80	砂状	
29	串小学校 グラウンド	串町乙1- 1	N 36° 22' 11.74" E 136° 25' 27.29"	学校長 0761-44-2031		70×80	砂状	
30	御幸中学校 グラウンド	村松町50	N 36° 22' 25.61" E 136° 24' 54.19"	学校長 0761-43-2372		70×80	砂状	
31	日末小学校 グラウンド	日末町ニ 52	N 36° 22' 50.54" E 136° 24' 02.57"	学校長 0761-44-2032		60×70	砂状	
32	小松市ふれあい 健康広場	日末町 サ29-1	N 36° 23' 40.89" E 136° 23' 18.92"	管理事務所長 0761-23-4570		260×100	芝状	凹凸、池 有り
33	スカイパークこ まつ翼サッカ ー・ラグビー場	日末町 ヤ1-1	N 36° 23' 35.40" E 136° 23' 43.26"	所長 0761-23-2188		135×160	芝状	東側に空港 滑走路隣接
34	国府小学校 グラウンド	河田町 丁40-1	N 36° 24' 35.04" E 136° 30' 41.65"	学校長 0761-47-2079		80×70	砂状	東側に樹木 南側に電柱 有り
35	国府中学校 グラウンド	小野町 巳152-2	N 36° 24' 46.70" E 136° 30' 22.04"	学校長 0761-47-2004		90×79	砂状	

No.	名称	所在地	緯度・経度	管理者・ 電話番号	基準	広さ (m)	地面の 状況	備考
36	国府台中央公園	国府台 4-157	N 36° 24' 58.43" E 136° 31' 09.96"	緑花公園課長 0761-24-8101		78×79	砂状	全方位ナイ ター設備 (15m)有り
37	東稜小学校 グラウンド	西軽海町 1-41	N 36° 23' 55.49" E 136° 30' 03.03"	学校長 0761-47-0316		82×81	砂状	
38	小松商業高等学 校グラウンド	希望丘10	N 36° 23' 54.74" E 136° 29' 53.83"	学校長 0761-47-3221		137×103	砂状	
39	中海小学校 グラウンド	中海町 山林ニ8- 1	N 36° 23' 51.18" E 136° 31' 09.04"	学校長 0761-47-1020		97×43	砂状	ナイター設 備(12m)北 西・南西有り
40	中海中学校 グラウンド	軽海町2- 4-1	N 36° 23' 50.17" E 136° 30' 29.40"	学校長 0761-47-1024		150×77	砂状	
41	旧金野小学校 グラウンド	大野町子 43	N 36° 21' 51.75" E 136° 29' 46.58"	管財課長 0761-24-8026		72×60	砂状	ナイター設 備(12m)東 側・南側有り
42	松東みどり学園 グラウンド	江指町丙 30	N 36° 21' 34.66" E 136° 29' 28.88"	学校長 0761-41-1070		100×85	砂状	
43	小松特別支援学 校グラウンド	金平町丁 76	N 36° 21' 20.06" E 136° 30' 28.68"	学校長 0761-41-1215		62×44	砂状	
44	旧西尾小学校 グラウンド	観音下町 口48	N 36° 20' 00.06" E 136° 31' 36.00"	農山村 創生室長 0761-24-8078		65×62	砂状	ナイター 設備(12m) 南東側有り
45	符津小学校 グラウンド	符津町ハ 100	N 36° 21' 24.27" E 136° 25' 56.03"	学校長 0761-44-2596		50×90	砂状	砂が舞う 恐れ有り
46	南部中学校 グラウンド	島町ヌ43	N 36° 20' 54.16" E 136° 25' 32.70"	学校長 0761-44-2560		63×74	砂状	
47	小松サン・アビ リティーズ念仏 林グラウンド	符津町念 仏ケ2-7	N 36° 21' 14.32" E 136° 25' 05.06"	所長 0761-44-4411		110×150	砂状	
48	栗津公園多目的 広場	符津町念 仏3-1	N 36° 21' 17.90" E 136° 25' 13.30"	所長 0761-44-2280		77×113	芝状	
49	木場小学校 グラウンド	木場町わ 1	N 36° 21' 13.82" E 136° 26' 53.81"	学校長 0761-44-2803		55×45	砂状	東、南側 に林有り
50	栗津小学校 グラウンド	井口町チ 24	N 36° 20' 09.02" E 136° 26' 49.32"	学校長 0761-65-1102		54×40	砂状	東側に 山有り
51	那谷小学校 グラウンド	那谷町ユ 54	N 36° 18' 50.30" E 136° 25' 22.58"	学校長 0761-65-1852		50×72	砂状	
52	矢田野小学校 グラウンド	下栗津町 ク101-1	N 36° 20' 17.99" E 136° 25' 33.10"	学校長 0761-44-2593		50×86	砂状	
53	こまつドーム 第2駐車場	林町ほ5	N 36° 20' 23.79" E 136° 26' 11.03"	所長 0761-43-1677		55×100	アスフ アルト	駐車場内 に外灯 (7本)有り
54	月津小学校 グラウンド	月津町ユ 113	N 36° 21' 10.15" E 136° 24' 16.29"	学校長 0761-44-2594		50×35	砂状	
55	小松短期大学 グラウンド	四丁町ヌ 1-3	N 36° 21' 15.51" E 136° 25' 02.91"	学長 0761-44-3500		80×60	砂状	